

平成18年度
包括外部監査結果報告書

「県税の賦課徴収事務について」

平成19年3月13日

島根県包括外部監査人

福田龍太

目 次

第1章 監査の概要	1
第2章 監査の結果及び意見の概要	3
第3章 監査にあたって	18
第4章 監査対象事務と監査対象機関の概要	21
第5章 課税事務関係	42
第6章 徴収事務関係	102
第7章 税務総合オンライン（税務電算）システム等について	125
平成18年度包括外部監査の日程等について	129

第1章 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象とした特定の事件

県税の賦課徴収事務について

3 対象部署

税務課及び県税を扱う県民センター

4 対象期間

平成17年度。ただし、必要に応じて過年度に遡及するとともに、平成18年度以降の見込みも参考にした。

5 選定の理由

現在、三位一体改革により、自主財源の確保すなわち、税源移譲による地方財政の拡充と課税自主権の強化が喫緊の課題である。この課題に取り組むうえで、地方税務行政が適法・公平に執行されていることが前提となる。したがって、県税の賦課徴収事務が適法かつ公平に行われているかどうかを検証することは重要な意味があることから、県税の賦課徴収事務を監査テーマとして選定した。

6 監査の着眼点（監査要点）

- (1) 賦課調定事務に関しては、法令等に準拠して行われているか、また、効率的に行われているか、更に、網羅的に行われているか。
- (2) 徴収（収納）事務に関しては、法令等に準拠して行われているか、また、効率的に行われているか、更に、徴収率向上のため適切な対応がとられているか。

7 監査手続

- (1) 県税に関する統計資料に基づき県税の税務機構、課税状況、収入実績等を把握し、過年度からの推移、県内の地域間の比較・分析を行った。
- (2) 課税に関する事務手続について、税目ごとにヒアリングを行い、課税の網羅性の確保と課税の適法性の確保、及びこれら事務の効率性の確保のための

方策を検証した。

(3) 徴収（収納）に関する事務手続について、滞納整理の事務別にヒアリングを行い、徴収率向上と徴収の公平性の確保のための効果的な方策がとられているかについて検証した。

(4) 上記（2）及び（3）について、税務課、各県民センター及び各地域事務所に往査を行って、質問・書類の閲覧、証憑突合を実施した。

8 監査の実施期間

平成18年4月～平成19年3月まで

9 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記のことを補助者とした。

太田勇治（税理士）

岸田和俊（弁護士）

10 利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査の結果及び意見の概要

1 総括事項

平成18年7月から平成19年1月まで、島根県総務部税務課、東部県民センター（本所）、隠岐税務グループ、雲南事務所、出雲事務所、西部県民センター（本所）、県央事務所、益田事務所を対象に、県税の賦課徴収事務全体について監査を行った。

2 組織

税の賦課徴収事務は、納税者に税を課するという課税事務（納税通知書の交付・申告書の受付等）と、納税者から税金を徴収するという納税事務（窓口収納・徴収事務等）に大きく分けられる。島根県では、平成18年4月、合理的かつ効率的に税の賦課徴収事務を行うため、県税の賦課徴収業務を取り扱う組織の再編を行った。

① 県税事務の執行体制について

総じて、島根県の税務職員の人数は少ないなかで、一人ひとりが業務をかなり手際よく行っている。しかしながら、小規模事務所は人数的に厳しく、窓口業務と出張業務の調整が難しかったり、現年分の事務処理に追われ滞納繰越分の徴収が追いつかなかったりと大変である。平成19年度からは、所得税から個人住民税への税源移譲が予定されているので、他の部署などから人数の増員をすることも検討すべきである。

② 県税事務のノウハウの継承について

島根県では、一般的に3年で人事異動があるため、ノウハウの蓄積が難しい。さらに、団塊の世代の大量退職も控えており、若手や中堅の研修を充実させると共に、団塊の世代の大量退職対策として、再雇用、定年延長を検討すべきである。

3 管理に関する事項

① 徴税吏員証・検税吏員証について

各税務職員が自分で徴税吏員証・検税吏員証を管理しているが、徴税吏員証・検税吏員証がきちんとあるかどうか確認することは、現在年度替りの時期（年度末）の年1回だけということである。徴税吏員証、検税吏員証がきちんとあるかどうかの確認を毎日、少なくとも毎月は行うべきである。

② 領収証書綴りについて

収入分任出納員領収証書綴り（本税分）、歳入歳出外現金領収証書綴り（差押分）に最初からナンバリングがないといけないのに、これが無いため、領収証書のナンバー（番号）が重複していた。また、担当者のかばんに領収証書綴りが入ったままになっているケースがあった。現時点で不正はないが、このようなことは、不正につながるおそれがあるため、改善する必要がある。

4 研修

島根県においては、税務の職場研修、派遣研修及び集合研修を実施している。

① 研修プログラムについて

研修プログラムは適切なものが用意されており、また運用も適切であるといえる。

② 研修の意義について

地方分権の時代にあって、自主財源である地方税収入の確保が極めて重要な課題となっており、税務職員には地方税制度やその運用についての専門的知識の習得と、公平な税務行政を推進していくことが求められている。そのためにも、研修は必要不可欠なので、今後も研修は定期的に必要に応じて行う必要がある。

現在、税務オンラインシステムにより、業務がある程度標準化されているが、税務オンラインシステムに頼りすぎると、税の課税・徴収手続の根拠となる法令等を見落としがちになるおそれがあるため、研修において法令を再認識することは有益である。

③ 税務職員の配置について

税務には税の知識のみならず、企業会計の知識や法律までが要求される。しかしながら、税務職員のすべてを専門家とするのは現実的でない。要所にキャリア10年以上の専門的な職員を置くのが現実的である。

5 新税導入

島根県は、平成17年に、法定外税として産業廃棄物減量税と水と緑の森づくり税を新設した。

① 新税導入プロセスについて

新税は、島根県税制検討会や島根県地域環境税制懇話会において十分検討された結果、導入されたといえる。

② 新税導入の大前提について

地域の問題を住民が負担して解決するという新税の導入は、地方分権や地方の自立という観点からは評価できるが、徹底した歳出削減が大前提となる。新税は特定の政策課題を前進させる原動力にはなるが、本来の意味での財政再建には一層の歳出削減努力が不可欠である。

6 個人県民税

毎年1月1日現在で県内に住所のある個人には、均等割と所得割が課税される。

① 相互併任制度について

個人住民税は、市町村民税と個人県民税をあわせた額を市町村が賦課徴収するため、市町村の賦課徴収事務の良し悪しが県民税の徴収率の良し悪しにつながる。個人県民税の徴収率を向上させるためには、市町村と連携を深める必要があり、平成18年度からは「相互併任制度」を実施している。この制度により、市町村の徴税吏員の徴税スキルが向上し、個人市町村民税及び個人県民税の徴収率が向上することを期待したい。

7 個人事業税

個人事業税は、個人の行う事業に対して、前年中の事業の所得を課税標準とし、事務所又は事業所所在の都道府県において課する都道府県税である。

事業の種類は、地方税法及びこれに基づく政令により限定列挙されている。

本県における県税に占める個人事業税の割合は、平成17年度は1.3%で、現年分調定額は771,285千円であった。また、調定額の推移をみると、平成13年以降右肩下がりの状態が続いていたが、平成17年度においては微増している。

① 申告書の転写作業の効率化について

個人事業税の賦課決定において行われる税務署における資料収集については、今後、電子申告の普及が徴税コストを抑える切り札になると予想される。県としても電子申告の普及を訴え情報収集コストを押さえると共に、普及までの暫定的な手法として、税務署における申告データを「イメージファイリング」として提供してもらうことを税務署側へ働きかけていただ

きたい。なお、やむを得ず現行通りの複写を行わざるを得ない場合には、効率的な作業手順と臨時職員対応によるコスト削減も検討されたい。

② 賦課事務について

東部県民センターで書類を査閲したところ、「国税データ明細票」において、「賦課」又は「失格」の判断を行った担当者の押印が無く、責任の所在が不明なままとなっており、また、判定となる数値が蛍光ペンで書かれており読解に困難な記載となっていたので、事務の経緯について明瞭に記載されると共に、責任の所在を明らかにする意味でも処理者・承認者の捺印を明細票に留めるように改められたい。

③ 賦課決定のための報告書について

個人事業税の賦課決定にあたり、不動産貸付業など税務申告データのみで賦課すべきか否か不明な場合、照会の文書で確認されているが、書式を東西県民センターで共通にすべきである。また、文書返送が無い場合の対応について、納税者とトラブルにならないように、対応の履歴等を明瞭に記録しておくことが必要である。

④ 無申告者に対する捕捉について

所得税において確定申告が不要な納税者でも、個人事業税では課税対象となることもあり、過去の所得状況や広報活動により無申告者の捕捉に努めるべきである。

⑤ 業種の認定について

個人事業税が限定列挙された事業に限って賦課される税目であることから、特に業種の判定は慎重にならざるを得ないところである。サンプリングによる書類の査閲を行ったところ、判定が困難な事案が多くあり、また、事業種類の認定誤りもあった。少なくとも同じような業種・業態において東西県民センターでその取扱いが異なることだけは避けなければならず、その為にも税務課において各県民センターからの問い合わせがあったものについてケーススタディによるデータベース化により、県下統一的な判断ができるようにしておくべきである。なお、業種限定列挙に対する課税に関しては問題があると思われ、「課税の公平」の見地から、また賦課決定作業の簡略化のためにも他の自治体とも協議しながら、地方税法改正に向けて関係官庁に対して働きかけていただきたい。

⑥ 個人事業税の分割事業者について

個人事業者で他府県に事務所等を有する個人事業者、特に県外の個人事業者が本県内に事務所等を設置した場合においては、当県への税収に繋がするため、担当部署におかれては、普段から求人情報等での情報収集を徹底されたい。

⑦ 納期の見直しについて

個人事業税の納期は、原則 8 月及び11月中とされ、本県においてもこれが適用されている。しかしながら、第 2 期の11月は所得税の予定納税（2 回目）と重なり、納税者にとっては特定月に資金需要が集中することから、第 2 期の納期を10月に繰り上げることも徴税率を上げるための手法として考えられ、納税者の利便性を考慮しながら適切に対処されたい。

⑧ 口座振替の推奨について

平成17年度における個人事業税の口座振替による納付は、件数割合で 25.2%、税額割合で31.2%である。期限内納付率が向上することは、県の適正な財政運営に寄与することとなるだけでなく、本来徴税担当者が対応すべき滞納者へのアプローチが増すことにつながることからも有益であり、今後口座振替制度のPRを積極的に行っていただきたい。

8 法人県民税・法人事業税

法人県民税は、道府県内に事務所又は事業所を有する法人等が、居住地域の行う行政サービスに対するコストを負担しあう性質を持った税であり、資本金等の額に応じて負担する均等割と所得に応じて負担する法人税割から構成されている。なお、平成17年 4 月 1 日より開始する事業年度より、均等割額の 5 % 相当額を「水と緑の森づくり税」として、均等割額に併せて申告・納付することとなっている。

また、法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の都道府県が、その事業を行う法人に対して課する都道府県税である。平成15年度税制改正により、「外形標準課税制度」が導入され、平成16年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人に対しては、所得割・付加価値割・資本割によって課税されることとなった。

県税に占める法人県民税・法人事業税の割合は、平成17年度でそれぞれ5.2%、27.3%であり、合わせると県税全体の約1/3を占める重要な税目である。

現年分調定額は法人県民税が3,140,154千円、法人事業税が16,382,830千円であった。また、調定額の推移をみると、平成13年以降右肩下がりの状態が続いて

いたが、平成17年度において改善の兆しが見え始めている。

① 申告納付に関する事務手続きについて

法人二税で閲覧した申告書全てにおいて、記載内容の点検を赤ペンでチェックし確認した形跡があるものの、処理者の押印又は署名が無く、誰が担当したのかわからない点が気になった。事後で何か問題が発生した場合を想定すれば、責任の所在は明確にしておくべきで、税務課の主導により、県下両県民センターの統一的な処理手順として確立され、改められるようにされたい。

② 不申告法人、休業・清算中の法人に対する申告及び決定について

法人県民税の不申告法人について、税務署・市町村等と連携しながら、実態調査の強化、申告意欲を積極的に行っていただきたいし、実質的に事業活動の実態がなく、清算処理も資金面その他の事情により出来ていない法人については、実態を調査した上で該当企業には速やかに休業の認定を行う等、課税事務の円滑な運営を図られたい。また、法人税額のある無申告法人に対する決定処分については、県税の早期徴収のためにも、均等割額のみを単独で決定処分ができるよう、他の自治体とも協議の上、関連官庁への働きかけを行っていただきたい。

③ 都道府県知事の調査による更正及び決定について

都道府県知事には、自主決定法人に対する調査により更正及び決定を下す権限が与えられているが、十分調査されているとは言い難く、該当企業へは毎年とは言わないまでも、予定を組んだ上での計画的な臨場検証を行うよう改められたい。

④ 外形標準課税により申告をしている法人についての適法性

外形標準課税の対象となる法人数は、平成16年の制度導入後、意図的と捉えられる減資により適用対象から外れた法人が急増し、県内本店法人・県外本店法人共に減少していることが窺える。これらの法人についても調査による更正及び決定が可能であり、実施計画に沿って、早期に計画的な臨場検証が行われることを期待すると共に、検証の結果誤りがあった場合には、該当事例を東西県民センター間での共有情報として活用し、今後の調査に役立てて欲しい。

⑤ 法人県民税均等割の課税免除について

本県における法人県民税均等割の課税免除措置については、2つの条例によって規定されているが、査閲の結果、NPO条例第2条による課税免除について、適用要件として規定された書類が添付して無いにもかかわらず免除を適用した法人があったので、この部分について改善を図られたい。

⑥ 特例条例に基づく県税の課税免除・不均一課税の適用について

特例条例に基づく県税（法人事業税）の課税免除・不均一課税については、適切に処理がなされていた。本制度は製造業等の生産設備の新設・増設による雇用の拡大等を狙った優遇措置であるが、課税免除等の申請期限は決められており、過ぎると事後での申請及び宥恕規定による救済はできないことから、免除・軽減の対象と思われる企業には当制度を積極的にPRし、投資と雇用の促進に役立たせることが必要であると思われる。

⑦ 医療法人等に関する所得計算の特例について

医療法人については、社会保険診療等に係る非課税規定があることから、所得の内訳を詳細に知る必要がある。添付書類の内、「医療法人等に係る所得区分計算書」を今年度変更され、収入の内訳を詳細に記述するための添付資料が3部追加されている。しかし、作成代理をする税理士の中には、新設された3枚の様式が計算ソフトに対応しておらず、結果として計算できない、又は相当時間をかけて集計しなければわからないといった問題が予想されることから、今後の提出状況をみながら適切に対応していただきたい。

⑧ 法人県民税利子割の還付手続きについて

「法人県民税利子割額」の還付については、現在、法律に則り非効率な処理を行わざるを得ない状況となっている。平成19年4月1日改正により、均等割額との相殺納付が可能となることから、改正法施行前から適切な広報活動をされることにより、還付件数の減少による事務の効率化に努めていただきたい。併せて、法人二税の領収済通知書（納付書）にも工夫され、法人税均等割額等との相殺納付をイメージできるように改められたい。

9 不動産取得税

不動産取得税は、不動産の取得に対し、不動産を取得した時における不動産の価格を課税標準として、その不動産の取得者に課される都道府県税である。

① 不動産取得申告書の処理について

不動産取得申告書は、正確に処理されており、また、減額・減免の決裁については複数の者の承認がきちんとあった。

② 市町村への業務移管（150㎡以下の非木造家屋）について

非木造家屋については、平成17年度までは、県民センターの課税グループが評価を行っていたため、遠方の市町村にある非木造家屋の評価については時間的・経済的に不合理であった。平成18年度からは、150㎡以下の非木造家屋については、市町村が不動産評価を行えるように業務を移管することとしている。このことは、好評価でき、この評価業務の移管が、できるだけ速やかになされることを期待したい。

③ 広報の充実について

新たに不動産を取得しようとする人が、不動産取得税に関する知識の不足から滞納者とならないように、不動産取得税についての広報を充実させるとともに、不動産業界、建築業界、金融機関など不動産の取得に関連する業界と連携するなど、不動産取得税への理解を深めてもらう方策を検討するべきである。

10 自動車税

自動車税は、自動車の所有者に対し、その主たる定置場所在の都道府県が課する都道府県税である。

① 単純な事務作業の外部委託について

納税通知書に関しては、発送後3日間は、住所変更など単純な事務作業に係る電話が多いことから、その期間を臨時職員や外部委託等で対応することも考えるべきである。

なお、納税通知の準備（印刷・封入作業等）は単純な作業ではあるが、事務負担は多大であることから、費用面・情報漏えいに注意したうえで、外部委託を一考すべきである。

② 督促作業の外部委託について

未納者に対する督促作業について、外部委託の検討をされたい。国民年金の徴収に関して成果を上げた事例もあることから、自動車税の督促についても外部委託を検討することを期待したい。

③ 期限後納付への対応について

自動車税については、意図したと思われる期限後納付が多い。現在、延滞金は、1,000円未満は賦課されていないが、期限内に納付する者との課税公平のためにも、その額を引き下げること考えられる。また、県税における督促手数料を徴収できるよう、県条例の改定を提案する。

④ 輪留めの活用について

滞納者に関しては、平成18年度各事務所に導入された輪留めを積極的に活用すべきである。

⑤ 徴収の連携について

税金を税金以外の公共料金とあわせて徴収すれば、徴収コストを削減でき、また、徴収率を向上できると考えられる。公共料金（社会保険料、水道料）や市税徴収と連携すべきである。

⑥ 滞納状況について

滞納状況の情報公開も検討すべきである。

⑦ 関係機関への働きかけについて

制度上の課題として、使用者の車を差し押さえること（国に東京都が要望）や車検時徴収（自動車重量税と同じ）が実現するように、関係機関に働きかけていただきたい。

⑧ 身障者減免について

身障者減免について、各事務所で対応可能なようにチェックリストが作成されているが、適用誤りが無いように特にフォローされたい。継続適用については、ハガキによる返信に頼っているが、不正減免を防止するために、何台かは抜き取りで現況調査をすべきである。

⑨ 住所移転時について

住所移転時には、自動車税まで考えて、住民票（転出）の受付時に自動

車税関係の書類を渡すように市町村に依頼されたい。また、しまね電子申請サービスによる変更や電話での変更が可能である旨のアナウンスを行うべきである。

⑩ 租税教育・租税広報の充実について

徴収率向上のための租税教育、租税広報を充実し、納税意識の高揚を図るべきである。県民一人あたりの予算のPRを行い、税金が行政サービスの財源になっていることを啓発したり、口座振替制度の促進をPRするなど情報提供に努めるべきである。

11 軽油引取税

軽油引取税は、都道府県及び指定市が、道路に関する費用に充てるため、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（購入）等に対して、当該軽油の数量に応じて課税されるものである。

① 他県との連携について

特約業者、元売業者の活動は、県内にとどまらず、県外に及ぶこともあるので、他県と連携し、課税の適正化、公平化を図るべきである。

12 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の都道府県が、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、その利用者に課する都道府県税である。

① ゴルフ場利用税納入報告書について

島根県内の全11箇所ゴルフ場のうち、3箇所につき、ゴルフ場利用税納入報告書を閲覧し、台帳と突合したところ、正確に処理されていた。

② ゴルフ場利用税調定について

ゴルフ場利用税調定については、複数の査閲がなされており、正確に処理されていた。

13 道府県たばこ税

県たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が、製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合、当該売り渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の都道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課せられる。

- ① 県たばこ税申告書の処理について
県たばこ税調定調書、県たばこ税申告書を閲覧したところ、県たばこ税の賦課徴収事務は正確に処理されていた。
- ② 手持ち品課税実態確認報告書について
たばこ税の手持ち品課税実態確認報告書を閲覧したところ、たばこ税の手持ち品課税事務は正確に処理されていた。
- ③ 実施調査について
県たばこ税については、各県とも実施調査は行っていないとのことであるが、申告内容が正しいかどうかを確かめるための調査を行うべきである。
- ④ 他県との連携について
たばこ卸売販売業者等の活動は、県内だけでなく県外にも及ぶことがあるので、他県と連携し、課税の適正化、公平化を図るべきである。

14 核燃料税

核燃料税は、島根県が独自に課税している法定外普通税で、発電用原子炉に挿入された核燃料に対して課税される。

- ① 事務処理について
核燃料税については収入未済額はなく、また賦課徴収事務の手続は明瞭かつ簡易であり、誤謬の余地は見受けられない。適正に処理されているといえる。

15 産業廃棄物減量税

産業廃棄物減量税は、産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量により環境への負荷低減を目指した施策に要する費用に充てるための法定外目的税である。

- ① 事務処理について
産業廃棄物減量税の賦課徴収事務は正確に処理されている。
- ② 実地調査について
産業廃棄物減量税は、平成17年4月1日から施行されており、本税が導入されてまもないため、制度の定着を図るための指導を兼ねた実地調査は

行われているが、本格的な調査は今後計画的に行われるということである。

産業廃棄物減量税は新税であるから、研修等により、本税を十分に理解したうえで、実地の税務調査の際、産業廃棄物の種類と容量を適切にチェックし、正しい申告が行われているかどうか、十分に確認することが必要である。

16 水と緑の森づくり税

水と緑の森づくり税は、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目的に平成17年4月1日に導入された。

① 事務処理について

法人県民税の申告書を閲覧したところ、水と緑の森づくり税は正しく賦課されている。

17 徴収事務関係

地方公共団体が納税者に対して確定した納税義務の履行を求めることを税の徴収という。

納税者が税を滞納した場合、地方公共団体は滞納処分という強制処分をすることができる。

税を滞納処分によっても徴収できない場合や消滅時効が完成した場合は、欠損処分をする。

① 自動車税の督促状について

島根県においては自動車税の督促状の発送が法の定める期間内（納期限後20日以内）に行われていないが、このことは、法には違反しているものの、納期限後の納付状況や費用対策効果を考えると許されざる重大な違法とまではいえない。

② 自動車税の納期内納付促進活動について

島根県は、平成16年度から、自動車税の納期内納付の促進のため、納付窓口の延長等を実施している。自動車税の期限内納付を促進するものとして、好評価できる。

③ マルチペイントシステムについて

島根県は、平成20年度からは、ATM やコンビニエンスストアにおいて自動車税の納付ができるシステム（以下、「マルチペイメントシステム」という）の導入を検討している。マルチペイメントシステムは納税者にとって

便利なシステムであるが、過年度分の納付のこと等を考えると土日の窓口開設や最終5月31日の窓口延長は、従来どおり行うべきである。

④ 臨戸・納税折衝について

徴税吏員が、滞納者の自宅を臨戸し納税折衝を行うことは、搜索の準備、滞納者の納税意識を喚起する点で意味があるので、従来と同程度行うべきである。

⑤ 滞納の原因・その解消について

滞納の原因は、低所得による生活困窮が多いとのことであり、中には多重債務を担えている者もあるとのことである。多重債務は、法的な手続によって解消できる場合がある。納税者の多重債務の解消のために、弁護士会等と連携することも有効である。

⑥ 預貯金の差押について

預貯金の差押は、簡易・迅速に行うことができる。今後も滞納者の預貯金の差押を、積極的に行っていくべきである。

⑦ 滞納処分（差押）の県内の状況について

滞納処分（差押）の状況をみると、鳥根県の各地域によってばらつきがある。納税者間の公平のため、できる限り鳥根県全体で統一的な方針をもって、差押を行うことが望ましい。

⑧ 自動車の差押について

自動車の差押につき、現行の道路運送車両法の解釈では、ローン完済後も自動車登録上信販会社の所有権留保となっている自動車を、買主（滞納者）の所有であるとして差し押さえることはできない。今後、立法によって問題が解消されることを期待したい。

⑨ 搜索について

滞納者の生活状況等を見たうえで財産を所持していると思われる場合は、積極的に財産の搜索を行い、財産の発見に努めるべきである。

⑩ インターネット公売について

従来の公売では売却困難と思われる動産についても、インターネット公売であれば、より高額で売却できる可能性がある。今後は、鳥根県におい

ても、インターネット公売を積極的に利用すべきである。

⑪ 執行停止に伴う即時消滅について

最近になって滞納処分の執行停止の場合で、徴収することができないことが明らかな場合であるとして、職権で欠損処分されている事例（執行停止に伴う即時消滅）が増えてきている。

執行停止に伴う即時消滅は、その言葉のとおり、直ちに納付義務を消滅させるものであるから、慎重に検討されたい。

⑫ 執行停止の取消について

島根県は、過去の滞納処分の執行停止の取消の件数について把握していない。執行停止の要件が消滅した場合は、納税者間の公平の観点からは、執行停止を取り消すべきである。については滞納処分の執行停止をした滞納者については、定期的に財産調査を行うべきである。

⑬ 特別滞納整理スタッフについて

島根県は、平成17年度から、滞納額が高額で滞納処分が困難な事案等について集中的に取り組む特別滞納整理スタッフを配置している。特別滞納整理スタッフは、事務の効率化と徴収率の向上に貢献している。

⑭ 特例滞納整理について

島根県は、平成17年から、個人住民税の高額滞納事案を市町村から引き継いで徴収する特例滞納整理を実施している。この特例滞納整理により、平成17年度は、13件、総額10,658,000円の徴収を行なうなど実績を挙げた。この制度の有効な活用を望む。

18 税務電算システム等について

島根県は、コンピューターにより全税目の課税・収納・決算に関する業務を一括管理する税務総合オンラインシステム（税務電算システム）を開発し、運用している。

また、現在、法人県民税と法人事業税が、電子申告（eLTAX、地方税ポータルシステム）の対象となっている。

① 税務電算システムのセキュリティーについて

税務電算システムは、二重にIDパスワードによる制限がなされているなどセキュリティーに配慮してある。

② 税務電算システムの将来について

島根県は、税務電算システムを、マルチペイメントシステム、OSS（自動車保有関連手続のワンストップサービス）及び電子申告システムなどと連携できるようなシステムに改良する作業を行っているところであり、こうしたシステムとの連携を押し進めることで、賦課徴収事務のさらなる効率化及び徴収率の向上を期待したい。

③ 電子申告システムについて

電子申告システムについて、利用者が少ないという問題がある。島根県においては、税理士に対し、eLTAXの積極的な利用を呼びかけるなどといった活動を行うべきである。

第3章 監査にあたって

1 地方自治体の財源

我が国における行政サービスの多くは地方公共団体により提供されている。地方公共団体は、福祉、教育、安全対策や道路、上下水道をはじめとした社会資本の整備など、地域住民の日常生活に密着した様々な行政サービスを提供しており、地方税は、これらの行政経費に充てるための財源として重要な役割を果たしている。

税金は納付先の分類で国税と地方税に分けられるが、地方公共団体の財源としての税金は、地方公共団体に直接納められる地方税である。そして、国に納められる国税の一部は、国庫支出金や地方交付税の形で国から地方への財政移転を経て地方公共団体の財源となる。

ところで、平成18年度の税制改正においては、いわゆる三位一体改革の一環として、国税である所得税から地方税である個人住民税への3兆円規模の本格的な税源移譲を平成19年度から行うことになっている。すなわち、納税者が従来、所得税として国に納めていた税金の一部を、平成19年度からは、地方税として地方公共団体に納めることになるのである。

そのため、地方税は、今後ますます重要な役割を果たしていくことになる。

2 地方税について

(1) 租税総論（課税の根拠）

憲法に定める「租税法律主義」により、地方公共団体が租税を課し、徴収するためには、必ず法律や条例の根拠がなければならず、これらの根拠に基づくことなしには、納税の義務を負うことはない。

この租税法律主義により、課税要件が充足されている限り、租税行政庁は、法律等で定められたとおりの税額を徴収しなければならず、根拠なしに租税の減免等を行うことや納税義務の内容や徴収の時期・方法等について定めをおこなうことは許されない。そうでなければ、税の賦課徴収にあたって不正が発生したり、また、納税者によって取扱が異なることになり、税の公平を維持できなくなる、ということになる。このような意味で、県税の賦課徴収事務は、そもそも行政庁にあまり裁量権が与えられていない分野といえる。

(2) 地方税の体系

地方公共団体が地方税を賦課徴収しうる権能は、地方公共団体の権能として、憲法並びに地方自治法及び地方税法に明示されている。例えば、地方税

法第 2 条においては、地方公共団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる」と規定している。そして、同法第 3 条 1 項は、地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」と規定している。また、地方公共団体の長は、条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができると規定している（地方税法第 3 条 2 項）。

それぞれの地方公共団体の住民である国民は、地方税のほかに、国税も負担している。このため、国民から租税を徴収するにあたっては、国民の総合的な税負担や国と地方公共団体との役割分担に応じた税源配分等を考慮して租税体系を組み立てる必要がある。また、地方公共団体が課税権を行使するにあたっての地方公共団体相互間の課税権の調整やその賦課徴収の手続等を明確にしておく必要がある。そこで、地方税法は、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方公共団体の賦課徴収できる税目、税率その他の手続等地方税制に関する基本的な事項について大枠を規定している。すなわち、地方公共団体は、地方税法の規定の枠内で税条例を制定し、賦課徴収を行うのである。

このように、地方税の課税根拠が地方自治体の条例にあるのは、税に対する民主的統制のためである（租税法律主義）。

（3）地方税の種類

地方税とは、地方公共団体がその地域内の税源から直接に賦課徴収するものをいい、それは、道府県が課する道府県税と市町村が課する市町村税とに区分される。本監査においては、島根県が課する県税の賦課徴収事務が、監査の対象となる。

また、税は、その税の用途から普通税（税の用途が特定されていないものをいう。）と目的税（税の用途が特定されているものをいう。）とに区分される。

3 本報告書の構成

報告は項目ごとに章立てにし、項目ごとに、〔1〕概要、〔2〕島根県における状況、〔3〕監査の視点、〔4〕結果及び意見の区分で述べる。

〔4〕の結果及び意見における、結果と意見の定義は、一般的には明確でない点があるが、本報告においては次のように取り扱っている。そして、結果及び意見の該当文章の後に、各々【結果】、【意見】を付している。

「結果」… 法令、規則、条例に準拠しているかどうかについての事実に関

する事項。法令、規則、条例に違反している場合、あるいは違法ではないが社会通念上適当でない事項。

「意見」… 当該団体の組織及び運営の面で合理化に役立つものとして認識された事項（地方自治法第252条の38第2項）。

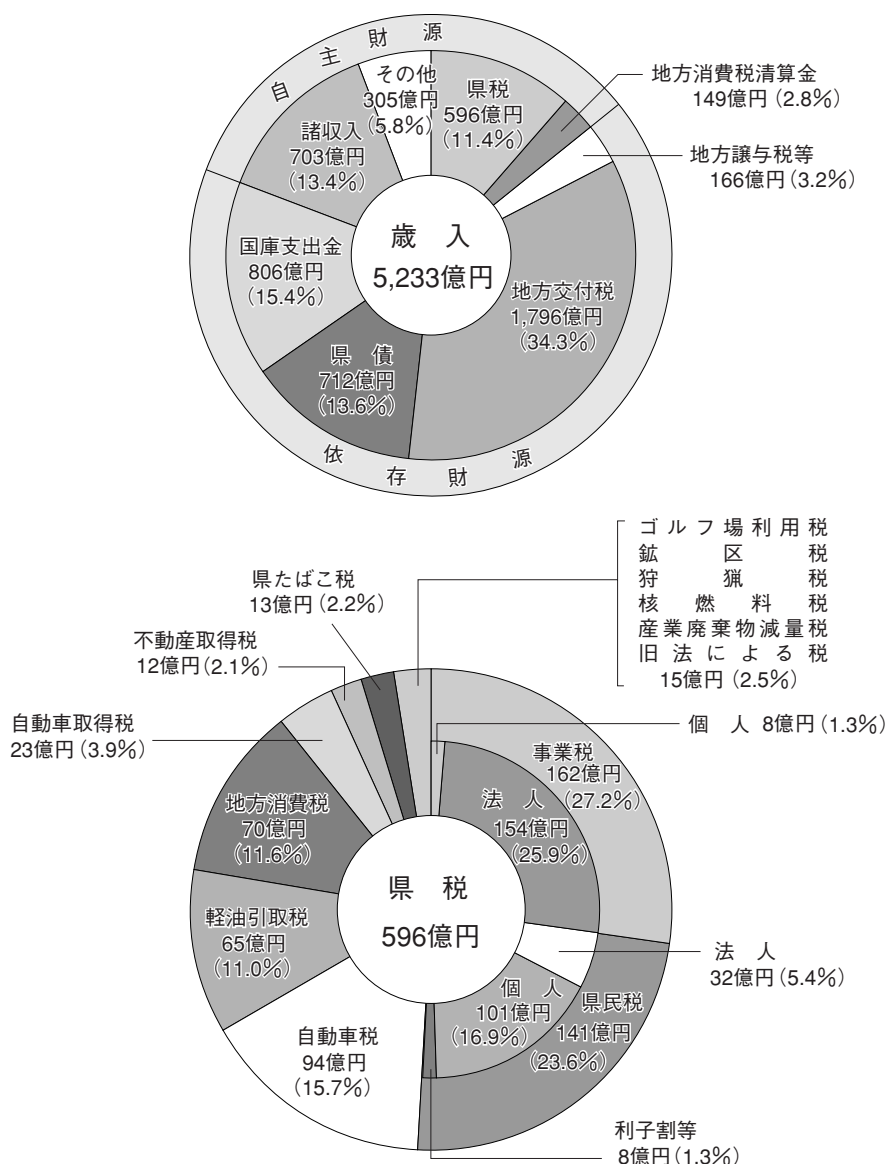
なお、本文中、地方税法は「法」、島根県県税条例は「県税条例」、島根県県税条例施行規則は「県税条例施行規則」、租税特別措置法は「租特法」と略称する。

第4章 監査対象事務と監査対象機関の概要

1 県税の概要（監査対象事務）

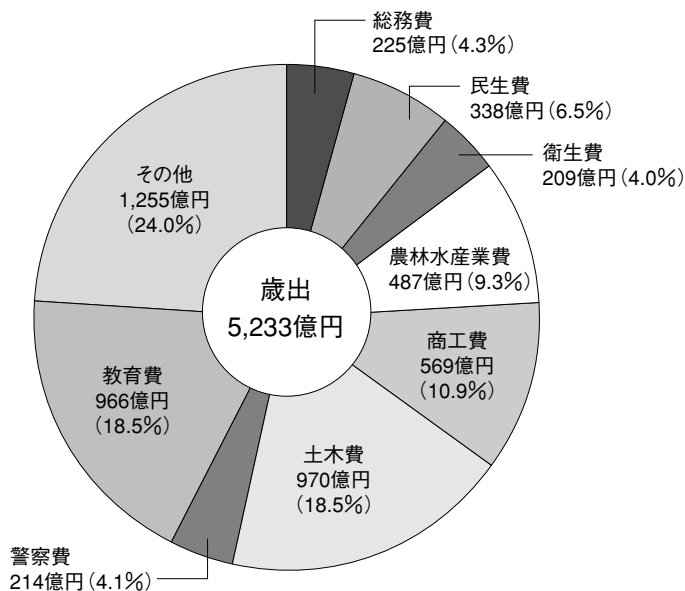
島根県が行う仕事に必要な財源は、県税・地方交付税・国庫支出金などで賄われている。平成18年度の一般会計歳入当初予算額は、5,233億円である。このうち、県税は596億円で、全体の11.4%、また自主財源の34.0%を占めており、重要な財源となっている（【図表4-1】参照）。

【図表4-1】平成18年度一般会計歳入予算（当初予算）



一方、平成18年度の一般会計歳出当初予算は【図表4-2】のようになっている。これは、島根県が行う仕事にかかる支出、すなわち島根県が行う行政サービスにかかるコスト（行政コスト）である。県民一人あたりにかかる行政コストは、図で表すと【図表4-3】のようになる。

【図表4-2】平成18年度一般会計歳出予算（当初予算）

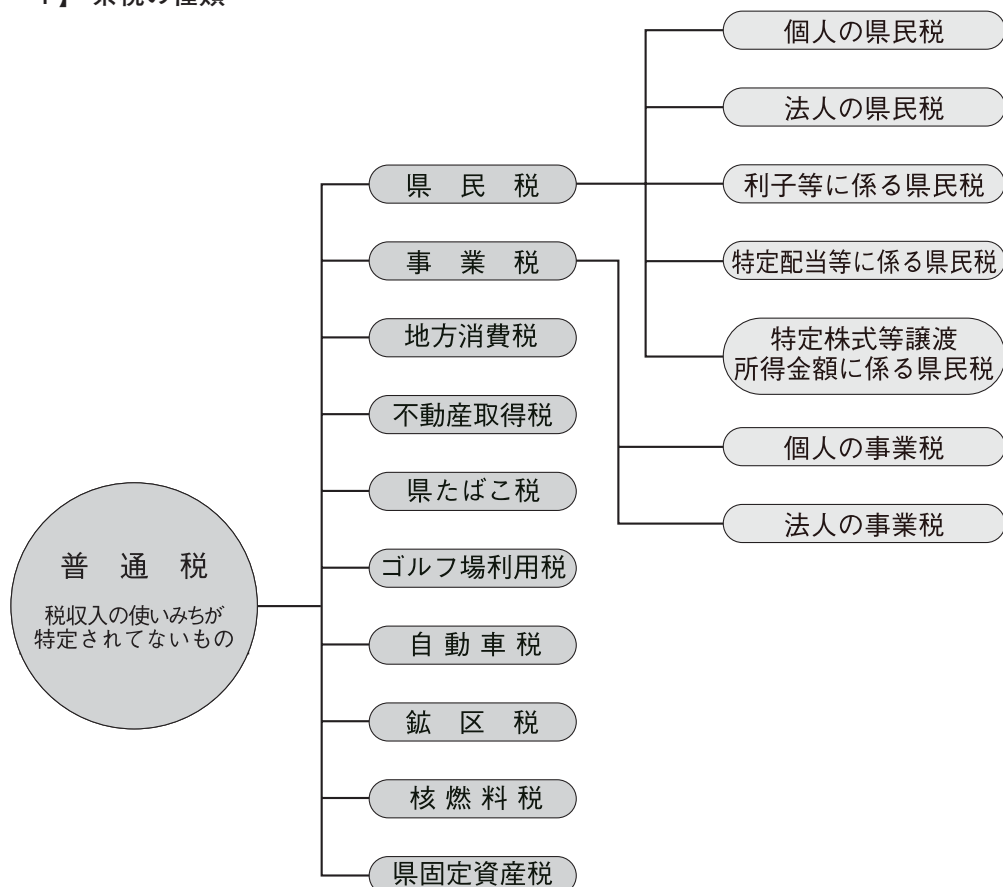


【図表4-3】県民1人当たりの予算（平成18年度）

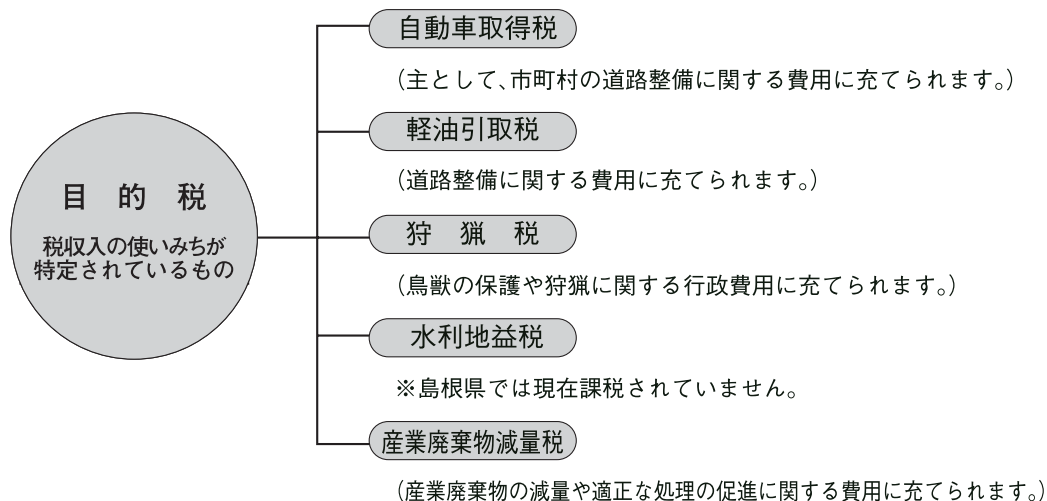


県民一人が島根県の行政サービスを受けるにあたっては、70万円かかっている。このお金を賄うために、県税、地方交付税を確保する必要がある。このうち、県税については、【図表4-4】のような種類がある。また、県税予算額及び県税の状況は、【図表4-5】及び【図表4-6】のようになっている。

【図表4-4】 県税の種類



※島根県では現在課税対象となる資産はありません。

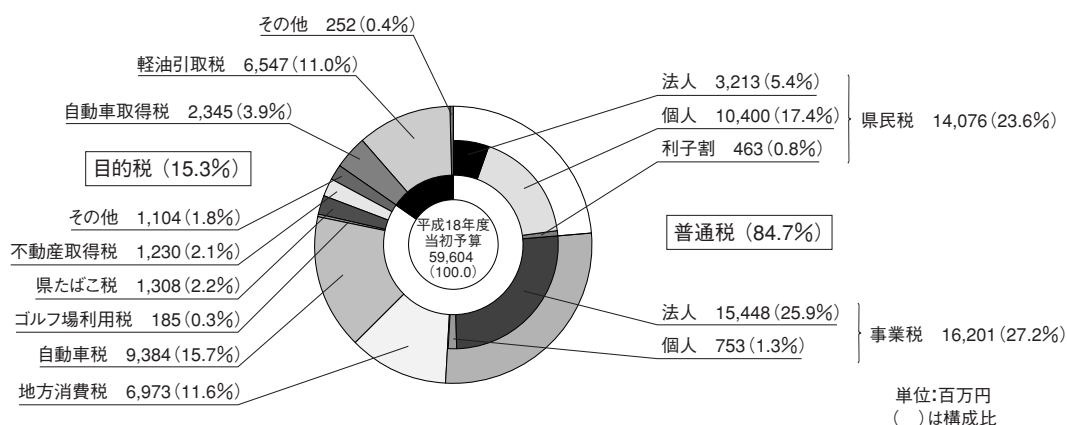


【図表 4 - 5】 県税予算額

(単位：千円・%)

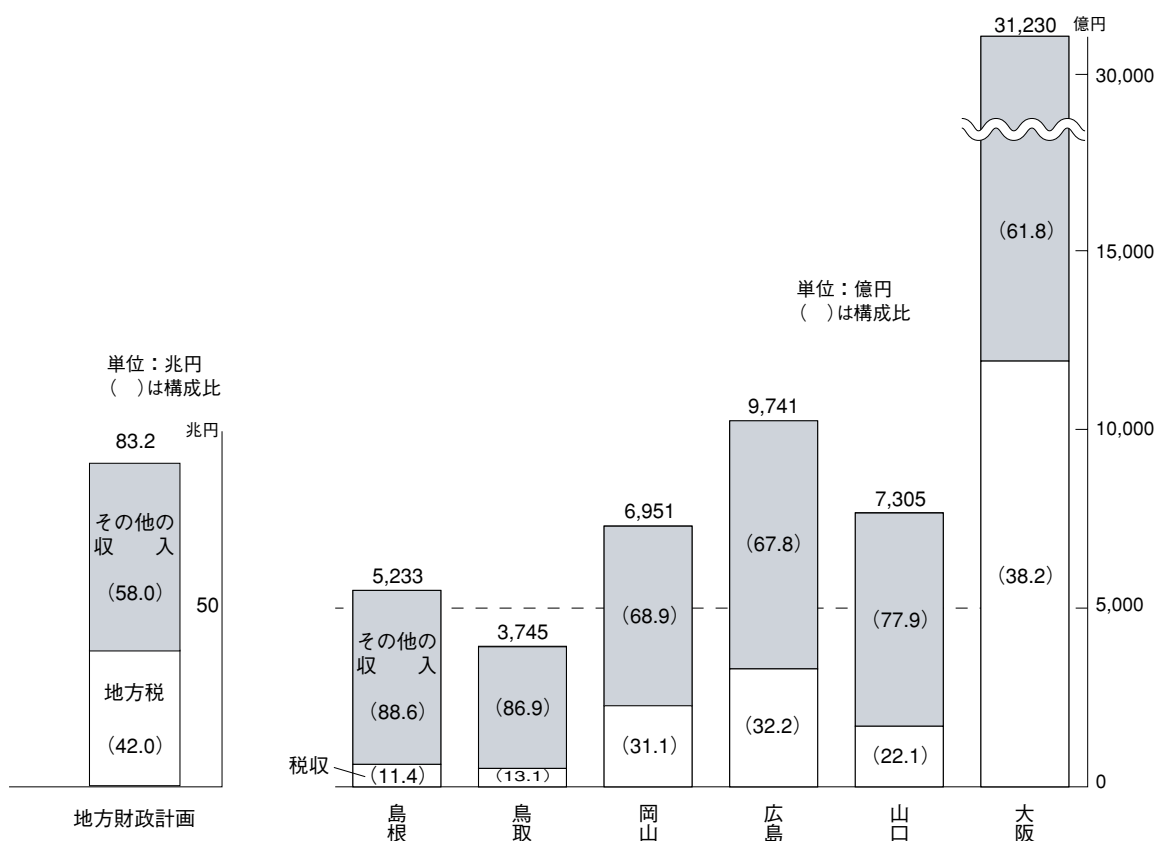
区 分	平成18年度		平成17年度		比較増減(△)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	伸率
法人県民税	3,213,314	5.4	3,401,155	5.7	△ 187,841	△ 5.5
個人県民税	10,100,047	16.9	9,841,803	16.5	258,244	2.6
(うち、水と緑の森づくり税)	(201,494)	—	(139,103)	—	(62,391)	(44.9)
県民税利子割	463,350	0.8	617,906	1.0	△ 154,556	△ 25.0
県民税配当割	162,504	0.3	99,289	0.2	63,215	63.7
県民税株式等譲渡所得割	137,428	0.2	52,743	0.1	84,685	160.6
法人事業税	15,448,008	25.9	15,583,033	26.2	△ 135,025	△ 0.9
個人事業税	753,256	1.3	699,213	1.2	54,043	7.7
地方消費税譲渡割	6,764,773	11.3	7,153,469	12.0	△ 388,696	△ 5.4
地方消費税貨物割	207,904	0.3	141,888	0.2	66,016	46.5
不動産取得税	1,230,392	2.1	1,328,471	2.2	△ 98,079	△ 7.4
県たばこ税	1,307,726	2.2	1,266,457	2.1	41,269	3.3
ゴルフ場利用税	184,612	0.3	190,969	0.3	△ 6,357	△ 3.3
自動車税	9,384,289	15.7	9,488,419	15.9	△ 104,130	△ 1.1
鉱区税	2,546	0.0	2,743	0.0	△ 197	△ 7.2
自動車取得税	2,344,574	3.9	2,189,910	3.7	154,664	7.1
軽油引取税	6,546,667	11.0	6,977,225	11.7	△ 430,558	△ 6.2
狩猟税	44,168	0.1	45,474	0.1	△ 1,306	△ 2.9
核燃料税	1,100,860	1.8	420,600	0.7	680,260	161.7
産業破棄物減量税	207,949	0.3	89,160	0.1	118,789	133.2
旧法による税						
料理飲食等消費税	79	0.0	157	0.0	△ 78	△ 49.7
特別地方消費税	38	0.0	583	0.0	△ 545	△ 93.5
合 計	59,604,484	100.0	59,590,667	100.0	13,817	0.0

【図表 4 - 6】 県税の状況



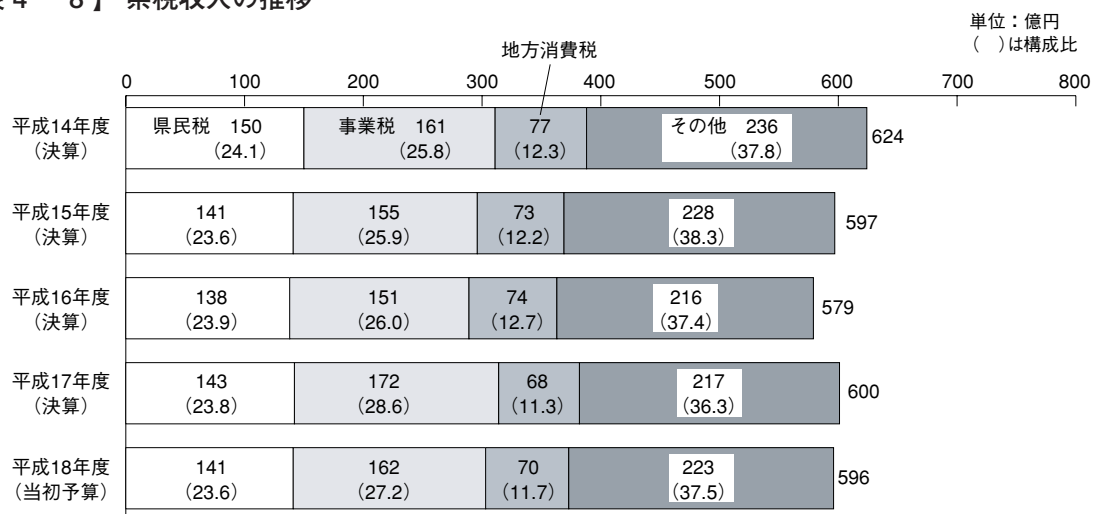
全国の地方公共団体全体の財政収支見通しを示す平成18年度の「地方財政計画」における歳入に占める地方税のシェアは42.0%である。ところが、本県の11.4%はこれを大きく下回っている。また、他県と比較しても本県の県税収入のシェアは極めて低く、島根県は税源に恵まれていないといえる（【図表 4 - 7】参照）。

【図表 4 - 7】 歳入予算総額に占める税収の構成比



島根県の平成17年度の県税収入についてみると、全国的な景気回復の影響や徴収率アップ（前年度比+0.2%）を背景に、3年ぶりに600億円台を確保し、対前年度比で3.6%、20億円余の増収となっている（【図表 4 - 8】、【図表 4 - 9】、【図表 4 - 10】 参照）。

【図表 4 - 8】 県税収入の推移



【図表 4-9】 県税収入の推移

単位：百万円、%

年度	歳入総額	県税収入	構成割合	備 考
9	627,551	68,204	10.9	
10	711,400	77,502	10.9	
11	726,929	69,031	9.5	
12	697,664	73,586	10.5	
13	697,065	70,605	10.1	
14	663,427	62,430	9.4	
15	618,006	59,727	9.7	
16	592,813	57,939	9.8	
17	561,393	60,003	10.7	決算見込み
18	523,261	59,604	11.4	当初予算

【図表 4-10】 平成17～18年度県税収入

単位：百万円、%

税 目	H17決算	H18当初	増減比率	備 考	
県民税	法 人	3,137	3,213	2.4	H17～水と緑の森づくり税
	個 人	9,556	10,100	5.7	
	利子割	691	463	▲ 32.9	
	配当割	194	163	▲ 16.2	
	譲渡割	699	137	▲ 80.3	
事業税	法 人	16,393	15,448	▲ 5.8	
	個 人	769	753	▲ 2.0	
地方譲渡割	6,607	6,765	2.4		
消費税	貨物割	200	208	3.7	
不動産取得税		1,276	1,230	▲ 3.6	
県たばこ税		1,286	1,308	1.7	
ゴルフ場利用税		196	185	▲ 5.9	
自動車税		9,394	9,384	▲ 0.1	
鉱 区 税		3	3	▲ 4.4	
自動車取得税		2,234	2,345	5.0	
軽油引取税		6,795	6,547	▲ 3.7	
狩 獵 税		47	44	▲ 6.6	
核 燃 料 税		432	1,101	154.9	H17～税率改正
産業廃棄物減量税		95	208	118.4	H17～
旧 法		0	0	▲ 48.5	
合 計		60,003	59,604	▲ 0.7	

税収別にみると、輸出の増に伴う地方消費税や公共事業の減少に伴う軽油引取税において減収であったものの、景気回復の影響が大きい法人関係税、平成17年度から導入した新税（水と緑の森づくり税、産業廃棄物減量税）及び税率見直しを行った核燃料税において増収となっている。

平成18年度以降においても、定率減税の縮減・廃止や税源移譲の影響による税収増を見込んでいるが、平成18年9月に策定された中期財政見通しでは、推計最終年度の平成22年度には県の基金が底をつき、厳しい財政運営を強いられる状況も想定されており、より一層の行政努力が必要となっている。

2 県税の徴収率

島根県の税金の徴収率は、全国第6位（平成17年度）である。島根県と全国の都道府県の税目別徴収率を比較した表は、次の【図表4-11】のようになる。

【図表4-11】 税目別徴収率全国比較表(平成17年度)

(%)

都道府県名	合計	順位	個人県民税	順位	法人県民税	順位	個人事業税	順位	法人事業税	順位	不動産取得税	順位	ゴルフ場利用税	順位	自動車税	順位	軽油引取税	順位
北海道	96.6	32	91.7	31	98.4	42	89.6	26	98.9	37	89.2	31	97.0	34	94.3	37	99.2	12
青森	97.9	7	91.8	29	99.1	23	92.9	6	99.2	31	93.9	6	100.0	1	97.2	8	99.8	5
岩手	97.9	5	93.0	11	99.3	16	90.8	22	99.8	4	95.0	3	96.1	35	98.0	4	98.8	17
宮城	96.8	30	91.6	32	98.9	29	86.4	40	99.2	29	91.4	22	97.5	32	94.6	34	97.3	28
秋田	97.6	13	93.0	10	99.1	22	92.1	9	99.3	27	91.4	21	99.5	18	97.2	7	98.4	23
山形	98.0	4	94.1	4	99.1	20	92.1	10	99.7	10	91.8	15	95.0	38	97.3	5	99.9	4
福島	98.1	2	92.3	23	99.5	8	96.0	1	99.7	8	95.4	2	98.4	26	99.1	2	97.1	29
茨城	95.8	39	89.7	46	98.9	28	86.7	38	99.3	26	84.3	39	92.2	42	95.7	25	91.4	43
栃木	95.9	38	90.6	39	98.7	32	87.8	33	99.2	30	91.4	23	99.1	20	96.4	14	89.5	45
群馬	97.2	21	90.1	40	99.4	10	91.9	12	99.6	14	91.7	16	99.6	17	96.4	13	99.6	7
埼玉	95.3	42	90.0	42	98.6	40	88.4	30	98.9	35	85.6	37	98.8	22	95.0	29	96.9	31
千葉	95.8	40	90.0	43	98.5	41	88.6	29	99.1	32	82.1	41	99.2	19	93.4	40	93.6	40
東京	97.7	11	92.9	14	98.1	44	94.9	2	98.6	44	93.2	9	99.6	16	97.3	6	88.0	46
神奈川	97.0	24	92.9	12	99.7	1	94.5	3	99.8	3	86.4	34	100.0	1	96.9	10	94.5	39
新潟	98.5	1	94.4	3	99.6	5	93.2	4	99.7	12	95.9	1	98.9	21	99.3	1	98.0	24
富山	97.7	12	94.0	6	99.4	9	91.2	19	99.8	5	92.3	12	100.0	1	96.4	15	96.5	34
石川	97.3	16	94.0	5	99.1	21	89.6	25	99.6	15	91.2	25	97.9	28	95.8	21	96.7	32
福井	92.1	47	90.7	38	99.2	19	91.8	14	82.9	47	92.6	10	95.7	36	96.7	11	97.7	26
山梨	95.5	41	89.7	45	98.9	30	84.0	46	99.2	28	77.1	46	89.0	44	92.3	45	98.8	19
長野	97.2	20	92.8	17	98.8	31	87.9	32	99.4	23	89.2	30	93.5	41	96.0	19	98.5	22
岐阜	96.4	34	92.0	27	98.7	37	86.3	41	99.1	33	91.7	18	97.8	29	94.7	33	96.3	36
静岡	96.9	25	90.1	41	99.2	18	87.5	35	99.6	16	91.6	19	98.6	24	95.6	26	98.5	21
愛知	97.3	17	92.6	19	99.5	7	88.2	31	99.7	9	91.5	20	100.0	1	95.4	27	92.0	42
三重	97.3	15	90.8	36	99.4	11	91.3	18	99.7	11	91.1	26	95.0	39	95.7	22	99.2	14
滋賀	96.8	28	93.6	7	99.0	27	90.5	23	99.4	21	77.5	45	97.8	30	95.7	24	98.7	20
京都	97.7	10	95.5	1	99.7	2	91.8	15	99.9	1	86.6	33	95.4	37	94.9	31	96.7	33
大阪	96.9	27	92.7	18	99.3	15	92.2	7	99.4	22	78.4	43	99.7	15	93.3	42	95.6	38
兵庫	95.3	43	93.1	9	97.4	46	86.5	39	97.6	46	76.5	47	94.9	40	94.2	38	92.6	41
奈良	94.7	46	92.5	22	99.2	17	93.0	5	99.5	20	77.6	44	98.7	23	94.3	36	84.8	47
和歌山	96.0	36	89.9	44	99.4	14	87.1	37	99.6	17	81.5	42	100.0	1	95.0	30	99.3	11
鳥取	98.1	3	93.3	8	99.6	3	87.5	36	99.5	18	93.4	8	89.8	43	98.9	3	99.9	2
島根	97.9	6	95.1	2	98.7	35	91.5	17	99.0	34	94.3	5	99.7	14	96.2	17	99.9	3
岡山	96.8	29	92.5	21	98.7	36	79.9	47	98.8	38	85.2	38	97.3	33	93.3	41	98.8	16
広島	97.0	23	92.2	24	99.1	24	85.3	44	99.3	25	90.2	27	100.0	12	96.0	18	97.0	30
山口	97.8	8	91.0	35	99.6	6	85.9	43	99.8	6	93.7	7	100.0	1	96.6	12	100.0	1
徳島	97.8	9	92.6	20	99.6	4	92.0	11	99.7	7	92.5	11	100.0	1	96.9	9	98.8	18
香川	97.4	14	92.9	13	99.0	26	89.5	27	99.3	24	92.3	13	100.0	1	95.3	28	97.5	27
愛媛	96.1	35	91.7	30	98.7	34	84.1	45	98.7	40	86.3	35	100.0	1	93.0	43	96.0	37
高知	95.2	44	91.4	33	99.0	25	91.9	13	98.6	43	94.4	4	100.0	1	92.5	44	90.7	44
福岡	96.0	37	92.1	26	98.3	43	86.2	42	98.8	39	83.5	40	87.7	47	91.9	47	96.4	35
佐賀	97.2	19	90.8	37	99.4	12	90.0	24	99.8	2	91.9	14	99.8	13	94.6	35	99.2	13
長崎	96.7	31	91.9	28	98.7	33	87.8	34	98.7	41	89.9	28	98.2	27	95.9	20	99.3	10
熊本	96.9	26	91.2	34	95.6	47	90.9	21	99.5	19	89.9	29	97.6	31	96.4	16	99.6	8
大分	97.3	18	92.8	16	98.7	39	91.6	16	98.7	42	91.2	24	88.8	45	95.7	23	99.5	9
宮崎	97.1	22	92.1	25	99.4	13	92.2	8	99.6	13	91.7	17	88.3	46	94.7	32	99.7	6
鹿児島	96.6	33	92.8	15	98.7	38	88.6	28	98.9	36	88.6	32	100.0	1	93.8	39	97.9	25
沖縄	95.0	45	88.9	47	97.5	45	91.1	20	98.3	45	86.3	36	98.6	25	92.0	46	98.9	15
合計	96.9		92.1		98.7		90.9		99.0		87.6		97.0		95.3		96.0	

3 組織

〔1〕概要

地方公共団体は、条例により、税を賦課する。また、税の徴収においては、詳しくは後述するが、地方公共団体は、滞納処分という強制力を行使することができる。すなわち、税にかかわる業務は行政に固有のものである。

ところで、近年、行政サービスのうち、民間でできるものは民間で行うべきであるとして、従来は行政機関が行っていた業務を、民間企業の業務に移行するものがある。また、行政サービスによっては、地方公共団体の財政上の理由などで、廃止されるものもある。しかし、税の賦課徴収事務が行政に固有のものであることを考えると、税の賦課徴収事務を民間企業が行うべきでないことは、明らかである。また、地方税の地方公共団体の財源としての重要性を考えると、地方公共団体が税の賦課徴収事務を廃止することもできない。

一方で、行政改革の流れのなかで、業務の合理化・効率化はすべての地方公共団体にとって不可避の課題である。もちろん業務の合理化・効率化は、税の賦課徴収事務においても求められる。

他方、地方税収入が地方公共団体の財源として重要であることを考えれば、税の賦課徴収事務の目的は、適正な業務遂行により、少しでも徴収率を向上することにあるといえる。そうだとすれば、税の賦課徴収事務の場合は、単に業務を合理化・効率化すればよいというものではなく、業務を合理化・効率化することによって税の徴収率が下がることはあってはならない。

そこで、税務課並びに各県民センターは、業務の合理化・効率化の観点から人件費等のコスト削減に取り組まなければならない一方、徴収率を向上させなければならない、という難易度の高い課題に直面している。

〔2〕島根県における状況

税の賦課徴収事務は、納税者に税を課するという課税事務（納税通知書の交付・申告書の提出・課税に関する問い合わせ・課税免除・減免等）と、納税者から税金を徴収するという納税事務（窓口収納・納税証明・徴収事務・納税に関する相談）に大きく分けられる。

島根県では、平成17年度以前は、松江、出雲、木次（雲南）、川本、浜田、益田の各総務事務所と、隠岐支庁総務局の全部で7つの事務所がそれぞれ管轄地域の課税事務と納税事務を行っていた。すなわち、課税事務と納税事務の双方を、地域ごとの各事務所が行っていたのである。

島根県では、平成18年4月、合理的かつ効率的に税の賦課徴収業務を行う

ため、県税の賦課徴収業務を取り扱う組織の再編を行った。具体的には、課税事務（納税通知書の交付・申告書の提出・課税に関する問い合わせ・課税免除・減免等）については、県東部（松江市、出雲市、安来市、雲南市、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町）は東部県民センター（本所）、県西部（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）は西部県民センター（本所）で取り扱うというように、課税事務を東西の2つのセンターに集約した。また、納税事務（窓口収納・納税証明・徴収事務・納税に関する相談等）については、東部・西部県民センター（本所）のほか、雲南事務所、出雲事務所、隠岐支庁県民局、県央事務所、益田事務所で取り扱う。

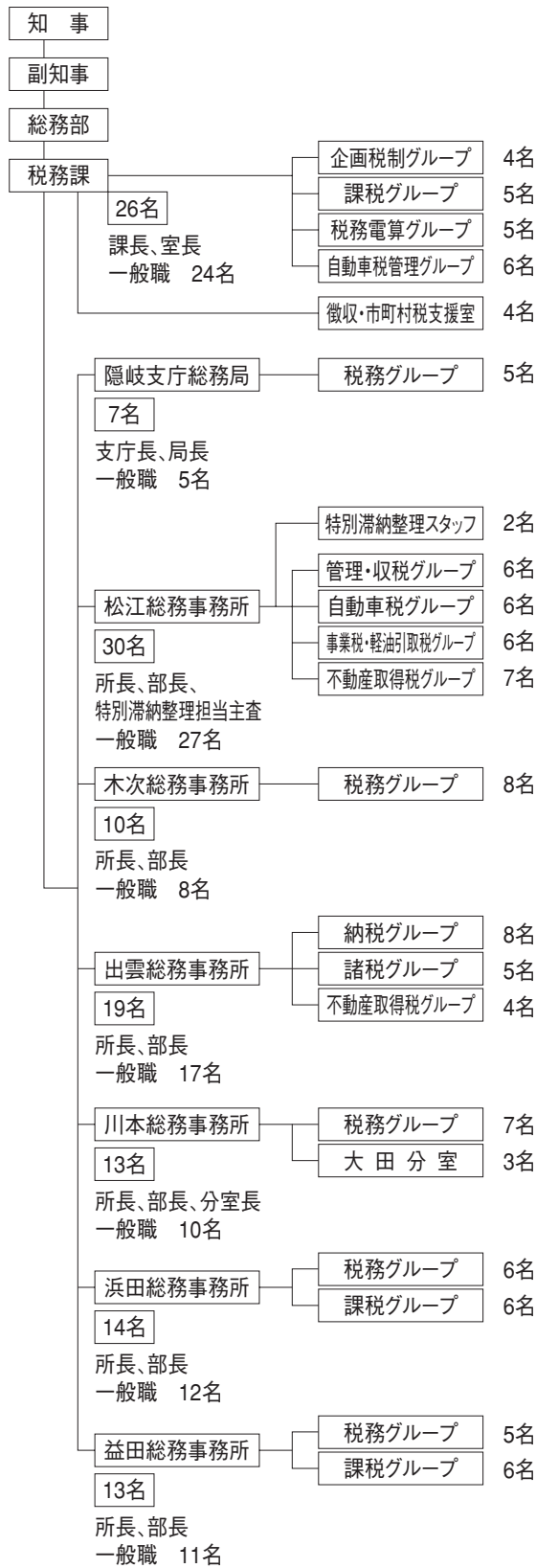
（1）再編の考え方

- ① 市町村合併（島根県では、平成18年4月1日現在、59市町村が21市町村になっている。）により基礎自治体である市町村の機能、役割が増大し業務内容が高まることに伴い、一般的に県の補完機能は縮小する。そうした状況のなかで、県が地域行政に果たすべき役割は、従来の圏域別の広域的総合調整機能から、より広域、かつ県の機能として担うべき事項に重点を置き、それに見合った体制を整備することが必要になる。言い換えれば、地域の存り様は、広域化した市町村が自らの責任と判断のもとに行政運営することになる。一方、県は市町村と協働して県勢振興に効率的、かつ効果的な施策を推進することが必要になる。
- ② 今後の地方行政は三位一体改革のもとに進めていく必要があるが、国、地方を通じた一千兆円にのぼる借入金からすると、平成16年度の地財ショックによる地方財源の削減に止まらず、より一層の経費の削減が不可避な状況にある。こうしたなかであり、島根県の財政状況は地財ショックの直撃を受けたところであるが、さらなる財源の縮減が見込まれるところである。島根県の財政状況は、まさに危機的な状況にあり、より一層の組織の効率化、スリム化を行わざるを得ない。
- ③ そこで、地方機関の組織の見直しにあっては、地域振興その他総合調整を所管する総務事務所にあっても、最小の経費で最大の効果をもたらすという視点のもとで、地方機関が担うべき役割の整理を行い、簡素で効率的な再編をする必要がある。
- ④ この点、税務行政においては、従来は各総務事務所がそれぞれ行っていた課税事務を、東西の2つのセンターに集約することで、事務の効率化・合理化を図っている。ただし、納税事務については、東西に長く、離島もあり、かつ面積が広いという島根県の地理的状况に鑑み、納税者

の納付等の便宜を図るために、各地の事務所が取り扱うことにした。

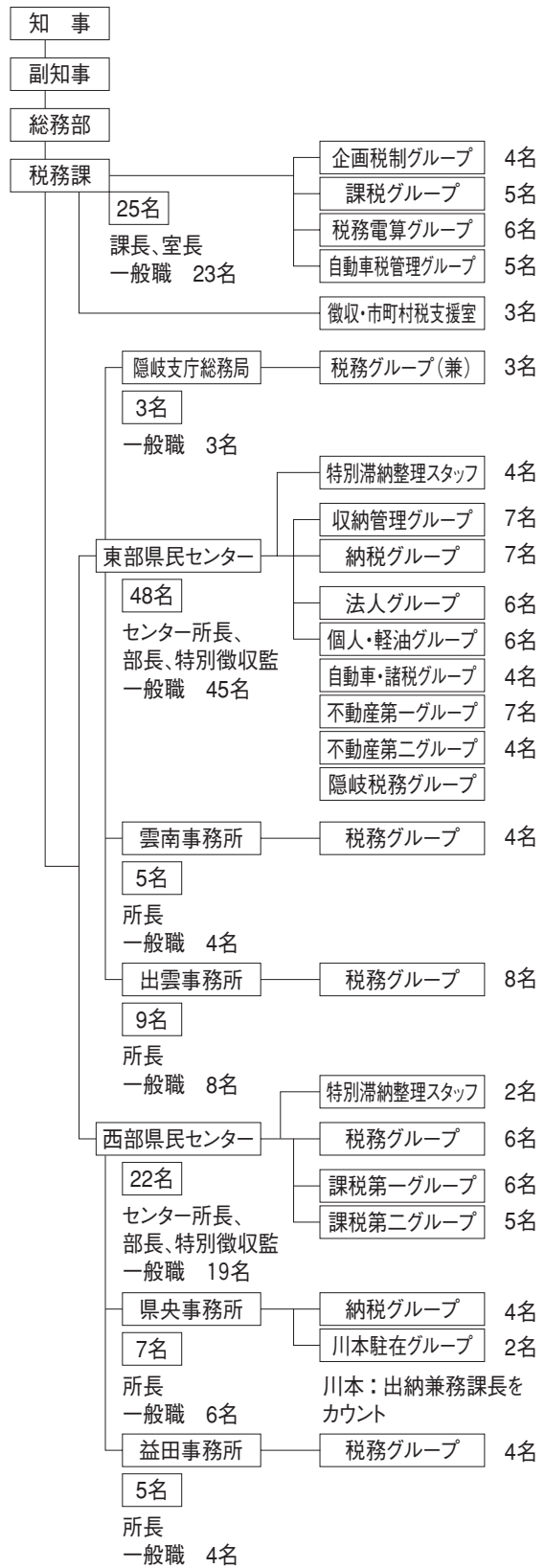
【図表 4-12】 税務組織と徴税吏員数

【平成17年 4月 1日】



地方機関徴税吏員数：106名

【平成18年 4月 1日】



地方機関徴税吏員数：99名

(2) 再編の効果

島根県においては、前記のとおり平成18年度に税務行政組織を再編した（【図表 4-12】、【図表 4-13】参照）。まだ再編の効果のほどは詳細には明らかでないが、税務に携わる島根県職員数は7名減であり、また、課税部門は集約化され、経費は節減している。その一方で、パソコン端末等で情報を共有化するよう努めている。

【図表 4-13】 税務職員数調べ(H18.4.1：年齢・経験年数別)

年齢	～1年未満		1年～2年		2年～3年		3年～5年		5年～10年		10年～15年		15年～20年		20年以上～		計	
	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性
24歳	1	1															1	1
27歳	2	2	1	1													3	3
28歳	1																1	
30歳			1														1	
31歳	3	3	1		1		1	1									6	4
32歳	2	1							2	2							4	3
33歳			1				2		3	2							6	2
34歳			2	1			4	3									6	4
35歳			1	1			1		1								3	1
36歳	3	1	2	2			3	1									8	4
37歳							2	1	3	1							5	2
38歳	2	2	1	1	1	1	2		2								8	4
39歳	2				2	2			1		1						6	2
40歳			4	3					1								5	3
41歳									4								4	
42歳									1		2						3	
43歳							1		2		1		1				5	
44歳									5								5	
45歳									3	1	2						5	1
46歳	1	1					1										2	1
47歳											2						2	
48歳									2	1		2					5	
49歳									3	3							6	
50歳									1	2		1					4	
51歳										2		2		1			5	
53歳										1		1					2	
54歳														1			1	
55歳												1		2			3	
56歳							1			1				2			4	
57歳					1												1	
58歳					1									2			3	
59歳					1												1	
計	17	11	14	9	7	3	18	6	34	6	18		8		8		124	35

(3) 税務行政の課題と対策

平成12年4月に地方分権一括法が施行された。そのうち、地方税法の改正により、法定外普通税が許可制から同意を要する協議制に変更されるとともに、法定外目的税が創設されるなど地方の課税自主権の強化が図られ

た。そこで、地方公共団体は、新税を条例により創設することで、税収自体の確保並びに増収及び施策実現をすることができることとなった。

こうした地方税を取り巻く状況や自主財源の乏しい本県の現状を踏まえ、平成13年1月に税務課職員と地方機関の税務職員で構成する「島根県税制検討会」を設置した。そして、同検討会は、平成14年1月の「島根県における独自課税の報告書」により、法定外目的税として産業廃棄物に関する税及び水源涵養に関する税についてその構想を報告した。

また、平成14年度には、同検討会において課税免除・減免制度の全般にわたって見直し検討を行い、現在、廃止・変更すべき項目は順次条例改正を行っている。

〔3〕 監査の視点

行政であれ民間であれ、いずれも組織は人によって支えられているのであり、その意味では最適な人事配置や効果的な人材育成が組織の安定と成長のためには不可欠である。そこで、効率かつ効果的な組織運営を行っているかどうか検証した。また、日本中のあらゆる組織が直面しているのが、いわゆる2007年問題である。団塊の世代が退職年次を迎える2007年から大量の退職者が発生するため、各職場における人事政策に与える影響が大きいとされている問題であるが、この点からも検証を行った。

〔4〕 結果及び意見

総じて、島根県の税務職員の人数は少ないなかで、一人ひとりが業務をかなり手際よく行っている。しかしながら、小規模事務所は人数的に厳しく(隠岐支庁県民局3人、雲南事務所4人など)、窓口業務と出張業務の調整が難しかったり、現年分の事務処理に追われ滞納繰越分の徴収が追いつかなかったりと大変である。平成19年度からは、所得税から個人住民税への税源移譲が予定されているので、他の部署などから人数の増員をすることも検討すべきである。【意見】

また、一般的に3年で人事異動があるため、ノウハウの蓄積が難しい。さらに、団塊の世代の大量退職が控えており(2007年度問題)、ノウハウの継承が難しい。そこで、ノウハウの蓄積・継承のために、若手や中堅の研修を充実すべきである。また、2007年問題の打開策のひとつとして、再雇用、定年延長で対処することも検討すべきである。【意見】

4 管理に関する事項

〔1〕概要

職業人は、身分証を有していることがある。この身分証は、職業上の身分を証明するものであるため、身分証を管理することは重要である。

また、現金管理は管理の中でも基本的かつ重要なものである。

〔2〕島根県における状況

税務職員は、身分証として徴税吏員証、検税吏員証を有している。

また、税金の徴収が現金でなされる場合がある。

〔3〕監査の視点

県民センターの往査において、税務職員から徴税吏員証、検税吏員証を見せてもらい、徴税吏員証、検税吏員証の管理状況を聴取した。

また、収入分任出納員領収証書綴り（本税分）、歳入歳出外現金領収証書綴り（差押分）を査閲した。

〔4〕結果及び意見

徴税吏員証、検税吏員証について、各税務職員が自分で管理しており、徴税吏員証、検税吏員証がきちんとあるかどうか確認することは年度替りの時期（年度末）である、年1回だけということである。最近では、島根県内においても、税務署職員をかたってお金を騙し取ろうとする詐欺事件が発生していることが新聞等でも報道されているところ、もし、仮に、徴税吏員証、県税吏員証を紛失したり、盗難にあったりすることにより、他人に渡ると悪用されるおそれがある。そこで、徴税吏員証、検税吏員証がきちんとあるかどうかの確認を毎日、少なくとも毎月行う必要がある。【意見】

収入分任出納員領収証書綴り（本税分）、歳入歳出外現金領収証書綴り（差押分）を県民センターで査閲したところ、領収証書綴りに最初からナンバリングがないといけないのに、ナンバリングがないため、領収証書のナンバー（番号）が重複していた。また、当該担当者のかばんに領収証書綴りが入ったままになっているケースがあった。現時点で不正はないが、このようなことは、不正につながるおそれがある。そこで、領収証書綴りには、最初からナンバリングをしておく必要がある。また、担当者のかばんに領収証書綴りが入ったままにならないよう、県民センターの所定の場所で領収証書綴りを保管する必要がある。【結果】

5 研修

〔1〕概要

島根県においては、税務の①職場研修、②派遣研修及び③集合研修を実施している。

①職場研修としては、新任税務職員等がいち早く税務職場や業務に適応できるよう新任職員研修及び端末操作研修を行っている。また、派遣研修を受講した職員が、派遣研修の内容を研修未受講者に対して伝達する伝達講習を行い、研修で得た知識の共有化を図っている。

②派遣研修としては、税務職員を、全国地方税務協議会等が主催する研修に派遣して受講させている。

その他、③集合研修においては職場研修を補完するものとして、新規採用職員及び新たに税務業務に携わる職場に配属となった職員を対象とする新任税務職員研修、担当税目の実務経験が1年未満の者を対象とする実務研修、事例研究等を討議する専門研修を行い、税の賦課徴収事務に関する実践的な知識及び技能の習得を図っている。

〔2〕島根県における状況

【図表4-14】、【図表4-15】、【図表4-16】のように、職場研修、集合研修、派遣研修がある。

【図表4-14】

研修の概要

(1) 職場研修

職場研修は、日常の業務の中にあつて、職員の自発性を引き出しそれを育てるという観点に立ち、職員の資質・能力の向上を目指すとともに、組織の活性化を図ることを目的とする。

職場研修を円滑に実施するため、各グループ内に「職場研修推進員」を1名置くこととし、職場研修推進員は次の事項について企画・調整をする。

なお、管理・監督者は、職員を育てながら活用するという職場研修の基本が守られるように留意する。

ア 新任職員研修

新任職員研修の講師は、税務担当部長及びグループ課長が主として対応することとし、基本的な知識の習得を図る。

イ 端末操作研修

端末管理者等の指導のもと、操作の習熟を図る。必要に応じて、税務課から講師として職員等を派遣して実施する。

ウ 派遣研修等を受講した職員の伝達講習

派遣研修等の内容を伝達又は報告することにより、研修未受講者の知識や技術のレベルアップを図るとともに、派遣研修等に参加した職員自らが講師になることで、研修で身につけた知識をさらに磨くものとする。

(2) 集合研修

ア 新任税務職員研修

新規採用職員及び新たに税務職場に配属となった職員を対象とし、税務職員として必要な基礎知識や技術を習得するとともに、職場への円滑な適応を図る。

イ 実務研修

担当税目（事務）の実務経験が主として1年未満の者を対象とし、税目又は事務毎に研修を行うことにより、税務事務の法的根拠や法解釈を理論的に身につけるなど業務内容の習熟を図り、新規担当業務を的確に処理するために必要な能力の養成を主眼として実施する。

実務研修の講師は、事務所等のグループ課長又は税目（事務）を熟知している職員等が対応することとし、各種の税務調査能力の向上を目指すほか、各事務所における疑問点等の意見交換を行う場を設けて研修を行う。

ウ 実務研修

担当する税目（事務）毎の事例研究、演習、調査技法等の討議を主に行い、多種多様な事案に参加者が主体的に取り組むことにより、問題解決能力を含む実務処理能力の向上を図る。

エ 特別研修

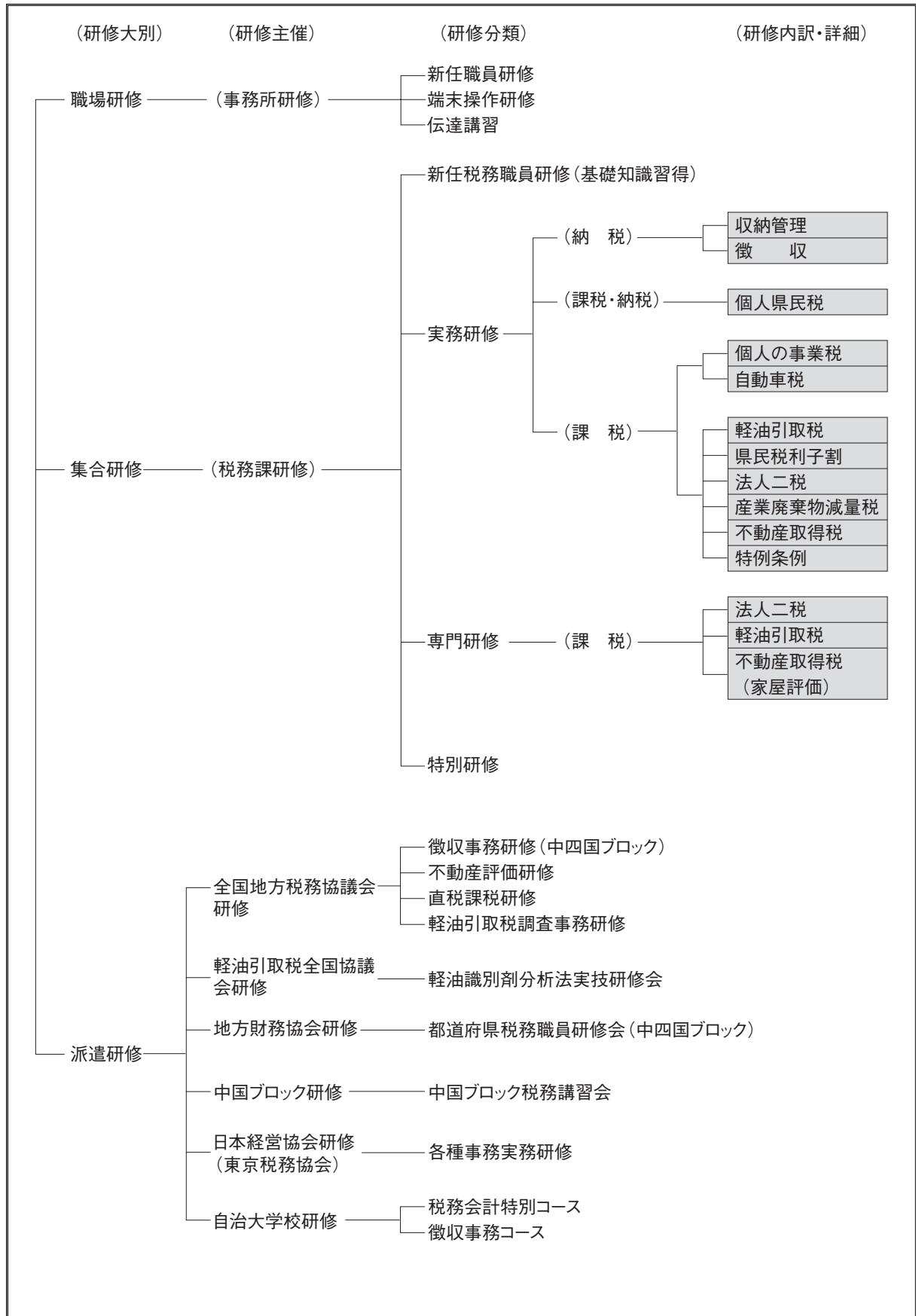
税務行政の諸問題、諸課題を解決するため、中央省庁等から講師を招き、講演会等を開催する。

(3) 派遣研修

税務行政の高度化・専門化等に対応できる税務職員を育成するため、全国地方税務協議会や日本経営協会等が主催する研修を受講させる。

また、税務行政を担う中核的な税務職員を育成するため、自治大学校が実施する簿記・会計学に関する高度かつ専門的な研修である「税務専門課程税務会計特別コース」及び地方税の徴収事務に関する高度かつ実践的な研修である「税務専門課程徴収事務コース」への派遣を行う。

【図表 4-15】



【図表 4 - 16】 平成17年度税務課研修開催計画

研 修 名		実施時期	日数	場 所	対 象 者	
新任税務職員研修		4/28	1日	TPS	税務担当未経験の職員	
実務研修	納税 収 納 管 理 徴 収	6/20~21	2日	県庁	担当者	
	個人県民税	4/18	1日	県庁	担当者	
	課 個人事業税 自動車税	4/25	1日	県庁	担当事務1年目の職員	
		軽油引取税	6/22	1日	県庁	担当事務1年目の職員
	税 県民税 法人二税 産業廃棄物減量税 不動産取得税 特 例 条 例	6/23	1日	県庁	担当事務1年目の職員	
		6/24	1日	県庁	担当事務1年目の職員	
		専門研修 課 不動産取得税 (家屋評価) 法人二税 軽油引取税 不動産取得税	7月	2日	県庁	担当者
			10月	1日	県庁	担当者
	10月		1日	県庁	担当者	
	10月		1日	県庁	担当者	
特別研修		未定	1日	未定	希望者	

平成17年度派遣研修実施計画

研 修 名		研修月日	日数	場 所	参 加 者
全国地方 税務協議会	徴収事務研修(中四国)	6月上旬~	3日	徳島県	県庁・各事務所
	不動産評価研修	9/5~9	5日	兵庫県	県庁1・木次1
	直税課税研修(法人二税)	11/14~18	5日	東京都	松江1・出雲1
	軽油引取税調査事務研修	10/17~21	5日	北海道	浜田1
地方財務 協会	都道府県税務職員研修会 (中四国ブロック)	未定	2日	未定	各事務所1 県庁1
中国ブロック	中国ブロック税務講習会	10/26~28	3日	広島市	各事務所1 県庁1
日本経営 協会	各種事務実務研修		2日	各地区	各事務所1

研 修 名		実施時期	日数	場 所	参 加 者
自治大学校	税務会計特別コース	6/29~10/6 (通信研修3ヶ月間を含む)	6ヶ月	自治大	70名 (今年度の受講者なし)
	徴収事務コース	8/25~10/6	6週間	自治大	100名 (5月推薦予定)

〔3〕 監査の視点

税務職員研修計画(平成17年度)を閲覧し、また、必要に応じて税務課にヒアリングを行った。税務に携わる職員が専門知識の修得・研鑽に努めなければならないことは当然のことである。

また、税負担の公平性の観点からは、税務職員は、悪質な滞納者に対して、毅然とした対応をしなければならない。なぜなら、仮に、税務職員が、悪質

な滞納者に対して徴収努力を怠ったとすれば、真面目に納税している納税者は、税務職員に対して不公平であるという疑念を抱きかねないからである。そして、納税者が税務職員ひいては、税務行政に不信感を抱くようになれば、一般の納税者の納税意識の低下に繋がり、徴収率が低下するおそれがあるからである。そうだとすれば、税務職員は、単に専門知識を習得するのみならず、悪質な滞納を許さないという固い信念に裏打ちされた職業倫理を身に付けなければならない。

そこで、税務職員が専門的知識及び職業倫理を身に付けるための研修プログラムが用意されているか、さらに運用はどのようにされているか、という視点から検証した。

〔4〕 結果及び意見

研修プログラムは適切なものが用意されており、また運用も適切であるといえる。【結果】

地方分権の時代にあって、それぞれの地方公共団体にとって自主財源である地方税収の確保が極めて重要な課題となっている。現在、本格的に進められている三位一体改革により、国税から地方税への税源移譲が確実な情勢となっており、今後、地方税の重要性が増すこととなるため、税務に携わる職員にはより一層地方税制度やその運用についての専門的知識の習得と、社会情勢の変化を的確に把握し公平な税務行政を推進していくことが求められている。そのためにも、研修は必要不可欠なので、今後も研修は定期的に必要に応じて行う必要がある。

現在、税務オンラインシステムにより、業務がある程度、標準化されているが、税務オンラインシステムに頼りすぎると、その弊害として税の課税・徴収手続の根拠となる法令等を見落としがちになるおそれがある。租税は法令に基づくものであるから、研修において法令を再認識することは有益である。【意見】

税務には税の知識のみならず、企業会計の知識や法律までが要求される。しかしながら、税務職員のすべてを専門家とするのは現実的でない。要所にキャリア10年以上の専門的な職員を置くのが現実的である。【意見】

6 新税導入（法定外税の新設）

〔1〕概要

法においては、都道府県並びに市町村及び特別区（以下「地方団体」と総称する）の課税自主権を尊重し、各地方団体が、自らの判断と責任において地方税の運用を行い得るための制度として、法定外税制度が設けられている。法定外税とは、地方団体が、法で具体的に規定する税目以外に、総務大臣の同意を得て創設する税金である。総務大臣は、法定外税の新設又は変更についての協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外税について以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない（法261条、671条、733条）。

法上の要件（総務大臣の同意要件：次の事由に該当しないこと）

- ・ 国税又は他の地方税と課税条件を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。〈重複課税の回避〉
- ・ 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。〈内国関税的なものの排除〉
- ・ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済政策に照らして適当でないこと。〈諸般の事情から具体的に判断〉

新税は、次の要件を満たす場合において条例によって制定される。

条例制定上の要件

- ・ 課税の趣旨が明確であること。
- ・ 財政需要が存在すること。
- ・ 税源が存在すること。

(ア) 課税客体が当該課税団体に存在しうるものかどうか。

(イ) 必要な税収入を確保しうるものかどうか。確保しうるとしても、その税収入が当該団体の財政規模に比し著しく低く、いわゆる零細課税とならないかどうか。

(ウ) 税収入に比し徴税費が割高にならないかどうか。

(エ) 課税客体と課税団体との関係からみて、課税権の適正な帰属が可能であるかどうか。

(オ) その性質からしてむしろ分担金、使用料又は手数料として課すべきものでないかどうか。

(カ) 法定税との関係において、重複課税とまでならなくとも、法定税目の内容又は趣旨からみて不適當なものでないかどうか。

- ・ 受益と負担の関係が明確であること。
- ・ 他の課税団体への影響を考慮すること。

〔2〕 島根県における状況

島根県は、平成17年 4 月 1 日に、法定外税として産業廃棄物減量税（島根県産業廃棄物減量税条例）と水と緑の森づくり税（島根県水と緑の森づくり税条例）を新設した。

① 産業廃棄物減量税

産業廃棄物に関する税の具体的制度について、平成15年10月に「島根県地域環境税制懇話会」を設置し、毎月 1 回の審議を経て平成16年 3 月に「産業廃棄物の環境への負荷を抑制する観点から、原因者負担を基本に経済的手法として法定外目的税が適当である。」との報告を受けた。

そして、平成16年 6 月定例県議会に条例案を提出し、可決され、平成17年 4 月 1 日から施行となる「産業廃棄物減量税」が新たな法定外目的税として創設された（平成17年 4 月 1 日施行）。

同税は、産業廃棄物削減のためのさまざまな方策の一つであるが、同税の課税によってのみ産業廃棄物を削減するのではなく、既存の法的規制、リサイクル技術の開発、リサイクル設備等の整備、県民や事業者に対する普及啓発や情報提供などさまざま実施施策と同税を有効に組み合わせることを前提として創設された税である。

同税は最終処分場に搬入された産業廃棄物に対し、課税することで、リサイクル技術等の開発を促すなど、県内産業の体質強化にもつながる。また、同税は、産業廃棄物が減量化すれば、結果として自然豊かな本県を将来の世代に引き継いでいくことに意義がある。

② 水と緑の森づくり税

水と緑の森づくり税は、税制検討会の構想の中で法定外目的税と県民税均等割超過課税の二方式を併記したが、水道課税方式の法定外目的税は公平性の課題つまりすべての水使用が把握できないこと、市町村により水道普及率のバラツキが大きいこと、江の川水系において水源が広島県にあり森林の水源涵養機能が発現される河川流域と県域が両県にまたがるため受益と負担の関係が不明確なこと等などあり、県民税均等割超過課税方式を採用することになった。

平成16年度に入り、政策企画会議において三回にわたり審議され、6 月県議会で「水と緑の森づくり税」の骨子（案）を公表した。

その後、この骨子（案）に基づき広く県民から意見をもらうため、パンフレットの自治会回覧、新聞広報、パブリックコメントの募集、フォーラム、アンケートの実施など、県民からの貴重な意見を集め、また、県民からの賛同を受け、平成16年 9 月県議会に県民周知への取り組み及び県民の意見について中間報告を行い、12月県議会に「島根県水と緑の森づくり税

条例」及び「島根県水と緑の森づくり基金条例」を提出し、可決され平成16年12月24日公布された（平成17年4月1日施行）。

島根県水と緑の森づくり税は、行政サービスとそれを享受する住民との応益関係に着目して広く均等に負担を求めるものである。そして、同税条例とともに制定された上記基金条例の制度を活用することにより、県民が広く享受している水源涵養、県土保全など県民の安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を持つ森林を守り、育てることで、きれいでおいしい水を将来の世代に引き継ぐことに意義がある。

〔3〕 監査の視点

島根県税制検討会及び島根県地域環境税制懇話会の議事録を閲覧して、新税導入が適切に行われたのかどうか検討した。

〔4〕 結果及び意見

新税は、島根県税制検討会や島根県地域環境税制懇話会において十分検討された結果、導入されたといえる。【結果】

地域の問題を住民が負担して解決するという新税の導入は、地方分権や地方の自立という観点からは評価できるが、徹底した歳出削減が大前提となる。新税は特定の政策課題を前進させる原動力にはなるが、本来の意味での財政再建には一層の歳出削減努力が不可欠である。【意見】

第5章 課税事務関係

1 個人県民税

〔1〕概要

県の仕事に必要な経費を広く県民から負担していただくという趣旨で、個人、法人等に対し、県民税が課税される。(なお、個人の県民税は、個人の市町村民税と合わせて、個人住民税と呼ばれる場合もある。)ここでは、個人に対する個人県民税の課税について述べる。

毎年1月1日現在で県内に住所のある個人には、均等割と所得割が課税される(法24条1項1号)。なお、均等割とは、均等の額によって課税する県民税をいい(法23条1項1号)、所得割とは、所得によって課する県民税をいう(法23条1項2号)。

また、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有していて、その市町村内に住所のない個人には、均等割が課税される(法24条1項2号)。

個人の均等割の税率は1,000円であり(県税条例11条)、所得割の税率は課税所得が700万円以下の金額については2%、課税所得が700万円超の金額については3%である(県税条例9条)。

なお、平成17年度分より、「水と緑の森づくり税」として、年額500円を県民税均等割額に加算して納税することとなっている。

個人の県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日である(法39条)。

個人住民税は、市区町村が税額を計算し、これを納税通知書により納税者に通知すること(賦課処分)によって課税するいわゆる賦課課税方式により課税することとされている。この賦課に当たって、市区町村は、税額の計算上必要とされる納税義務者の個別的な事情をすべて調査することは困難であるので、賦課事務の便宜等の見地から、その者の所得等の事項について、一定の納税義務者に申告させることにしている(法45条の2、法317条の2)。

この申告は、所得税における申告のように、納税者自身が所得金額及び税額を計算し、これを申告納付することによってその者の個人住民税額が自動的に確定するものではなく、その申告書は課税資料としての性格をもつものであり、市区町村はこの申告書又は給与支払報告書等を基にして個人住民税の税額を計算することになる。

賦課された個人住民税の額は、一般的には、給与所得者は特別徴収の方法により、それ以外の者は普通徴収の方法により徴収される(法319条、法321条の3)。

ちなみに、特別徴収とは、給与支払者に税金を徴収させ、かつ、その徴収

すべき税金を納入させる方法をいい、普通徴収とは、市町村が納税義務者から提出された申告書等を基にして税額を計算し、納税義務者が直接、税金を市町村に納付する方法である。

個人住民税は約 3 割が都道府県の収入になり、残り 7 割が市区町村の収入になる。

個人住民税はまず、全額が市区町村に納入されてから、そのうち、都道府県の個人住民税部分が個人県民税課税状況報告書や個人県民税変更状況報告書を基にして市区町村から都道府県に払い込まれる。

〔2〕 島根県における状況

島根県における最近の個人県民税の収入額の状況は次のとおりである。

○個人県民税（平成17年度分）

【図表 5-1】 平成17年度実績

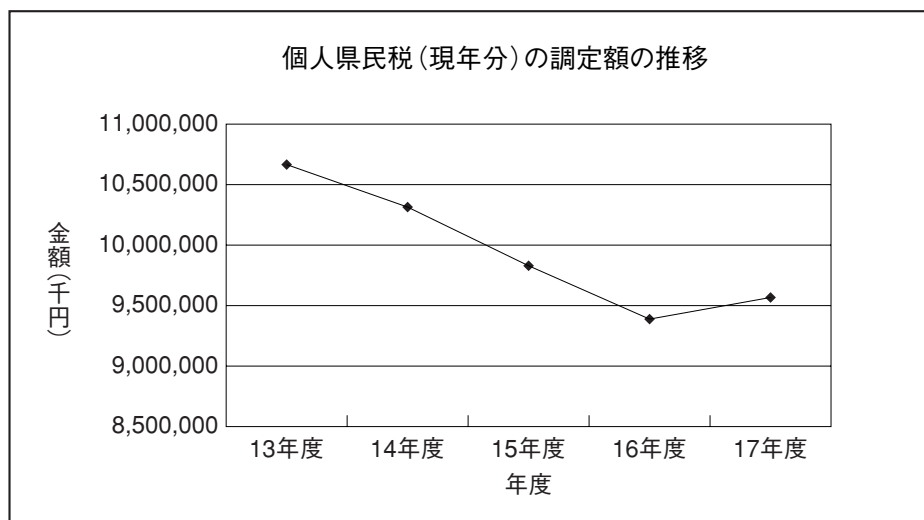
平成17年度実績額	調 定 額 (千円)	収 入 額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴 収 率 (%)
17年度現年課税分	9,565,042	9,432,906	—	132,135	98.6
滞 納 繰 越 分	528,380	123,032	51,971	353,376	23.3
計	10,093,422	9,555,938	51,971	485,511	94.7

【図表 5-2】 平成13年度以降分実績

現 年 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調 定 額(千円)	10,647,916	10,280,708	9,804,683	9,403,226	9,565,042
収 入 額(千円)	10,496,492	10,114,386	9,670,048	9,269,183	9,432,906
欠 損 処 分 額(千円)	—	—	—	—	—
翌年度繰越額(千円)	151,424	166,321	134,634	134,043	132,135
滞 繰 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調 定 額(千円)	505,943	535,558	563,083	545,962	528,380
収 入 額(千円)	89,981	93,612	121,367	113,001	123,032
欠 損 処 分 額(千円)	29,521	47,531	33,828	43,820	51,971
翌年度繰越額(千円)	386,440	394,413	407,888	389,139	353,376

(県税統計書参照)

【図表 5-3】



〔3〕 監査の視点

市町村から県への報告書である「個人県民税課税状況報告書」及び「個人県民税変更状況報告書」を閲覧した。

〔4〕 結果及び意見

個人県民税課税状況報告書及び個人県民税変更状況報告書を閲覧したところ、市町村から県への報告について問題はなく、また県は当該報告書の査閲を適切に行っていた。【結果】

個人住民税は県民税部分と市町村民税部分とがあり、まず一旦、市町村民税と県民税をあわせた額を市町村が賦課徴収するため、市町村の賦課徴収の事務手続の良し悪しにより、市町村民税の徴収率だけでなく、県民税の徴収率の良し悪しにつながる。したがって、個人県民税の徴収率を向上させるためには、県は市町村と連携を深める必要がある。この点、平成18年度からは、県の徴税吏員が市町村に出向いて市町村の徴税吏員に対して徴収の指導を行うとともに、市町村の徴税吏員が県に出向いて徴収の実地研修を行うという、「相互併任制度」を実施している。この相互併任制度により、市町村の徴税吏員の徴税スキルが向上することによって、個人市町村民税ひいては個人県民税の徴収率が向上することを期待したい。【結果】

2 個人事業税

〔1〕個人事業税の概要

(1) 概要

個人事業税は、個人が行う事業に対して、事業の所得を課税標準とし、事務所又は事業所所在の都道府県において課する都道府県税である。

事業の種類は、地方税法及びこれに基づく政令により、第1種事業、第2種事業及び第3種事業に分け、それぞれ限定列挙されている。(法72条の2第3項、7項、8項、9項)

個人事業税は、個人が行う事業が各種行政サービスを受けていることから、必要なコストを負担すべきであるという応益負担の趣旨から課される税金といえる。

(2) 納税義務者

個人事業税の納税義務者は、法及び法施行令により限定列挙された次の事業を営む個人とされている。(法72の2第3項)

従って、限定列挙のない事業、例えば農業を営む個人などには、個人事業税は課されない。

【図表5-4】

区分	内容	具体的事業
第1種事業	営業に属する事業を行う個人	①物品販売業、②保険業、③金銭貸付業、④物品貸付業、⑤不動産貸付業、ほか32業種
第2種事業	第1次産業に属する事業を行う個人	①畜産業(農業に付随するものを除く)、②水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く)、③薪炭製造業
第3種事業	自由業に属する事業を行う個人	①医業、②歯科医業、③薬剤師業、④助産師業、ほか27業種

また、第1種事業の内の「不動産貸付業」及び「駐車場業」については、取扱通知(県)3章の2の1(3)(6)他で、下記の通り規定されている。

【図表5-5】不動産貸付業の事業認定基準

種類・用途等		事業と判定される規模等
建物	1戸建住宅	住宅の棟数が10以上
	アパート等	居住の用に供するための独立した区画が10以上
	店舗・事務所等	独立家屋の棟数が5以上
	住宅以外の建物で独立家屋以外	貸与することのできる独立的に区画された部分が10以上
土地	住宅用土地	貸付契約件数が10件以上又は貸付総面積が2,000 以上
	住宅用土地以外	貸付契約件数が10件以上
種類の異なる不動産の貸付を行っている場合		貸付不動産の棟数、室数、独立区画又は貸付契約件数の合計が10以上
上記 ~ の基準に満たない不動産の貸付を行っている場合		貸付不動産に係る収入金額が年額1,000万円以上で建物の貸付面積が600 以上、かつ、貸付件数が の1/2以上

【図表 5－6】 駐車場業の事業認定基準

種類・用途等	事業と判定される規模等
駐車場 建築物	屋根付駐車場、地下式駐車場、立体式駐車場については規模を問わない
上記以外	収容可能台数が10台以上

(取扱通知(県)3章2の1及び県の部長通知より抜粋加工)

このように、個人事業税は、所得金額が次に示す事業主控除額を超えるような多額な場合であっても、業種・事業の規模により課税されない場合があり、これを「業種失格」と呼んでいる。

(3) 課税標準の算定(法72の49の7、49の8)

個人事業税の課税標準は、個人の前年中の事業の所得である。

この事業所得の金額は、所得税における総収入金額から必要経費の額を控除した金額を計算し、更に事業主控除として年間290万円を限度に控除する。

この場合において、医業等を行う個人の社会保険診療報酬に係る所得等については除外し、また所得税で控除した青色申告特別控除額については、ここでは控除しないで計算することとなっている。

このように計算した事業の所得が事業主控除額以下である場合、個人事業税が課されないことになり、これを「控除失格」と呼んでいる。

(4) 税率及び税額の計算

個人事業税の税率は、【図表 5－7】の標準税率を基準とし、条例で税率を定めることになっている。

また、制限税率は、標準税率の1.1倍とされている。(法72の49の13第3項)

【図表 5－7】

区 分	標準税率
①第1種事業	5/100
②第2種事業	4/100
③第3種事業(下記④を除く)	5/100
④第3種事業のうち、助産師業、あんま・マッサージ業など	3/100

なお、年の中途において事業を廃止した場合の納付すべき事業税の額は、①前年中の所得に対して計算した事業税額と、②その年の1月1日から事業廃止の日までの所得に対して計算した事業税額の合計額となる。

更に、2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合には、課税標準を分割基準(事務所毎の従業員数)により按分し、課税権の調整を図っている。

(5) 賦課及び徴収

個人事業税は、納税義務者から提出された申告書等を基にして税額を計算し、納税通知書を納税者に通知する「賦課課税方式」により課税し、普通徴収の方法により徴収される。

本県においては毎年 8 月に納税者に納税通知書を送付し、納期は 8 月20 日から同月31日まで（第 1 期）及び11月20日から同月30日まで（第 2 期）とされている（県税条例17条）。

なお、個人事業税の申告については、前年中の所得の金額等を記載した申告書を毎年 3 月15日までに事務所などの所在地の都道府県知事に提出しなければならないが、所得税の確定申告書又は道府県民税の申告書の提出をもって、個人事業税の申告があったものとみなされることになっている。（法72条の55の 2）

〔2〕 島根県における個人事業税の状況

県税に占める個人事業税の割合は、平成17年度は1.3%であった。

また、平成13年度以降の本県における個人事業税の徴収状況は、以下の通りである。

【図表 5－8】 平成17年度実績

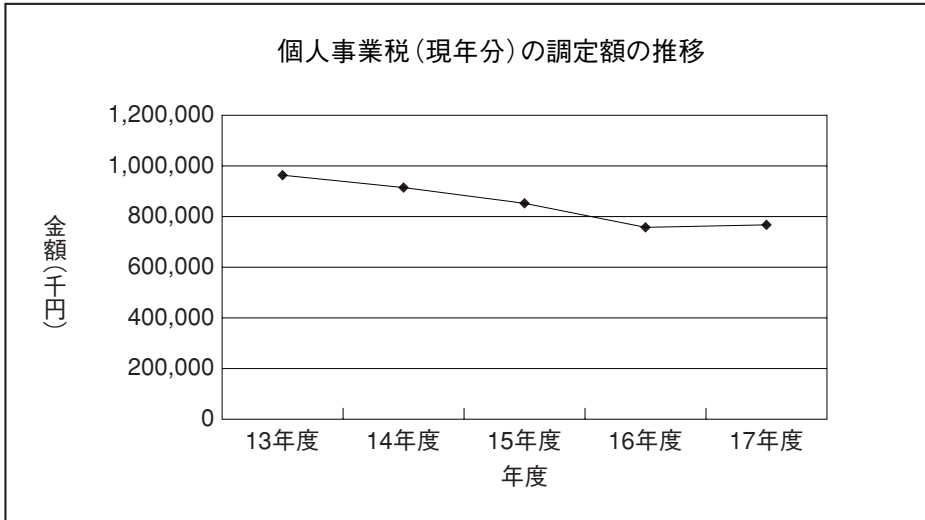
平成17年度実績額	調 定 額 (千円)	収 入 額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴 収 率 (%)
17年度現年課税分	771,285	753,625	0	17,660	97.7
滞 納 繰 越 分	68,923	14,932	9,744	44,247	21.7
計	840,208	768,557	9,744	61,907	91.5

【図表 5－9】 平成13年度以降分実績

現 年 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調 定 額(千円)	979,254	930,008	844,247	761,593	771,285
収 入 額(千円)	956,932	910,986	822,826	747,799	753,625
欠 損 処 分 額(千円)	652	0	0	0	0
翌年度繰越額(千円)	21,669	19,022	21,421	13,794	17,660
滞 繰 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調 定 額(千円)	71,945	73,747	71,892	74,018	68,923
収 入 額(千円)	18,692	18,360	17,084	14,390	14,932
欠 損 処 分 額(千円)	938	2,221	2,170	4,494	9,744
翌年度繰越額(千円)	52,314	53,166	52,637	55,134	44,247

(県税統計書参照)

【図表 5 -10】



上図の通り、島根県における個人事業税の調定額は、平成13年度以降右肩下がりの状態が続いていたが、平成17年度においては微増している。

個人事業税は上述の通り前年分所得を基礎に課税される税目であることから、建設業を中心とした島根県における産業経済力の推移が反映された結果であるともいえる。但し、平成17年度において微増した要因は、平成16年度までの修正申告による追徴税額が例年より多く計上されたためであり、本県における景気回復の兆しは依然として不透明であることが個人事業税の税収からも窺える。

なお、平成17年度における業種別の課税人員及び課税所得金額は、【図表 5 -11】の通りである。

【図表 5 - 11】 平成17年度(平成16年所得) 業種別課税所得

(単位:人、千円)

種 別	課税人員	課税所得金額	種 別	課税人員	課税所得金額
第1種事業(37業種)	4,972	11,409,370	第3種事業(31業種)	884	2,983,951
物品販売業	749	1,644,503	医業	38	226,394
物品貸付業	17	25,993	歯科医業	4	14,196
不動産貸付業	779	2,945,105	あん摩等の事業	27	37,172
製造業	472	997,179	獣医業	11	63,799
土砂採取業	3	45,551	弁護士業	22	324,263
運送業	130	215,877	司法書士業	68	322,280
駐車場業	17	32,819	行政書士業	6	10,634
請負業	2,195	4,366,118	税理士業	100	571,053
印刷業	10	13,110	公認会計士業	6	103,426
写真業	17	23,936	社会保険労務士業	24	101,146
旅館業	33	50,890	コンサルタント業	31	84,510
料理店業	32	62,822	設計監督者業	105	241,952
飲食店業	366	600,332	不動産鑑定業	7	52,454
周旋業	8	35,004	デザイン業	11	25,532
代理業	99	195,772	諸芸師匠業	35	60,337
仲立業	4	4,854	理容業	107	97,663
問屋業	13	62,536	美容業	162	291,489
遊技場業	5	11,590	クリーニング業	15	23,750
不動産売買業	6	24,328	歯科技工士業	22	36,079
広告業	6	18,417	測量士業	18	29,652
冠婚葬祭業	6	27,995	土地家屋調査士業	59	222,192
その他(16業種)	5	4,639	その他(10業種)	6	43,978
第2種事業(3業種)	11	35,937			
水産業	9	30,480			
その他(2業種)	2	5,457			

※課税人員2名以下の業種をその他とした。

(税務課からの資料による)

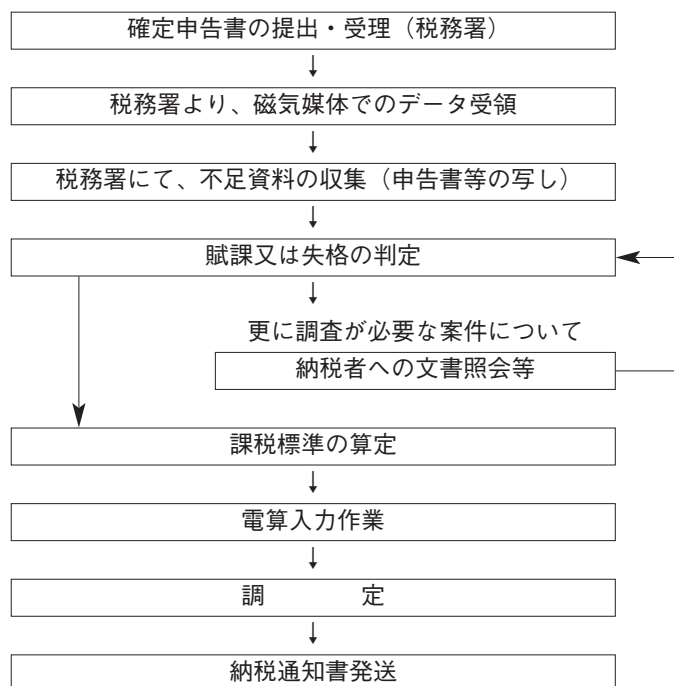
業種別にみると、課税人員・課税所得金額共に、第1種事業における「物品販売業」「不動産貸付業」「製造業」及び「請負業」のウエイトが高くなっている。

〔3〕 監査の視点

A. 賦課決定手続きの検証

個人事業税については、一般に下記の手順により賦課決定の事務手続きが行われている。

【図表 5-12】



上記の手続きの中で、見直し、改善すべき点は無いかを検証していく。

B. 賦課決定内容の検証

個人事業税の賦課決定において、課税事務が関係法令に準拠して適切に執行されているか、課税内容が正確かつ効率的に行われているか、といった点を主眼に置き、賦課事務について東部県民センター及び西部県民センターへ往査し、賦課決定時に使用された資料を確認することとした。

なお、検証にあたっては、東部県民センター及び西部県民センターにおいて申告のあった書類の中からサンプリングを行い、確認を行うこととした。

C. 納税事務についての検証

個人事業税は「賦課課税方式」によることから、多くの納税者は銀行等金融機関の窓口において、納税通知書での現金納付をしている。

一方で、個人事業税は指定口座からの振替納税の対象となる税目であり、納税事務の簡略化のためには有効な徴収方法である。

個人事業税の徴収について、検証を行うこととした。

〔4〕結果及び意見

A. 賦課決定手続きについて

(1) 申告書の転写作業の効率化について

個人事業税の賦課決定（定期賦課事務）で先ず行われるのが、税務署における確定申告書からの資料収集である。

平成17年及び18年において、東西県民センター管内において実際に税務署に赴き申告書等を複写する作業に職員が通った延べ人数及び複写枚数は、【図表5-13】の通りである。

【図表5-13】

	東部県民センター		西部県民センター		合 計	
	延べ投下人数	複写枚数	延べ投下人数	複写枚数	延べ投下人数	複写枚数
平成17年	93	9,463	70	8,700	163	18,163
平成18年	80	8,514	42	5,200	122	13,714

（東西県民センターからの資料により作成）

この所得税申告データの収集については、平成18年より国税の電子データを磁気テープにより取得することが可能となり、上記表でわかるように、平成18年は、税務署へ複写のため投入された延べ人数・複写枚数共に、平成17年に比べ随分減少した。但し、平成18年が磁気テープによる提供開始の最初の年であり、賦課準備の日程上、一部従来通りの複写もなされたということである。

このことからすると、次年度以降は、更なる投入人数・複写枚数の減少も見込まれる。【結果】

しかしながら、国税から電子データとして提供されているのは、所得税申告書で基本となる納税者の氏名や所得金額など、主に申告書第1表の一部であり、事業税の算定に必要な第2表や決算書は、依然税務署で複写する必要がある。

個人事業税の賦課決定のためには、現状ではどうしても税務署へ補足資料の複写に赴く必要性があり、この作業に要する人件費等のコストは相当高いといえる。

しかも本年より東西県民センター化となり、センターの所在地以外では、所轄する税務署へ行くための距離的・時間的コストも拡大しているところである。【結果】

一方で、国税庁のe-Tax、平成17年よりスタートした県税のeLTAX等電子申告の普及が、今後、国・地方双方の徴税コストを抑える切り札になると予想される。

例えば、電子申告の普及に併せ、所得税の申告時に添付される決算書

についても県税で電子データとして受け取ることができるようになれば、決算書の複写も不要となり、複写の件数も減少することが予想される。

このように、今後、税務署との間で決算書を含む電子申告データを共有する仕組みを作りあげた上で、県としても電子申告の普及を訴えることが、情報収集コストを押さえる為に有用であると思われる。

但し、電子申告の普及までには時間が掛かることも考えられる。それまでの暫定的な第2の手法として、税務署における申告データを画像として「イメージファイリング」して提供してもらうことを提案する。

もともと国税庁では、届出により、納税者が帳簿書類を磁気データとして保存することを認めている（電子帳簿保存法）ので、承認している課税庁（税務署）の方でも書類の保管スペースの問題や資料調査の効率化の為に申告書等を電子化することを考えるべきである。本年より始まった電子データでの提供と共にイメージファイリングデータを取得することで、従来の複写に要する費用・時間のコストは飛躍的に減少する筈であり、是非税務署側へ働きかけていただきたい。

そして、第2の手法も適わない場合には、やむを得ず現行通りの複写を行わざるを得ない。その場合でも、①複写する対象者を予め順番を決めて整理しておき、効率的に作業を行うこと、②毎年の単純作業であるから、臨時職員によるコスト削減も検討いただきたい。なお、その場合には、ハイレベルの個人情報に接することから、県職員OB等の守秘義務に理解ある者に複写作業を行ってもらうことをお薦めする。【意見】

（2）賦課事務について

東西県民センターで実際の賦課手続きに使用された書類を査閲したところ、東部県民センターにおいては、電子データにより作成された「国税データ明細票」において、「賦課」又は「失格」（場合によっては「確認」）の判断を行った担当者の押印が記載すべき欄に無く、責任の所在が不明なままとなっていた。また、不動産貸付業の判定となる数値（棟数等）が黄色やオレンジ色の蛍光ペンで書かれており、時間の経過と共に脱色する恐れがある他、読解にも困難な記載方法となっていた。

一方、西部県民センターでは、担当者の押印があり責任の所在が明確で、判定に関する情報や担当課長から承認を得た経緯についても明確になっており、後日第三者が見てもわかりやすく記載されていた。【結果】

「賦課」又は「失格」の判定は、同一納税者に対して①初期チェック、②入力時確認、③賦課データを電算に入力した後でのアウトプット確認と3回にわたりチェックしている（東部県民センター）との事であるこ

とから、前述の点は大きな問題とはならないかも知れないが、賦課事務の基本であり、今後は事務の経緯について明瞭に記載されると共に、責任の所在を明らかにする意味でも処理者・承認者の捺印を明細票に留めるように改められたい。【意見】

(3) 賦課決定のための報告書に関する問題点

法72条の52によると、個人事業者に対して交付すべき納税通知書は、遅くともその納期限前10日までに納税者に交付しなければならないとされている。

ところで、個人事業税の賦課決定にあたり、不動産貸付業、駐車場業、漁業など、税務申告データのみで賦課すべきか否か不明な場合、各県民センターより納税者宛てに照会の文書（以下、「報告書」という）を発送して確認するという事務が発生する。

このことは、県税条例18条において「賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる」と明記されているところではあるが、この事務については下記の問題点があった。

① 東西県民センターで発行されている報告書の書式が相違する

これらの書式については元々政令等で指定された書式が無いことから、判定に必要な項目を質問形式にして各納税者に発送し回答を得る方式が取られているが、東西県民センターで使用される書式が異なっていた。【結果】

この点については、法令等に違反するという問題では無いにせよ、ノウハウを共有化した共通文書にすべきである。定型書式にした方が統括する税務課としても管理・運営上利便性が高いと思われるし、例えば東西県民センターの中間地域の納税者同士で情報共有がなされた場合、疑念を持たれることも無くなると思われる。【意見】

② 報告書の回答が期限までに返送されない

報告書の返答が回答期限に遅れたり、あるいは返送がされなかったりしたため、結果として納税通知書の発送が交付期限に間に合わないケースもあった。

また、回答期限までに文書を返送しない納税者に対しては、電話による確認のみで、賦課又は失格の決定がなされているケースもあった。【結果】

いずれのケースについても事務を執行する側からはやむを得ない

ことであるが、後日この部分が争点となって納税者とトラブルにならないように、双方の対応者、対応の履歴とその結果を時系列で明瞭に記録しておくことが必要である。【意見】

(4) 無申告者に対する捕捉について

所得税の計算において、所得控除額の合計が所得金額を上回るなどの理由により確定申告を行わない納税者がいるものと考えられる。個人事業税の計算においては、所得控除額は考慮されないため、このような個人事業税の無申告者に対する捕捉を行わなければ、徴税漏れが生じる恐れが出てくる。

そこで法72条の50第2項において、このような無申告者については、調査によりその所得を決定して事業税を課することとしている。

この点について東部県民センターに問い合わせたところ、「国税の申告によっており、無申告者についての独自の捕捉は行っていない」との回答を得た。【結果】

個人事業税の課税資料を税務署の資料に頼っている現状では、上記理由により所得税の申告がなされていない者に対する捕捉は困難を極めることが想定されるが、「課税の公平」という大義からすると見逃すことのできない部分である。所得税申告が無い場合でも、①申告の無い者の過去の所得状況からの問い合わせ、②「所得税がかからなくても事業税が課税され申告漏れになるケースがある」などの広報活動により、捕捉に努めるべきである。【意見】

B. 賦課決定内容について

(1) 業種の認定について

個人事業税は、前述の通り限定列举された事業を営み、しかも課税標準が事業主控除額を超える場合に限って賦課される税目であることから、特に業種の判定は慎重にならざるを得ないところである。

サンプリングによる書類の査閲を行ったところ、特に下記の事業について判定が困難な事案が多くあった。

また、事業種類の認定誤りもあった。

① 不動産貸付業と駐車場業

今回サンプリング調査をした中で、不動産貸付業と駐車場業に係る賦課決定が一番疑問に残った。多様な事例があり、判定が非常に

煩雑であるためである。

前述の通り、個人事業税で賦課決定を行う場合、「事業認定」と「所得金額」の2つのファクターで決められ、次の点で所得税と取扱いが異なる。即ち、a) 所得税ではこれらを併せて行う場合、多くは「不動産所得」のみで申告されているが、個人事業税では不産貸付業と駐車場業が「別々の事業」とされている。また、b) 個人事業税の賦課決定においては、a) で区分したそれぞれの事業について事業規模及び所得金額で賦課されたり失格になったりする。

実際、賦課又は失格の決定を行う際には、確定申告書に添付された決算書（不動産所得の収入内訳）で賃貸状況の確認が行われており、それでもなお不明な場合には納税者に報告書を送付し、返送された内容等で判断がなされていた。

これらは、取扱通知（県）3章2の1及び昭和57年税発第153号という内部通達に基づいた処理としてなされているが、上記A（3）②で指摘したように、期限までに報告書が返ってこない場合、不動産の異動状況を電話で確認したり、不動産取得税の申告状況から推測するなどして判断することになる。【結果】

サンプリングによる査閲では、法令に沿った判定がなされており、特に指摘する事項は無いが、「課税の公平」の見地からは事業税の課税方法に対して別の考え方もあると思われ、後述するので、是非検討されたい。【意見】

② 請負業

請負業について今回サンプリング調査をした中で疑義が生じた事案は、a) 建設関係の事業で主として自己の労力を提供するものと、b) 限定列挙された事業に該当するか否か不明な業種についてである。

まず、a) については、取扱通知（県）3章2の1、平成12年税発第353号という内部通達に基づいて収入金額や店舗作業場の有無、使用人の状況等を総合的に勘案してほぼ適正に判定がなされていたが、一部で誤りもみられた。

具体的には、大工工事業で、収入金額が5,247,750円、青色申告特別控除（10万円）控除後の所得金額が4,085,047円の個人について、判定表に基づき判定した場合には請負業としての事業認定基準に満たず「事業失格」となるべきところを、前年及び前々年に賦課されていたことから、本年においても同様に賦課決定されていた。【結果】

請負業を営む個人については、年によって事業内容や収入の形態が変わったりするので、前年実績を踏襲して判定するのでは無く、判定に疑問が生じた場合にはその実態を調査し、誤りのないようにされたい。【意見】

なお、当該事業者については、指摘後、担当部署より賦課決定の取消処分をしたとの報告を受けた。【結果】

③ 代理業

代理業では、保険代理店について、「独立した保険代理店」なのか「保険会社に属する営業社員」なのかにおいて、事業認定が難しい部分があった。

この代理業認定については、昭和36年3月の全国都道府県税務主管課長会議において、当時の自治省から配布された「代理業等判定基準（案）」に沿った形で行われ、申告書の判断が難しい場合には当該事業者には報告書を送付し、その回答に基づいて判定がなされていた。

今回西部県民センターでサンプリングによる監査をした中で、報告書の回答での判定は「事業失格」となるが、一方でタウンページに自己の事業所を掲載しているなど、自己が事業を行っているということについての意識の高い納税者がみられた。ちなみに、報告書での判定項目があと1つ違えば、失格にならなかった案件である。

【結果】

個人事業税の賦課決定における「事業認定」は、短期間に相当数の処理をしなければならず、一人の案件に多くの時間を掛けるのは難しいと想像できるが、上記のような判定が微妙な場合には直接現場で本人から報告書の内容についてヒアリングをすとか事業の様子を掴むなど、慎重に実態を確認すべきである。【意見】

なお、当該事業者については、指摘後、担当部署より再度本人より直接実態の調査をされ、失格処分を有効としたとの報告を受けた。

【結果】

④ 事業認定の誤り

サンプリングで実査した中に、「建築設計事務所」としてあるにもかかわらず、「請負業（主として自己の労務を提供する者）」として判断され、「事業失格」となっているケースがあった。【結果】

これは、本来「設計監督者業」として賦課すべき事案であり、単

純な判定ミスであった。賦課決定処理が複数の担当者でチェックされている中で、あってはならないミスであり、今後は注意を払って判定に当たっていただきたい。【意見】

なお、当該事業者については、指摘後、担当部署より本人宛に課税通知を行ったとの報告を受けた。【結果】

(2) 事業認定全般に関する意見

① 東西県民センター間での調整について

上述のように、個人事業税が業種限定列挙による課税であり、しかも「賦課」又は「失格」の判定が煩雑であるが故に、例えば同じような業種・業態であっても、東西の県民センターの判断において、その取扱いが異なることも想定される。

課税に対する判断基準として、全国的な事例集があるようではあるが、県税であるならば、少なくとも同じようなケースにおいて東西県民センターでその取扱いが異なることだけは避けなければならない。その為にも指導的立場にある税務課において各県民センターからの問い合わせがあった業種・業態については、ケーススタディによるデータベース化により、県下統一的な判断ができるようにしておくべきである。【意見】

② 業種限定列挙に関する問題点について

今回たくさんのサンプルデータを査閲する中で、そもそも個人事業税が業種限定列挙であるが故に、課税の公平が歪められているという気が強く感じられた。

個人事業税が創設された経緯については、「個人事業者が事業所を構えて事業をする上での社会的コストの負担」ということから出発しているようではあるが、もっと簡素で担税力からして公平な課税という意味では、例えば、業種限定列挙と税率区分を廃止し、事業主控除を増額させた上での課税が検討されてもいいのではないかと思われる。

参考に、税法からは離れた事項ではあるが、労働基準法においては、平成10年9月30日改正によって、「(旧8条)適用事業の範囲」がそれまでの号別列記による方法から、基本的には全職種を対象とする方式に改められ、同条が削除された経緯がある。この改正の背景には、様々な新しい職種・職業が生まれる中で、適用範囲を限定列挙による方法で規定することが妥当ではなくなったという社会的

環境の変化があり、個人事業税の課税のあり方にも酷似していると思わざるを得ない。

さて、【図表 5-14】は、平成17年分所得税申告に基づき平成18年度において個人事業税の賦課が「失格」扱いとなった不動産所得者の事例である。いずれの者も青色申告特別控除を65万円適用されており、A氏・F氏を除く他の者は不動産所得のみ（青色申告特別控除の対象とならない給与及び雑所得を除く）であったため、不動産の貸付がいわゆる「事業的規模」であることを「自認」した形になっている。

【図表 5-14】

事業者	不動産収入 (単位:円)	不動産所得額 (65万特別控除後、円)	不動産所得の内訳	その他の所得等
A氏	28,091,040	20,495,480	土地の貸付1件(5427)、収入金には、名義書換料1,200,000円を含む	農業収入 1,179,347円 農業所得 ▲2,459,180円
B氏	23,400,000	19,624,443	貸地 3 件、貸家 1 件	
C氏	27,155,177	21,695,260	土地の貸付 4 件、貸家 4 件、その他送湯料としての収入金額 5,894,160円を含む	
D氏	19,240,000	9,550,326	貸店舗 1 件、駐車場 1 件	
E氏	14,950,660	8,358,383	貸家 3 件・貸店舗 4 件(600以下で業種失格)、駐車場21台(控除失格)	
F氏	14,048,906	7,950,208	6 件で失格	農業収入 4,600,741円 農業所得 1,829,648円
G氏	10,473,380	7,773,096	貸地4件、貸家 2 件、その他 2 件(電柱敷地料:NTT7,340円、中電3,000円)	
H氏	9,620,635	4,767,094	貸地 1 件(1,604)、駐車場 1 件(745)	
I氏	8,214,454	5,565,513	貸地 4 件、貸家 1 件、貸室 4 室	
J氏	7,836,000	4,004,211	貸倉庫 2 棟、貸室 4 室	
K氏	7,036,000	4,531,694	貸地 3 件、貸家 4 件	

上記の中には、同族会社の役員が、個人所有の不動産をその同族会社に貸付けているケースもあり、それらが一概に事業性があるかという点、そうでは無い部分もあろう。

しかし、所得基準により、わずかに課税標準額が事業主控除額を上回ったが為に課税される事業者がある中で、上記のような高額な所得を得ながら事業税がかからないということが、果たして「課税の公平」の見地からすると正しいのかどうなのか。少なくとも、所得税において「事業的規模」として「自認」している納税者に対しては「所得基準のみを適用して判断する」とか、一考の余地があり

そうである。

また、どうしても業種限定列挙を貫かなければならない場合でも、単なる土地等の貸付のみを行う不動産所得者を、「不動産貸付業」と「駐車場業」にわざわざ区分することは、いかがなものであろうか。

例えば、所得税法基本通達27-2（有料駐車場等の所得）においては、「いわゆる有料駐車場、有料自転車置場等の所得については、自己の責任において他人の物を保管する場合の所得は事業所得又は雑所得に該当し、そうでない場合の所得は不動産所得に該当する。」とある。

このように、時間貸しの駐車場経営ならいざ知らず、例えば不動産所得として月極の青空駐車場を貸している者が、自分は「駐車場業を営んでいる」と思っている人がどれ程いるだろうか。推測するに、個人の確定申告が所得税法に従って申告されるため、そう思っている人は皆無に等しく、殆どの人は「不動産業」として認識されていると思われる。事業税の姑息な課税逃れの為に「貸地の一部を駐車場に分けて貸出す」といったことをさせない為にも、「不動産貸付業」の定義について検討されるよう、関係機関への働きかけをすべきである。

実際、今回の往査の折に課税担当者の意見を聴取したところ、上述の通り賦課決定作業は非常に煩雑であり、時間を要するとの意見を多く聞いた。

課税する側の徴税コストを抑え、しかもより公平な課税を行うためにも、今回の監査意見を個人事業税の課税のあり方の一つとして、他の自治体とも協議しながら、地方税法改正に向けて関係官庁に対して働きかけていただきたい。【意見】

（3）個人事業税の分割事業者に関する問題点

個人事業者で他府県に事務所等を有する個人事業者の場合、事業税の課税標準額である「所得の総額」を主たる事務所等の所在地の知事が決定し、これを一定の分割基準（従業者の数）で分割したうえ、各々の道府県にて賦課することになっている。（法72の54第1項、2項、3項）

このことについて東部県民センターにおいて確認したところ、該当事業者が1件あったので資料を確認した。

結果として、店別の従事人数で正しく分割計算されており、特に問題は無かった。【結果】

今回は該当企業が1件ということであったが、個人事業者の中には、

今後他府県への新規出店等、事業環境に変化が生じる者が出ることも予想される。しかし、所得税のデータでは事業所を他府県に設置した点について、所得税確定申告書第2表において、「他都道府県の事務所等」としてチェックを付ける部分がわずかにあるだけで、記入が漏れるケースも想定される。

特に、県外の個人事業者が本県内に事務所等を設置した場合においては、当県への税収に繋がるため、担当部署におかれては、普段から求人情報等での情報収集を徹底されたい。【意見】

C. 納税事務について

(1) 納期の見直しについて

個人事業税の納期は、原則8月及び11月中とされ、本県においてもこれが適用されている。(法72条の51)

しかしながら、第2期の11月は所得税の予定納税(2回目)と重なり、納税者にとっては特定月に資金需要が集中し、納付に困窮することも考えられる。

同条但し書きによれば、これと異なる納期を定めることができる旨が定められており、事実、他県において第2期の納期を10月に繰り上げていくところもある。

徴税率を上げるための手法として、今後納税者の利便性を考慮しながら、適切に対処されたい。【意見】

(2) 口座振替の推奨について

平成17年度における個人事業税現年分の期限内納付率は74.12%と低いが、年度末では97.8%となっている。

これは、事業環境等の変化から資金不足により期限内納付が困難な納税者に加え、個人事業税においても、自動車税同様、納付期限から一定期間内であれば、(税額にもよるが)延滞金がかからず、結果としてあえて納付を遅くしている事業者が少なからずいるためであると考えられる。

一方、平成17年度における個人事業税の口座振替による納付は、件数割合で25.2%、税額割合で31.2%であり、平成16年度の件数割合24.8%、税額割合30.3%と比べると、共に微増となっている。【結果】

期限内納付率が向上することは、県の適正な財政運営に寄与することとなるだけでなく、本来徴税担当者が対応すべき滞納者へのアプローチが増すことにつながることから口座振替による納付は有益であり、今後口座振替制度のPRを積極的に行っていただきたい。【意見】

3 法人県民税・法人事業税

〔1〕法人県民税・法人事業税の概要

(1) 概要

法人県民税は、都道府県内に事務所又は事業所を有する法人等が、居住地の行う行政サービスに対するコストを負担しあう性質を持った税であり、資本金等の額に応じて所得金額にかかわらず負担する均等割と、所得に応じて負担する法人税割から構成されている。

なお、平成17年4月1日より開始する事業年度より、均等割額の5%相当額を「水と緑の森づくり税」として、均等割額に併せて申告・納付することとなっている。

また、法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の道府県が、その事業を行う法人に対して課する道府県税である。(法72条の2)

法人事業税に関しては、平成15年度税制改正により、「外形標準課税制度」が導入され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に対しては、従来の所得のみによる課税から、所得割・付加価値割・資本割によって課税されることとなった。

(2) 納税義務者と課される税

法人県民税の納税義務者は下記の通りであり、それぞれの区分に応じた税が課される。

【図表5-15】

納 税 義 務 者		課される都道府県民税
①	都道府県内に事務所又は事業所を有する法人	均等割額及び法人税額割の合算額
②	都道府県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるもの(収益事業を行っている場合に限る)	
③	都道府県内に寮等を有する法人で、その都道府県内に事務所又は事業所を有しないもの	均等割額
④	都道府県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるもの(収益事業を行わないものに限る)	

一方、法人事業税の納税義務者も都道府県内に事務所又は事業所を有する法人である。ここでいう法人とは、法人及び人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの)を指す。(法72条の2第4項)

つまり、原則的には事業を行う全ての法人が納税義務者となり、内国法人・外国法人の別を問わないとされている。

法人事業税は、次の区分に応じて、それぞれの税が課される。

【図表 5 - 16】

納 税 義 務 者		課される都道府県民税
①	②③以外の事業	(a) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(外形標準課税対象法人)
		(b) 公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社、資本金1億円以下の普通法人
②	特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る)	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
③	電気供給業、ガス供給業及び保険業	所 得 割 額
		特定信託所得割額
		収 入 割 額

ここで、法人県民税及び事業税の課税団体は「事務所又は事業所所在の都道府県」とされていることから、その事業の主たる事務所はどこであるかという事務所又は事業所（以下、「事務所等」という。）の定義が重要となってくる。

そこで事務所等を、次の様に規定している。(取扱通知(県)1章六)

- ① 己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所であること。
- ② ここで行われる事業は、法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とはしないが、宿泊所、従業員詰所、監視所等のように専ら従業員等の宿泊・監視等の内部的・便宜的目的のみに供される施設は事務所等の範囲に含まれないこと。
- ③ 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられている現場事務所等は事務所等の範囲に含まれないこと。

(3) 非課税の範囲(法25条1項1号、法72の4、72の5、72の6)

法人県民税においては、国、都道府県、市町村、日本育英会等の公共法人については、法人住民税が課されないことになっている。また、日本赤十字社、宗教法人、学校法人等のいわゆる公益法人については、収益事業を行う場合に限り課税の対象となる。

法人事業税においては、一定の事業又は所得に対しては税を課さないとする非課税規定が次のように設けられている。

- ① 国、都道府県、市町村、特別区等の公共法人が行う事業
- ② 林業、鉱物の採掘事業、特定の農事組合法人が行う農業
- ③ 日本赤十字社、商工会議所、社会福祉法人等の公益法人が行う事業のうち、収益事業以外の所得

(4) 税率

① 法人県民税

本県における法人住民税の税率は、次の区分に応じ、それぞれに定める率（額）となっている。なお、均等割について、市町村民税においては標準税率の1.2倍とする制限税率が定められている（法312条2項）のに対し、県民税ではその定めがない。従って、標準税率を基本として、条例において定めることとなっている。

法人税割の標準税率は 5 / 100、制限税率は 6 / 100である。（法51条 1 項）

【図表 5 - 17】

区 分		均等割額	水と緑の森づくり税	合計税率(年額)	
均 等 割	資本金等の額	50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
		10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
		1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
		1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
		1千万円以下	20,000円	1,000円	21,000円
法 人 税 割	資本金の額や出資金の額が1億円を超える法人と保険業法に規定する相互会社			法人税額又は個別帰属法人税額の5.8/100	
	資本金の額や出資金の額が1億円以下の法人など		法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下	法人税額又は個別帰属法人税額の5/100	
			法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円超	法人税額又は個別帰属法人税額の5.8/100	

(知っておきたい県税の知識 平成17年度を基に修正)

また、2以上の都道府県に事務所等を有する法人等の場合、均等割額については、各都道府県別に税額を算出して納付するのに対し、法人税額割については、合計税額を期末における従業員の数により按分して計算した税額を申告・納付することとなっている。（法57条2項）

②法人事業税

法人事業税については、外形標準課税の適用法人とそれ以外の法人とに分けて規定されている。

a) 外形標準課税適用法人

外形標準課税適用法人については、下記に示す付加価値割額、資本割額、所得割額の合計により事業税額としている。（法72の2）

この内、「付加価値」とは、報酬給与額と純支払利子・純支払賃借料の合計額に単年度損益を加えた金額であり、また、資本割の対象となる「資本金等の額」は、各事業年度終了の日における資本金の額又は出資金額に資本積立金額を加えた金額である。

【図表 5 - 18】

区 分		税 率
付加価値割		0.48/100
資本割		0.2/100
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.8/100
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5/100
	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2/100
	3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人	7.2/100

(知っておきたい県税の知識 平成17年度を基に修正)

b) 外形標準課税適用外法人

外形標準課税を適用しない法人等の税率は、事業の種類や法人等の規模により、下記の通り定められている。

【図表 5 - 19】

法人の種類	区 分		税 率
普通法人 (株式会社、有限会社等)	所得割	下記以外 所得額のうち年400万円以下の金額	5/100
		所得額のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3/100
		所得額のうち年800万円を超える金額及び清算所得金額	9.6/100
	3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人で資本金の額又は出資金の額が1000万円以上のもの	9.6/100	
特別法人 (農業協同組合、信用金庫等)	所得割	下記以外 所得額のうち年400万円以下の金額	5/100
		所得額のうち年400万円を超える金額及び清算所得金額	6.6/100
	3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人で資本金の額又は出資金の額が1000万円以上のもの	6.6/100	
電気・ガス供給業、生命・損害保険業を行う法人	収入割		1.3/100

(知っておきたい県税の知識 平成17年度を一部変更)

また、2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている場合の分割基準は、次の事業区分に応じ、それぞれに定める方法による。

なお、⑤その他の事業における事務所等の数は、各月の末日現在における事務所等の数を合計して算出し、その他については事業年度末日における現況による。(取扱通知(県)3章9の7)

【図表 5 - 20】

事業区分	分割基準
① 製造業	事務所又は事業所の従業者の数(資本金の額(又は出資金の額)が1億円以上の法人については、工場の人数を1.5倍する)
② 電気供給業	課税標準の3/4相当額:事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4相当額:事務所等の固定資産の価額
③ ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額
④ 鉄道事業 軌道事業	事務所等が所在する都道府県の軌道の延長キロメートル数
⑤ その他の事業	課税標準の1/2相当額:事務所等の数 課税標準の1/2相当額:事務所等の従業者の数

(知っておきたい県税の知識 平成17年度参照)

〔2〕 島根県における法人県民税・法人事業税の状況

県税に占める法人県民税・法人事業税の割合は、平成17年度でそれぞれ5.2%、27.3%であり、合わせると県税全体の約1/3を占める重要な税目である。

平成13年度以降の島根県における法人県民税及び法人事業税の徴収状況は、下記の通りである。

【図表5-21】 法人県民税(平成17年度実績)

平成17年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴収率 (%)
17年度現年課税分	3,140,154	3,133,151	45	6,958	99.8%
滞納繰越分	37,841	3,886	11,583	22,372	10.3%
計	3,177,995	3,137,037	11,628	29,330	98.7%

【図表5-22】 法人県民税(平成13年度以降分実績)

現年分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	3,479,229	2,945,382	3,099,170	2,900,052	3,140,154
収入額(千円)	3,474,289	2,929,816	3,088,829	2,889,405	3,133,151
欠損処分額(千円)	73	276	0	266	45
翌年度繰越額(千円)	4,867	15,290	10,341	10,381	6,958
滞繰分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	59,157	22,235	30,876	37,096	37,841
収入額(千円)	4,115	3,615	3,260	3,568	3,886
欠損処分額(千円)	1,115	2,702	746	6,031	11,583
翌年度繰越額(千円)	53,927	15,918	26,870	27,497	22,372

【図表5-23】 法人事業税(平成17年度実績)

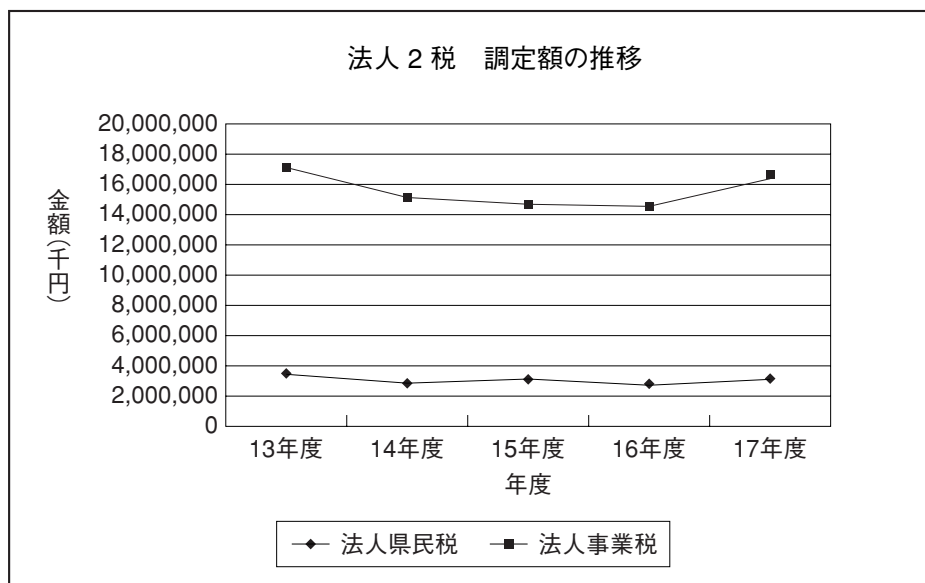
平成17年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴収率 (%)
17年度現年課税分	16,382,830	16,367,165	6	15,659	99.9%
滞納繰越分	169,046	26,013	40,675	102,358	15.4%
計	16,551,876	16,393,178	40,681	118,017	99.0%

【図表5-24】 法人事業税(平成13年度以降分実績)

現年分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	17,256,166	15,259,166	14,641,761	14,357,020	16,382,830
収入額(千円)	17,244,510	15,187,467	14,605,553	14,299,888	16,367,165
欠損処分額(千円)	0	0	0	890	6
翌年度繰越額(千円)	11,656	71,699	36,208	56,242	15,659
滞繰分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	256,308	73,956	120,108	150,455	169,046
収入額(千円)	10,655	11,077	5,149	9,607	26,013
欠損処分額(千円)	2,508	9,374	119	21,311	40,675
翌年度繰越額(千円)	243,145	53,505	114,840	119,537	102,358

(県税統計書を基に作成)

【図表 5 - 25】



以上のように、直近 5 年間を比較してみると、現年分調定額は、法人県民税・法人事業税ともに平成13年度より下降気味であったが、平成17年度においてようやく改善の兆しが見え始めたことが窺える。

なお、島根県における法人数は、【図表 5 - 26】の通り平成13年度以降微増となっており、平成16年までの納税額の減少は、1 社当たりの所得の低下によることが大きな要因であると考えられる。

【図表 5 - 26】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
非割	13,844	13,791	13,905	13,963	13,973
内割	450	443	463	468	504
外割	1,870	1,905	1,904	1,935	1,932
合計	16,164	16,139	16,272	16,366	16,409
(内、清算中)	210	204	241	253	240
(内、休業中)	531	535	574	614	621

(税務課による資料を基に作成)

(注)

非割：県内にのみ事務所等を有する法人

内割：県内に本店を有し、県外にも事務所等を有する法人

外割：県外に本店を有し、県内に事務所等を有する法人

〔3〕 監査の視点

A. 申告納付事務手続きの検証

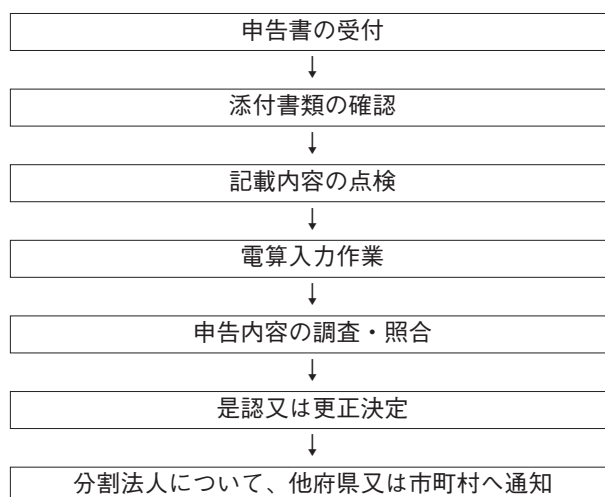
法人県民税及び法人事業税（以下、法人二税という）については、下記の視点から事務の適正さ及び効率性を検証した。

なお、検証にあたっては、主に東部県民センターにおいて実施されている手続き・申告書類等を中心に監査を行った。

(1) 申告納付に関する事務手続きの検証

法人二税については、下記の手順により事務手続きが行われている。

【図表 5 - 27】



上記の手続きが、関係法令に合致してなされているかどうか、又、見直し、改善すべき点はないかを検証していくこととした。

(2) 不申告法人、休業・清算中の法人に対する申告及び決定について

法人二税においては、法人の休業や財務上の事情等により、期日までに申告がなされていない法人が存在することが予想される。

このような不申告法人等に対する事務が適正になされているか、又、その手続きに問題は無いかを検証していくこととした。

B. 申告内容の検証

(1) 都道府県知事の調査による更正及び決定状況について

法72条の41において、都道府県知事には、一定の法人等に対する調査により、更正及び決定を下す権限が与えられている。

これは、法人二税が主に法人税法の規定による税額及び所得により計

算されている中であって、法人税の計算によらない数値から税額を算出することから規定されたものである。

この点について、対応状況を検証していく。

(2) 外形標準課税により申告をしている法人についての適法性

外形標準課税の適用法人においても、法72条の41の2において、自主的な調査、更正及び決定の権限が都道府県知事に与えられている。

本県における外形標準課税の適用関係について検証していく。

(3) 法人県民税均等割の課税免除手続きについて

島根県県税条例 8 条、規則32条において、下記団体のいずれかにおいて、収益事業を行わないものについては、一定期限内の申請により、法人県民税の課税を免除することができるとされている。

- ① 民法34条に規定する公益法人
- ② 地方自治法の認可を受けた地縁による団体
- ③ 特定非営利活動促進法 2 条 2 項に規定する特定非営利活動法人

また、ここでいう「収益事業」とは、法人税法施行令 5 条に規定する33種類の事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

但し、【図表 5 - 28】に掲げる法人が行う収益事業は、上記の収益事業に含めないとされている。

【図表 5 - 28】

収益事業を行っていないとされる法人	
①	社会福祉法人で、収益事業の所得の金額の90/100以上の金額を、その法人の社会福祉事業(収益事業を除く)に充てているもの
②	更生保護法人で、収益事業の所得の金額の90/100以上の金額を、その法人の更生保護事業(収益事業を除く)に充てているもの
③	学校法人又は私立学校法64条 4 項の法人で、収益事業の所得の金額の90/100以上の金額を、その法人の私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営(収益事業を除く)に充てているもの

また、特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例(以下、「NPO条例」という) 2 条において、特定非営利活動法人で、法人設立の日から 3 年以内に終了する各事業年度のうち、収益事業における益金の額が損金の額を超えない事業年度についても、法人県民税の均等割を免除することができることとなっている。

これらの特例について、法令に沿った運用がなされているかどうか検証していく。

(4) 特例条例に基づく法人事業税の課税免除・不均一課税の適用について

指定区域内において製造等の用途に供する生産設備等については、「特

定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例」(島根県条例37号)の規定により、法人事業税等の免除又は不均一課税の適用を受けることができる。

この件について、適用要件・手続き等に不備等がないか検証していく。

(5) 医療法人等に関する所得計算の特例について(法人事業税)

医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会については、法人事業税の計算にあたり、社会保険診療部分を益金の額及び損金の額に算入しないで計算する特例措置を設けている。(法72条の23第1項但書き)

このような特殊な計算があることから、その申告内容が規定に沿ってなされているかどうか検証していく。

C. 還付事務についての検証

(1) 法人県民税利子割の還付手続きについて

平成17年度において、法人県民税を期限内に申告した法人14,757社の内、9,248法人(63%)が赤字法人であった。

これらの法人は、通常、法人県民税の内「均等割額」のみを納付し、法人税割額がないため控除できない「法人県民税利子割額」相当については還付するという手続きが生じる。

この点について、納税事務の改善点が無いかどうか検証していく。

〔4〕結果及び意見

A. 申告納付事務手続きについて

(1) 申告納付に関する事務手続きについて

法人二税の調定処理については、前述のフローに沿った処理がなされており、特に指摘する不具合はなかった。

しかし、閲覧した申告書全てにおいて、記載内容の点検を赤ペンでチェックし確認した形跡があるものの、処理者の押印又は署名が無く、誰が担当したのかわからない点が気になった。【結果】

この事について「島根県事務決裁規則」及び「島根県公文書管理規程」を参照したが、該当する明文規定は見当たらなかった。また、法人申告書(第6号様式)においても、申告書提出日を確認するための欄は設けられているものの、処理者や承認者の欄は特別に設けられてはいない。

ただ、一般常識的な見解からすると、事後で何か問題が発生した場合を想定すれば、責任の所在は明確にしておくべきである。

同じように、電算端末への入力作業についても作業完了済であることと誰が担当したのかが明確にわかるようにしておくべきである。

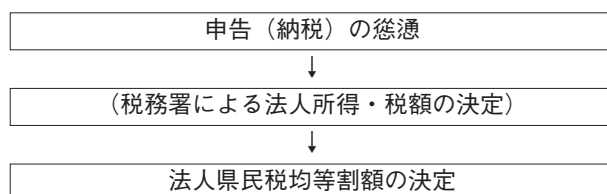
民間企業においては、会計伝票の1枚1枚に起票者及び承認者が押印することが当然の如く行われており、税務課の主導により、県下両県民センターの統一的な処理手順として確立され、改められるようにされたい。【意見】

(2) 不申告法人、休業・清算中の法人に対する申告及び決定について

平成17年度における法人県民税の申告件数は14,757件であった。この数値は、平成17年末における法人数16,409件（分割法人、清算中の法人及び休業中の法人を含む）と比較すると1,652件少なく、この件数の一部は不申告法人であると考えられる。

これらの不申告法人について、課税庁としての処理方法を確認したところ、所在が確認でき連絡がつく法人に対しては、次の手順で課税処理を行っているとの事であった。

【図表 5 - 29】



しかし、上記手続きにおいて、均等割額の決定時期が、①法人税額がゼロの場合と、②法人税額がある場合とでは異なるという。

これは、法24条1項において、「均等割額のみ単独決定が出来ない」とされている為に、税務署において法人税額がゼロであることが確認できない法人については、均等割額のみを単独で先に決定することが出来ないことになっている。

反対に、税務署において法人税額がゼロであることが確認できる法人については、法人税割額をゼロ決定し、併せて均等割額の決定も行っているとのことであった。

このように、法人二税の不申告法人については、法人の所在と事業活動を行っている事実が確認できた場合でも、法人県民税均等割額の決定処分をすぐに行えないケースがあることが判明した。

なお、税務課より、近隣の中国地方4県に照会してもらったが、いずれも同様の処理がなされているとのことであった。【結果】

課税の公平の見地からすると、県内で事業活動を行いながら一方で申告をせず課税を免れるようなことはあってはならず、無申告法人については税務署・市町村等と連携しながら、実態調査の強化、申告意欲を積極的に行っていただきたいし、実質的に事業活動の実態がなく、清算処理も資金面その他の事情により出来ていない法人については、実態を調査した上で該当企業には速やかに休業の認定を行う等、課税事務の円滑な運営を図られたい。

一方で、税務署の決定を待たなければ均等割額すら決定出来ない法人税額のある法人に対する決定処分については、県税の早期徴収のためにも、均等割額のみを単独で決定処分ができるよう、他の自治体とも協議の上、関連官庁への働きかけを行っていただきたい。【意見】

B. 申告内容の検証について

(1) 都道府県知事の調査による更正及び決定について

法72条の41において、都道府県知事には、下記法人等に対する調査により、更正及び決定を下す権限が与えられている。

これは、法人二税が主に法人税法の規定による税額及び所得により計算されている中であって、下記法人については法人税の計算によらない数値から事業税額を算出することができることから規定されたもので、「自主決定法人」と呼ばれている。

対象となる法人は、以下の6法人である。

- ① 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人
- ② 連結申告法人
- ③ 社会保険診療報酬に係る課税の特例の適用を受ける医療法人及び農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く）
- ④ 外国に恒久的施設を設けて事業を行う内国法人
- ⑤ 法人税が課されない法人
- ⑥ 非課税事業と課税事業とをあわせて行う法人

都道府県知事は、上記法人に対する調査によって、収入金額、所得又は清算所得及び収入割額等が申告内容と相違した場合、更正することになっている。

東部県民センターにおいて、自主決定法人についての調査実態を質問したところ、該当企業には窓口に来所してもらって対応しており、実際に企業の所在地等現地へ臨場することはしていないとの回答を得た。【結果】

このことは、折角更正及び決定を下す権限が与えられている中であっ

て、十分調査されているとは言い難い部分であり、該当企業へは毎年とは言わないまでも、予定を組んだ上での計画的な臨場検証を行うよう改められたい。【意見】

(2) 外形標準課税により申告をしている法人についての適法性

本県における外形標準課税の適用対象法人は、下記表の通りである。

【図表 5 - 30】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
県内本店	104	102	104	103	90	
県外本店	771	790	799	790	772	
合計	875	892	903	893	862	
参考	県内本店／全社	14,294	14,234	14,368	14,431	14,477
	県外本店／全社	1,870	1,905	1,904	1,935	1,932
	合計	16,164	16,139	16,272	16,366	16,409

※全社計には、清算中・休業中の法人を含み、外形対象は清算中・休業中を除く

(税務課による資料を基に作成)

外形標準課税の対象となる法人数は、この表で示す通り、平成16年の制度導入後、意図的と捉えられる減資により適用対象から外れた法人が急増し、県内本店法人・県外本店法人共に減少していることが窺える。

今回申告書により調査した法人の中には、次のような極端な減資をしたと思われる事案もあった。

減資前	(期末) 資本金額	326,000,000円
(平成16年3月末)	(期末) 資本積立金額	1,143,121,201円
減資後	(期末) 資本金額	100,000,000円
(平成17年3月末)	(期末) 資本積立金額	1,369,121,201円

総務省においてもこの件については問題視しており、将来の安定的な徴税収入確保の手法として取り入れられた課税制度であることから、今後、国レベルでの対応が注目される。

ところで、外形標準課税適用対象法人に対する事業税の適法性については、上記(1)と同様に調査による更正及び決定が可能である。

この点について東部県民センターにて質問したところ、今後3年をかけて該当法人の全てを調査する予定であるとの事であった。【結果】

外形標準課税は制度そのものが新しく、該当企業においても計算方法に誤りがあることも予想される。

実施計画に沿って、早期に計画的な臨場検証が行われることを期待すると共に、検証の結果誤りがあった場合には、該当事例を東西県民セン

ター間での共有情報として活用し、以後の調査に役立てていって欲しい。

【意見】

(3) 法人県民税均等割の課税免除について

本県における法人県民税均等割の課税免除措置については、次の2条例によって規定されている。

①県税条例8条(規則32条)による公益法人等に対する課税免除と、
②NPO条例(県条例20号)2条による特定非営利活動法人に対する課税免除であるが、上記課税免除手続きについて東部県民センターに往査し、主に下記の点について適用要件等を確認した。

① 県税条例8条による公益法人等に対する課税免除

- a) 適用されている法人が、条例で列挙された法人に該当するか否か
- b) 収益事業を行わないことが要件となっているが、実態はどうか
- c) 毎年4月30日までに申請をした場合に限り適用することとなっているが、要件を満たしているか
- d) 添付資料として、事業内容を証する書類(事業報告書及び定款、寄附行為若しくは規約又は綱領等)、収支の状態を証する書類(収支決算書等)、財産の状態を証する書類(財産目録、貸借対照表又は正味財産増減計算書)を提出することとなっているが、実態はどうか。また、やむを得ず申請期限までに決算書等が提出できない場合には、期限後であっても提出することとなっているが、なされているかどうか

② NPO条例2条による課税免除

- a) 適用要件として、NPO法人設立後3年以内に終了する各事業年度分の課税免除となっているが、適法に処理がなされているか
- b) 収益事業における益金の額が損金の額を超えない事業年度分の法人県民税均等割が免除となっているが、適用要件を満たしているかどうか
- c) この適用を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内に申請を行わなければならないこととなっているが、要件を満たしているか
- d) 添付資料として、定款、貸借対照表、所得の金額の計算に関する明細書(法人税別表4)を提出することとなっているが、実態はどうか
- e) 課税免除又は却下を決定した場合には、申請者に対し速やか通知することとなっているが、実態はどうか

東部県民センターにおいて確認したところ、平成17年度における申請件数等は【図表5-31】の通りであった。

【図表5-31】

区 分		平成17年度		
		申請件数	(内、課税免除)	(内、申請却下)
① 県税条例8条	新規	5	5	0
	継続	97	97	0
② 県条例20号		5	5	0
計		107	107	0

(税務課による資料を基に作成)

これらについて申請書及び添付書類を調査したところ、下記の点において問題点が認められた。

① 県税条例8条による公益法人等に対する課税免除

当条例による課税免除においては、上記で問題提起した部分については概ね良好に処理がなされていた。

検証項目の、a) 適用法人関係、b) の収益事業を行わないこと、c) 提出期限、d) 添付資料のすべてにおいて適切に処理がなされていた。【結果】

しかし、課税免除が認められる法人の中には、年によっては事業内容が変更になる場合も考えられ、免除申請に対する判断をされる場合においてはその点を念頭に、単に前年踏襲をするのではなく、特に収益事業がなされていないかを十分に調査された上で判断されたい。【意見】

② NPO条例2条による課税免除

当規定による免除の申請は、東部県民センターにおいて5件であった。

この申請書類を確認したところ、以下の点で問題があった。

まず、添付書類についてである。NPO条例に係る施行規則（県規則16号）第1号様式によると、【図表5-33】の申請書裏面にあるように、添付書類として「貸借対照表」を添えることとなっているが、添付して無いにもかかわらず免除を適用した法人が2件あった（内1社は法人事業概況説明書で代用）。これら2件の申請書は期限内に提出されていることから、不足資料については後日提出を懇請し、適法な行政執行をされるようにされたい。【意見】

また、添付書類の中に「所得の金額の計算に関する明細書（写）」とあるが、その計算の基礎となった損益計算書（又は収支計算書）が欠落しており、結果としての所得金額を掴むことは可能であるが、

実際どれだけの収入金額があったのか、又、損益計算の過程は正しいものなのか否か内容を正確に掴むことが出来ない状況になっている。貸借対照表を提出要件としているならば、損益計算書も添付書類とし、計算内容の正確性を検証すべきである。

更に、当規定は「設立後 3 年以内に終了する各事業年度」に限った適用である。法人設立時には「登記簿謄本」が添付され、それに基づく電算入力もなされていることから、適用期限を間違えることは先ずなかろうと思われるが、運用において注意を払われたい。

【意見】

【図表 5 - 32】

第 1 号様式(第 2 条関係)

特定非営利活動法人の法人の県民税課税免除申請書	
年 月 日	
県民センター所長 様	
申請者 所在地 法人名 代表者氏名	
印	
特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例第 2 条の規定に基づき、法人の県民税の均等割の課税免除を申請します。	
特定非営利活動法人の設立年月日	年 月 日
課税免除を受けようとする事業年度	年 月 日から
	年 月 日まで
収 益 事 業 の 内 容	
課 税 免 除 申 請 額	円

【図表 5 - 33】

記載事項

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 特定非営利活動法人の定款の写し
 - (2) 税務官署に提出した当該課税免除を受けようとする期間の収益事業に係る貸借対照表の写し
 - (3) 税務官署に提出した当該課税免除を受けようとする期間に係る「所得の金額の計算に関する明細書」の写し
- 2 「設立年月日」は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第1項の規定により設立の登記がなされた日をいう。
 - 2 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けている場合は、主たる事務所又は事業所の設立の登記がなされた日をいう。
- 3 「収益事業の内容」の欄は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の4に規定する収益事業を記載すること。

(4) 特例条例に基づく県税の課税免除・不均一課税の適用について

特例条例に基づく県税（法人事業税）の課税免除・不均一課税の適用状況について税務課に質問したところ、下記の回答を得た。

【図表 5 - 34】

区分	法人事業税		
	根拠法	件数	税額
課税免除	農工法	11	41,006
	半島法	4	-281
	原発法	0	0
	過疎法	13	20,908
	合計	28	61,633

※法人事業税の半島法における税額のマイナスは、更正に基づく処分による
(税務課による資料を基に作成)

この内、東部県民センターにおいて申告書類を監査したところ、当該申告書及び添付書類の提出期限、添付資料の内容に問題はなく、適切に処理がなされていた。また、この特例では特に新・増設された設備に従事する人員の確認が減免額を決める上で重要な要素となるが、この点については適用初年度において実際申請のあった企業を訪問し、申請書との合致を確認されており、適切な処理であると感じられた。【結果】

当制度は、島根県企業立地促進条例による立地計画の認定を受けた企業に対しては企業立地課及び関連する商工会議所等から制度の案内がなされており、また不動産の取得があった場合には県税の申告書に併せて免除申請の書類も送付されているということで、免除・軽減の申請を失念されるようなケースは極めて少ないと考える。ただ、適用要件として、適用地域、適用期間、適用業種、生産設備等の取得価格等高いハードルがあり、極めて馴染みが薄い制度であることも事実である。

本制度は製造業等の生産設備の新設・増設による雇用の拡大等を狙った優遇措置であるが、事業税減免の申請期限は設備等を取得した事業年度の申告期限と決められており、これを過ぎると事後での申請及び宥恕規定による救済はできないことから、免除・軽減の対象と思われる企業には当制度を積極的にPRし、投資と雇用の促進に役立たせることが必要であると思われる。【意見】

(5) 医療法人等に関する所得計算の特例について

医療法人等に係る法人事業税の課税標準については、昭和56年4月2日の税発第3号総務部長通達においてその詳細が決められている。

まず、これらの法人については、一般法人が提出する申告書及び添付資料とは別に、下記の資料を添付するように指導されている。

- ① 医療法人等に係る所得区分計算書
- ② 貸借対照表、損益計算書及び法人税申告書別表（４）の写し
- ③ その他必要と認める書類

東部県民センターにおいて該当する申告書を確認したところ、サンプリング調査した医療法人の中では、計算の誤り及び添付書類の不備は認められなかった。【結果】

また、医療法人については社会保険診療等に係る非課税規定があることから、所得の内訳を詳細に知る必要がある。その為の書類が「医療法人等に係る所得区分計算書」であるが、今年度よりそのフォーマットの変更がなされていた。主な変更点は、今迄のフォーマットに加え、収入の内訳を詳細に記述するための添付資料が３部追加されている点である。

しかし、課税庁としては都合の良いフォーマットになったとしても、実際どれだけの納税者がこの通り申告されるかは疑問である。作成代理をする税理士の中には、今回新設された３枚の様式が計算ソフトに対応しておらず、結果として計算できない、又は相当時間をかけて集計しなければわからないといった問題が予想されるからである。

この点について東部県民センターへ尋ねたところ、担当者の感触では、約７割が新フォーマットに対応して提出されているとのことであったが、今後の提出状況をみながら適切に対応していただきたい。【意見】

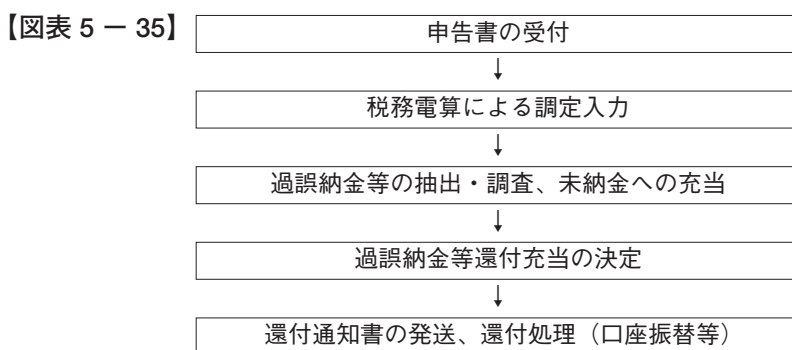
C. 還付事務について

(1) 法人県民税利子割の還付手続きについて

「法人県民税利子割額」の還付については、法53条41項において、下記の通り定められている。

「(前文一部省略) 控除しきれなかった金額(利子割額)の記載が申告書にあるときは、道府県は、政令で定めるところにより、当該法人に対しその控除しきれなかった金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。」

この条文に従い、利子割額の還付が発生した法人については、均等割額等の納付を法人から一旦受け付け、その後、利子割額相当の還付手続きを行っている。その手続きは、次のフローの通りである。



上記還付手続きについて、口座振込による還付については、指定金融機関との取り決めにより、現在県が支払う手数料は無いとのことであるが、還付通知書の発送料及びその他還付手続きに係る事務手続きのコストは当然発生している。

この件について平成17年度の還付件数及び直接発生コスト（郵券代）を調べたところ、要還付件数4,213件中、実還付件数2,296件（内、73件は口座振込ではなく「送金支払通知書」による）で、還付通知書の発送コストとして183,680円を要していた。たとえ赤字の法人であっても、殆どの法人については均等割額の納税義務が生じ、その際に相殺納付すればわざわざ別途還付する手続きも不要となるところであるが、法律に則り非効率な処理を行わざるを得ない状況となっている。

また、平成17年度においては還付通知書が住所変更等により配達されなかったという事実は認められなかったというが、仮に今後発生した場合には、また余計な手数料が掛かることになる。【結果】

ところで、この条文については、平成19年4月1日より下記の通り改正・施行されることとなっている。

『「控除しきれなかった金額」を「控除することができなかった」に改め、「当該法人の」の下に「同項の申告書に係る事業年度分の法人の道府県民税に充当し、若しくは当該法人の」を加える。』

この改正は、まさに、先に指摘した還付手続きにおける非効率な部分を是正する税制改正として歓迎すべき点である。但し、一般納税者や税務代理人である税理士等においては、法改正後も、今まで通り利子割額相当の還付を伴う申告をなされることが予想される。

改正法施行前より適切な広報活動をされることにより、還付件数の減少による事務の効率化に努めていただきたい。【意見】

なお、利子割を還付ではなく未納税金に充当する場合であっても、現在納税者に対して充当額の通知をしなければならないことになっており（法17条の2、県税条例施行規則11条）、平成17年度においては1,917件、

充当通知書発送費用153,360円を要している。【結果】

その意味からすると、充当・還付いずれの場合でも結局は納税者に対する通知義務が生じ、郵券代も同額を要することにはなるが、例えば、①将来金融機関との協議で還付に要する振込手数料が有料化されることも皆無とは言い難いであろうし、②充当・還付通知について、将来電子メールで通知するとか、納税者から eLTAX の利用者ID・暗証番号をもって還付状況等をアクセスし確認するシステムの構築がなされるかも知れない。

今回の法改正を機に、将来を見据え、外部環境が変化する前に実還付件数の減少のための納税者への意識付けを図っていただきたいと思う。

併せて、法人二税の領収済通知書（納付書）にも工夫され、法人税均等割額等との相殺納付をイメージできるように改められたい。【意見】

4 不動産取得税

〔1〕概要

不動産取得税は、不動産（土地及び家屋）の取得に対し、不動産を取得した時における不動産の価格を課税標準として、その不動産所在の都道府県において、その不動産の取得者に課される都道府県税である（法73条の2第1項）。

不動産取得税は、不動産の所有権の取得の事実自体に着目して課されるものであり、登記の有無、有償・無償、取得の理由は問わない。また、家屋の改築により、当該家屋の価格が増加した場合においては、当該改築をもって家屋の取得とみなして、不動産取得税が課税される（法73条の2第4項）。

不動産取得税の税額の計算方法は、「取得時の不動産の価格」に税率（標準税率4%、法附則11条の2により3%、平成18年改正法附則8条11項により3.5%）を乗じるものとされているが、一定の住宅とその敷地などについては、住宅控除、住宅用土地の減額などの軽減措置が設けられている。

〔2〕島根県における現状

島根県における最近の不動産取得税の収入額の状況は次のとおりである。

○不動産取得税（平成17年度分）

【図表5-36】平成17年度実績

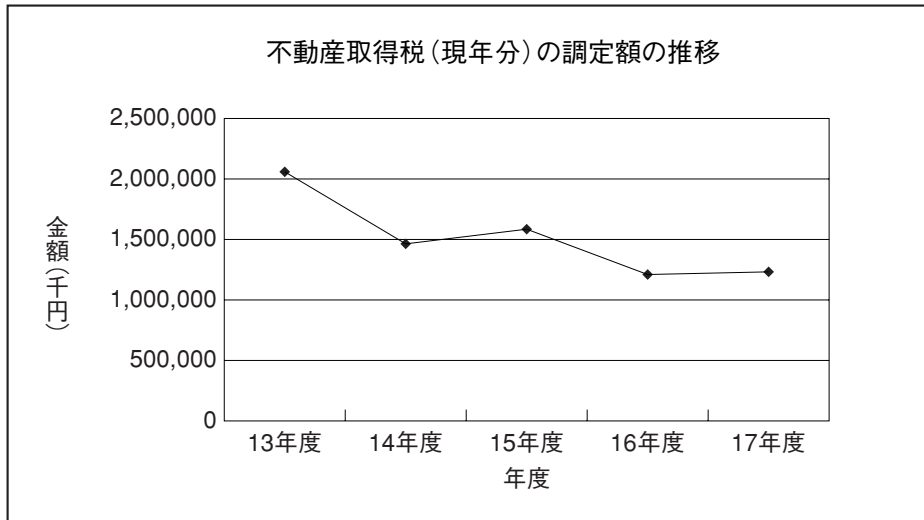
平成17年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴収率 (%)
17年度現年課税分	1,287,222	1,262,630	0	24,591	98.1
滞納繰越分	65,980	13,591	4,476	47,911	20.6
計	1,353,202	1,276,221	4,476	72,502	94.3

【図表5-37】平成13年度以降分実績

現年分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	2,051,170	1,499,474	1,568,943	1,230,493	1,287,222
収入額(千円)	1,998,978	1,477,718	1,537,826	1,200,234	1,262,630
欠損処分額(千円)	0	0	0	0	0
翌年度繰越額(千円)	52,192	21,755	31,117	30,258	24,591
滞繰分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	120,340	115,107	67,921	60,355	65,980
収入額(千円)	21,676	14,525	17,124	14,259	13,591
欠損処分額(千円)	4,786	5,701	8,689	5,701	4,476
翌年度繰越額(千円)	93,876	94,879	42,107	40,395	47,911

(県税統計書参照)

【図表 5 - 38】



〔3〕 監査の視点

不動産取得税が適法かつ公平に賦課・徴収されているかどうかを確かめるために不動産取得申告書を閲覧した。また、減額・課税免除(減免)決議書兼調定決議書を閲覧した。

〔4〕 結果及び意見

不動産取得申告書は、正確に査閲してあった。また、減額・減免の決裁については、複数の者の承認がきちんとあった。【結果】

ところで、不動産取得税の税額を計算する前提として、不動産の価格を明らかにしなければならないところ、不動産の価格とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいう(法73条の21第1項)。また、新たに建築された家屋のように固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない家屋は、固定資産評価基準(法388条第1項)によって、評価した価格をいう。そこで、県民センターの課税グループは、新築及び増改築された家屋のうち、一定のものについて評価を行っている。具体的には、平成17年度までは、非木造家屋について、県民センターの課税グループが評価を行い、木造家屋については、市町村が評価を行っている。

しかしながら、県民センターの課税グループが評価を行う家屋については、できるだけ、評価の対象となる家屋の範囲を狭くし、市町村に不動産評価をさせるべきである。というのは、不動産の評価は、不動産取得税の税額計算に必要なことであるが、一方、市町村税である固定資産税の税額計算にも必要不可欠なことである。そして、不動産取得税は、その性質上、不動産の所有権の取得に際してしか課税されないが、一方、市町村税である固定資産税

は、毎年度課税されるものである。そうだとすれば、課税との関係で不動産の評価がより密接なのは、不動産取得税よりも、固定資産税であるといえるからである。

また、県民センターの課税グループが、例えば、隠岐の島町など遠方の市町村の非木造家屋の評価を行うことは、時間的・経済的に不合理であり、当該市町村が評価を行うほうが合理的である。

そこで、県民センターの課税グループが行っている非木造家屋の不動産評価については、評価の対象となる範囲を狭めて、市町村が評価を行うようにすべきである。

この点、平成18年度からは、県は、150㎡以下の非木造家屋については、市町村が不動産評価を行えるように評価業務を段階的に移管することとしている。このことは、好評価できる。この評価業務の市町村への移管が、できるだけ速やかになされることを期待したい。【意見】

また、不動産取得税については、新たに不動産を取得しようとする人は、通常ならば、不動産取得税の納付を考慮に入れた資金計画を立てたうえで、不動産を取得しているはずである。にもかかわらず、不動産取得税について滞納する納税者がいる。確かに、予定していた入金がなかったなどの事情があって、不動産取得税を滞納する納税者もいるであろう。しかしながら、これはあくまでも想像に過ぎないが、不動産の取得に際し不動産取得税が課税されることについて、認識が不十分な納税者もいると想像される。

そこで、不動産取得税を課税される者があらかじめ納税資金を準備することができるよう、不動産取得税についての広報を充実させるとともに、不動産業界、建築業界、金融機関など不動産の取得に関連する業界と連携するなど、不動産取得税の納税者に対し、不動産取得税への理解を深めてもらう方策を検討すべきである。【意見】

5 自動車税

〔1〕概要

自動車税は、自動車の所有者に対し、その主たる定置場所在の都道府県が課する都道府県税である。

自動車税は、自動車の所有の事実に見出して課する税であり、この税は、課税客体を自動車としていることから、資産税としての性格を有しているとともに、道路損傷負担金的な性格をも併せもっている。

自動車税の課税の対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）とされている（法145条1項）。

自動車税の納税義務者は、自動車の所有者である（法145条）。ただし、自動車を売買した場合で、売り主がその所有権を留保している場合は、当該自動車の買い主を所有者とみなす（法145条2項）。

自動車税は、自動車の種類、用途、排気量などによって年税額（4月～翌年3月の1年間）で定められている（法147条）。自動車税の賦課期日は4月1日であり（法148条）、4月1日の時点で、自動車登録上の所有者（所有権留保がある場合は使用者）が納税義務を負う。なお、年度途中で抹消登録（廃車）・新規登録などをした場合には、月割りの税額となる。

自動車税の納期は、島根県の場合は5月20日から同月31日までとされ（法149条、県税条例48条）、例年は5月31日と定められている。

〔2〕島根県における状況

島根県における最近の自動車税の収入額の状況は次のとおりである。

○自動車税（平成17年度分）

【図表5-39】平成17年度実績

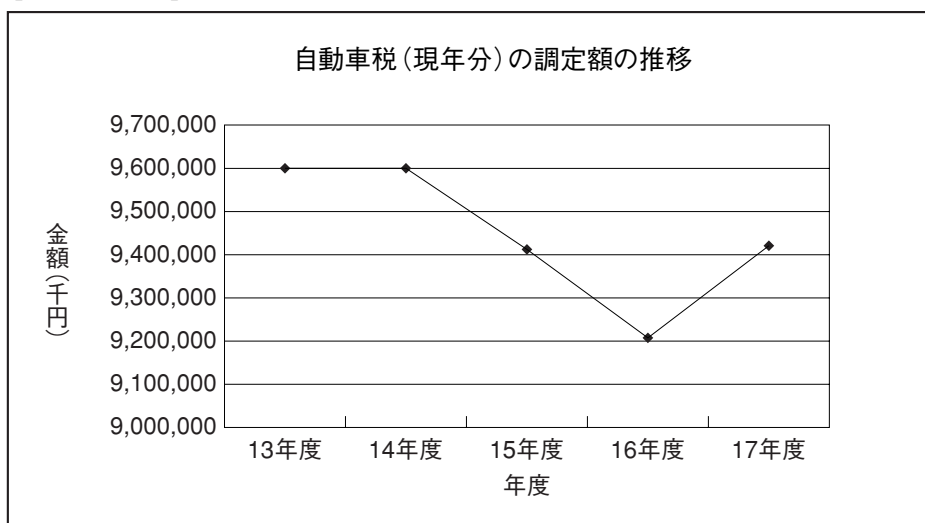
平成17年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴収率 (%)
17年度現年課税分	9,426,659	9,322,356	578	103,724	98.9
滞納繰越分	343,571	71,788	35,820	235,962	20.9
計	9,770,230	9,394,144	36,398	339,686	96.2

【図表5-40】平成13年度以降分実績

現年分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	9,602,139	9,601,294	9,411,873	9,202,325	9,426,659
収入額(千円)	9,505,627	9,492,532	9,292,013	9,091,379	9,322,356
欠損処分額(千円)	49	659	258	548	578
翌年度繰越額(千円)	96,462	108,103	119,600	110,398	103,724
滞繰分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	226,879	257,440	289,679	333,062	343,571
収入額(千円)	50,277	53,987	55,606	60,041	71,788
欠損処分額(千円)	14,685	21,233	19,535	34,017	35,820
翌年度繰越額(千円)	161,916	182,219	214,537	239,003	235,962

(県税統計書参照)

【図表 5 - 41】



〔3〕 監査の視点

自動車税は滞納件数が多いため徴収に労力を費やしている。そのため、徴収事務の効率化がもっと図られるものなのかという観点から監査を実施した。

また、減免制度の運用が適切かどうか監査した。

〔4〕 結果及び意見

納税通知書に関しては、発送後 3 日間は、通知内容に関する問い合わせの電話が鳴りっぱなしであり、その内容は住所変更など単純な事務作業が多いから、行政サービスの向上並びに費用対効果の観点から、その期間は臨時職員や外部委託等で対応することも考えるべきである。

なお、納税通知の準備（印刷・封入作業等）は事務負担が多いため、外部委託を一考すべきである。但し、その際は、費用面・情報漏えいの観点からも考察が必要である。【意見】

更に、未納者に対する督促作業についても、外部委託の検討が出来るのではないか。平成18年11月24日の日本経済新聞に、官業の外部委託例として、社会保険事務の国民年金徴収に関する市場化テストの記事が掲載されている。これによると、2007年の徴収コストは、同年7月の公共サービス改革法導入と民間ならではのIT・労務戦略により、2年前の1/3に削減されたという。この中で特筆すべきは、電話で納入を督促するにしても、効率的な曜日や時間帯を選定している点である。具体的には、検証の結果、平日よりも休日の19時から20時30分までで行うのが最も効果的であるとの裏付けの基に、その時間帯に集中して滞納者に対して催促を行い、成果を上げているという事である。

自動車税の督促についても、このように検証した上で、効率的な督促時間を設定し対処すれば、納税義務者本人に直接納入を慫慂でき、督促の効果が大きいと思われる。徴税コスト削減も考慮し、検討をすべきである。【意見】

また、自動車税については、意図したと思われる期限後納付が多い。

次の表は、平成17年度の旧松江総務事務所管内における自動車税の納入状況である。

【図表 5 - 42】

発送日	区 分	該当台数	累積納付率
5月10日	納税通知書発送	100,960	
7月22日	督促状発送	13,752	86.4%
8月26日	催告書発送	8,053	92.0%
10月21日	差押予告書発送	4,970	95.1%

(東部県民センターから提供のデータを加工)

上記データからは、5月末までの期限内納付率は読み取れないが、督促状を発送し、催告書を発送するまでに5,699台(5.6%)の納付がされていることがわかる。

ちなみに、延滞金の計算をすると、例えば、自家用普通乗用車(1.5ℓ超2ℓ以下)の年税額は39,500円であるから、延滞金が徴収される1,000円以上になるには、86日を要する(現行の延滞金金利で計算)。つまり、催告書の発送時期頃までに納付すれば、延滞金は1円も発生しないことになっている。

毎年納税遅延を繰り返す納税者は、この延滞金計算の仕組みを理解し、夏季賞与等の臨時収入を得てから納付する、いわば意図的に納付時期を遅らせているケースがあると予想される。

ところで、同じ自動車でも軽自動車税については、若干取り扱いが異なる。

松江市及び出雲市について、平成17年分軽自動車税(現年分)の納入状況及び延滞金等の課税状況を確認した。(下図参照)

【図表 5 - 43】

発送日、期日	松江市		出雲市	
	該当台数	累積納付率	該当台数	累積納付率
調 定 台 数	67,378		62,635	
5月31日	45,218	67.1%	51,980	83.0%
6月30日	59,790	88.7%	56,673	90.5%
7月31日	62,030	92.1%	58,662	93.7%
督促料の納付額合計		833,090円		511,200円
1台当たりの督促料		80円		80円
延滞金の徴収額		0円		15,000円

(各市役所へのアンケート結果を加工して作成)

上図から、両市において、6月末までの累積納付率が約90%と非常に高いことが窺える。これは、軽自動車税そのものの税率が自動車税に比べて安いこともあるが、督促手数料を徴収していることも関係していると思われる。

督促手数料については、両市ともに1台あたり80円であり、督促状発送の郵券料の実費負担としているようである。

本県においては、全税目において「督促手数料」を徴収する規定は無いが、上述の通り、延滞金がかからないことを利用した意図した納付遅延は、滞納整理に関係するような、本来対処すべき納税者に対応する時間を奪うものであり、徴税コストの削減を叫ばれる中にあることは、断じて許すことが出来ない行為である。

そこで、現在、延滞金は1,000円未満は賦課されていないが、期限内に納付する一般納税者との課税公平のためにも、その額を引き下げること考えられる。また、県税における督促手数料を徴収できるよう、県条例の改定を提案する。

さらに、滞納者に関しては、本年度各事務所に導入された輪留めを積極的に活用すべきである。具体的には、CATVで輪留めの放映を定期的にしたり、輪留めの実施状況、実施件数などを広報すべきである。【意見】

税金は公平である必要があるから、きちんと徴収する必要がある。その際、税金以外の公共料金とあわせて徴収すれば、徴収コストを削減でき、また、徴収率を向上できると考えられる。そのため、公共料金（社会保険料、水道料）や市税徴収と連携すべきである。【意見】

滞納状況の情報公開も検討すべきである。【意見】

また、島根県に対しての要望ではなく、制度上の話として、使用者の車を差し押さえること（国に東京都が要望）や車検時徴収（自動車重量税と同じ）も必要ではないだろうか。【意見】

身障者減免について、納税グループに引き継がれた部分であり、各事務所で対応可能なようにチェックリストが作成されているが、適用初年度（平成18年4月から）でもあり、適用誤りが無いように特にフォローされたい。また、身障者減免の継続適用について、現在は、ハガキによる該当者からの返信に頼っているが、不正減免を防止するために、全件とはいかなくても、何台かは抜き取りで現況調査をすべきである。【意見】

住所移転に関して、住所移転時に自動車税まで考えて、住民票（転出）の受付時に自動車税関係の書類を渡すように市町村担当者に依頼する。又は、しまね電子申請サービスによる変更や電話での変更が可能である旨のアナウンスを行うべきである。【意見】

自動車税に限らないが、徴収率向上のために、租税教育、租税広報を充実し、納税意識の高揚を図るべきである。具体的には、県民一人あたりの予算のPRを行い、税金が行政サービスの財源になっていることを啓発したり、口座振替制度の促進をPRするなど情報提供に努めるべきである。【意見】

6 軽油引取税

〔1〕概要

ア 軽油引取税は、都道府県及び指定市が、道路に関する費用に充てるため、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（購入）等に対して、当該軽油の数量に応じて課税されるものである（法700条の3）。軽油引取税は、道路の新設、補修等を行うための費用として使われる目的税である。

元売業者とは、軽油を製造、輸入又は販売を業とする者で、法700条の6の2の規定により総務大臣の指定を受けている者をいう。特約業者とは、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、法700条の6の4第1項の規定により、道府県知事の指定を受けている者をいう（ただし、最近では、特約業者が指定された例はない）。

そして、軽油引取税は、原則として、特別徴収の方法により徴収しなければならない（法700条の10）、元売業者又は特約業者が、特別徴収義務者に指定されている（法700条の11第1項、県税条例64条1項）。

軽油引取税につき簡単に説明すれば、軽油を特約業者又は元売業者から購入した者に課税される税である。そして、最終的に消費者が軽油を購入する段階では、軽油価格に税額が含まれており、実質的には消費者が負担している税金である。

イ 軽油引取税は、道路に関する費用に充てられる目的税であるところから、道路の使用に関連を有していないような用途に使用される軽油については、免税が認められている。例えば、農業や船舶の動力源など、法700条の6で定める用途に使用される軽油は一定の手続により免税となる。

免税軽油を使用しようとする者は、あらかじめ知事にその用途、その用途に係る免税機械等の明細等を記載した申請書を提出して免税軽油使用者証の交付を受ける。そして、免税の用途に軽油を供する必要が生じたときは、免税軽油使用者証を提示し、あわせて免税軽油の数量、免税軽油の引取りを行おうとする販売業者の所在地等を記載した免税証交付申請書を免税軽油の使用に係る事務所等の所在地の知事に提出して免税証の交付を受け、その免税証の交付を行った都道府県に係る登録特別徴収義務者にその免税証を提出し、免税証と引き換えに免税証に記載されている数量の軽油を引き取る（法700条の15）。

島根県においては、免税軽油使用者証は、約800件交付されている。

ウ また、軽油引取税に関しては、不正軽油の問題がある。不正軽油とは、灯油や重油等を使用して密造した燃料を、正常な軽油と偽って販売されるもの

をいう。不正軽油の販売においては、軽油引取税が納められないため、問題になる。

〔2〕 島根県における状況

島根県における最近の軽油引取税の収入額の状況は次のとおりである。

○軽油引取税（平成17年度分）

【図表 5－44】 平成17年度実績

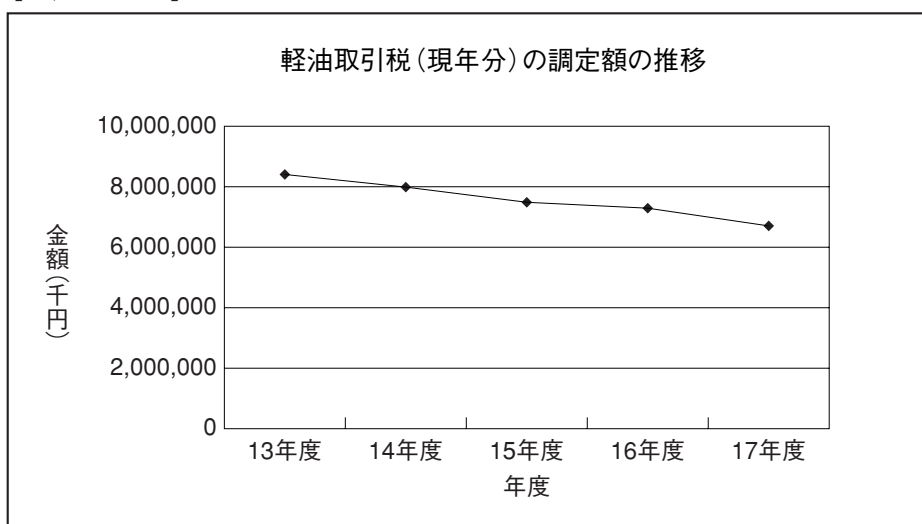
平成17年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴収率 (%)
17年度現年課税分	6,795,098	6,795,098	—	—	100.0
滞納繰越分	8,267	160	—	8,107	1.9
計	6,803,365	6,795,258	—	8,107	99.9

【図表 5－45】 平成13年度以降分実績

現年分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	8,354,576	8,011,724	7,379,751	7,178,644	6,795,098
収入額(千円)	8,226,965	7,851,608	7,352,921	7,177,673	6,795,098
欠損処分額(千円)	—	355	19,534	—	—
翌年度繰越額(千円)	127,611	159,760	7,296	971	—
滞繰分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	71,538	127,645	205,595	7,296	8,267
収入額(千円)	71,504	81,776	77,543	—	160
欠損処分額(千円)	—	34	128,051	—	—
翌年度繰越額(千円)	34	45,834	—	7,296	8,107

(県税統計書参照)

【図表 5－46】



〔3〕 監査の視点

軽油引取税は、免税制度が存在する一方、不正軽油の問題も存在する。そのため、以下の方法により、主に監査を実施した。

- ・特別徴収に係る徴収義務者の指定・登録に関する書類の閲覧
- ・特別徴収義務者が行う毎月の納入申告書を閲覧
- ・免税軽油使用者が免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けるための手続について、関係文書を閲覧
- ・不正軽油に対する取組みについて、関係機関にヒアリング

〔４〕結果及び意見

特約業者、元売業者の活動は、県内にとどまらず、県外に及ぶこともあるので、他県と連携し、課税の適正化、公平化を図るべきである。【意見】

7 ゴルフ場利用税

〔1〕概要

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の都道府県が、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、その利用者に課する都道府県税である（法75条）。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者がゴルフのプレー代金等とともにゴルフ場に支払い、ゴルフ場の経営者等が特別徴収義務者となり、県に納入するという特別徴収の方法によっている（法82条、県税条例30条）。

ゴルフ場利用税の標準税率は、一人一日につき800円とされているが、道府県は制限税率1,200円以内において、ゴルフ場の整備状況等において、税率に差を設けることができる（法76条）。

島根県では、ゴルフ場ごとに等級を決め、等級ごとに次のように税率を定めている（県税条例28条）。

【図表 5 - 47】

等級	税 率	基 準		
		利 用 料 金		
		27ホール以上	18ホール以上 27ホール未満	18ホール未満
1級	1人1日につき 1,200円	11,000円以上		
2級	1人1日につき 1,100円	11,000円未満 7,500円以上	9,500円以上	
3級	1人1日につき 950円	7,500円未満	9,500円未満 7,000円以上	
4級	1人1日につき 800円		7,000円未満 4,500円以上	
5級	1人1日につき 650円		4,500円未満	
6級	1人1日につき 500円			3,500円以上
7級	1人1日につき 400円			3,500円未満

ゴルフ場利用税は、年齢18歳未満あるいは70歳以上の者がゴルフ場を利用する場合は非課税となる。また障害者の利用や国民体育大会等のゴルフ競技としてゴルフを行う場合あるいは学校の教育活動としてゴルフを行う場合にも非課税となる（法75条の2、法75条の3）。

現在島根県内には11か所のゴルフ場があり、課税事務の執行は東部県民センターと西部県民センターが行っている。

〔2〕 島根県における状況

最近における島根県のゴルフ場利用税の収入額の状況は次のとおりである。

○ゴルフ場利用税（平成17年度分）

【図表 5－48】 平成17年度実績

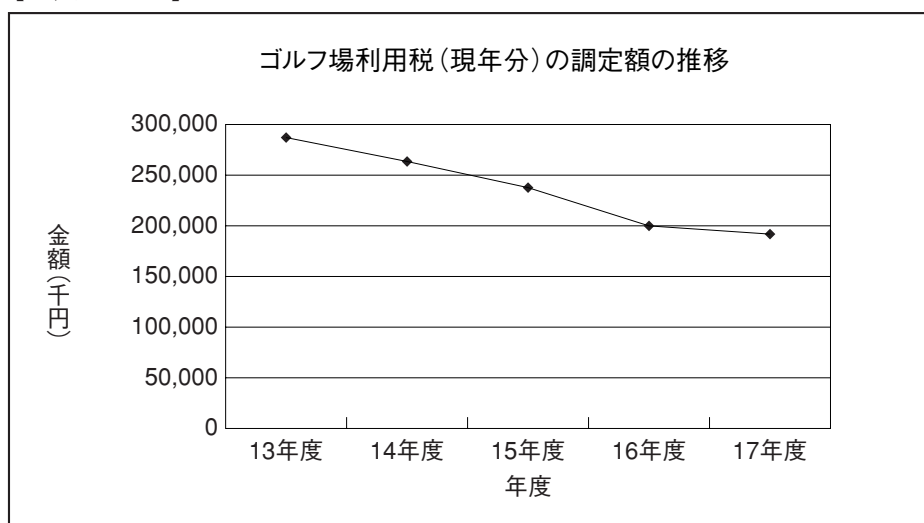
平成17年度実績額	調 定 額 (千円)	収 入 額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴 収 率 (%)
17年度現年課税分	196,640	196,134	—	506	99.7
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—
計	196,640	196,134	—	506	99.7

【図表 5－49】 平成13年度以降分実績

現 年 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調 定 額 (千円)	285,302	264,256	231,444	199,940	196,640
収 入 額 (千円)	285,302	264,256	231,444	199,940	196,134
欠 損 処 分 額 (千円)	—	—	—	—	—
翌年度繰越額(千円)	—	—	—	—	506
滞 繰 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調 定 額 (千円)	—	—	—	—	—
収 入 額 (千円)	—	—	—	—	—
欠 損 処 分 額 (千円)	—	—	—	—	—
翌年度繰越額(千円)	—	—	—	—	—

(県税統計書参照)

【図表 5－50】



〔3〕 監査の視点

ゴルフ場利用税は、特別徴収の方法により納入されるところ、ゴルフ場の登録、利用税の申告、等級決定の基礎となるゴルフ場利用料金及び非課税、税の軽減に関しては、すべてゴルフ場施設経営者からの申告と帳簿を基礎としている。

そのため、適法・公平な課税がなされているかどうかは、等級決定の前提

となる事実の把握、特別徴収義務者の申告内容の調査・確認等が、適正になされているかどうかにかかってくる。

そこで、課税事務の執行を行っている県東部センター及び西部センターに往査して、課税事務が関係法令に準拠して適切に行われているか、正確かつ効率的に行われているか、また、課税漏れがないかという観点から監査を実施した。

〔4〕結果及び意見

島根県内の全11箇所ゴルフ場のうち、3箇所につき、ゴルフ場利用税納入報告書を閲覧し、台帳と突合したところ、正確に処理されていた。【結果】

その他、ゴルフ場利用税調定については、複数の査閲がなされており、正確に処理されていた。【結果】

8 道府県たばこ税

〔1〕概要

現在、たばこについては、消費税及び地方消費税のほかに、国税として国のたばこ税及びたばこ特別税が、地方税として道府県が課する道府県たばこ税及び都が課する都たばこ税と市町村が課する市町村たばこ税がそれぞれ課されている。

県たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が、製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課せられる（法74条の2第1項）。

たばこ税の課税標準は、当該売渡にかかるたばこの本数である（法74条の4第1項）。

なお、これらのたばこ税は、たばこを購入するときに、その代金に含まれているものであり、実質的には、たばこの購入者が税負担をしているといえる。

たばこ税の徴収は、申告納付の方法による（法74条の9本文）。

〔2〕島根県における状況

島根県における最近の県たばこ税の収入額の状況は次のとおりである。

【図表 5 - 51】 平成17年度実績

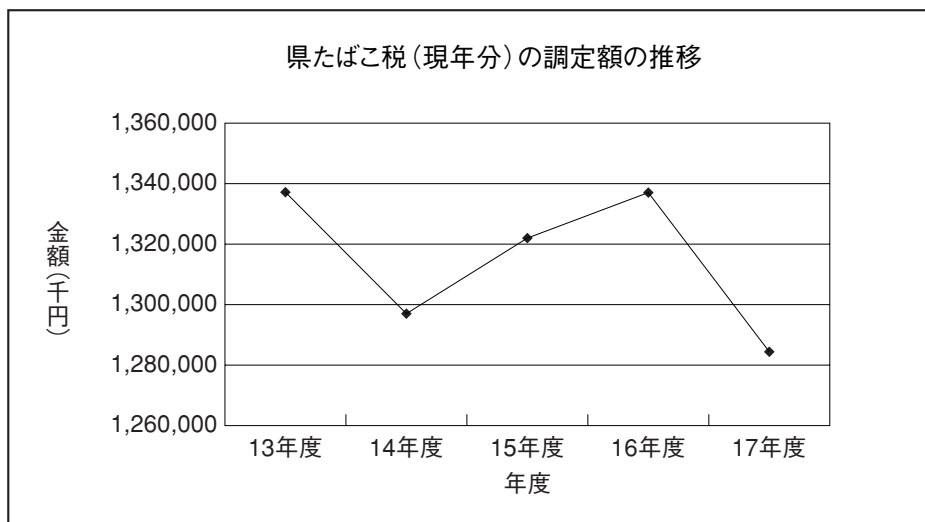
平成17年度実績額	調 定 額 (千円)	収 入 額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴 収 率 (%)
17年度現年課税分	1,285,710	1,285,710	—	—	100.0
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—
計	1,285,710	1,285,710	—	—	100.0

【図表 5 - 52】 平成13年度以降分実績

現 年 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調 定 額(千円)	1,336,316	1,297,603	1,320,809	1,336,844	1,285,710
収 入 額(千円)	1,336,316	1,297,603	1,320,809	1,336,844	1,285,710
欠 損 処 分 額(千円)	—	—	—	—	—
翌年度繰越額(千円)	—	—	—	—	—
滞 繰 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調 定 額(千円)	—	—	—	—	—
収 入 額(千円)	—	—	—	—	—
欠 損 処 分 額(千円)	—	—	—	—	—
翌年度繰越額(千円)	—	—	—	—	—

(県税統計書参照)

【図表 5 - 53】



〔3〕 監査の視点

県たばこ税調定調書、県たばこ税申告書を閲覧した。

また、平成18年度において、たばこ税法及び租税特別措置法並びに地方税法の一部が改正され、平成18年7月1日からたばこ税の税率が引き上げられた。これに伴い、平成18年7月1日現在において、たばこを販売のため3万本以上所持する小売販売業者等に対して、国のたばこ税、都道府県のたばこ税及び市区町村のたばこ税の手持品課税が実施された。このたばこ税の手持品課税について税務署、都道府県、市区町村が連携してたばこ税手持品課税実態調査を行い、同様に島根県も実態調査を行った。この実態調査に関する書類である「たばこ税の手持ち品課税実態確認報告書」を閲覧した。

〔4〕 結果及び意見

県たばこ税調定調書、県たばこ税申告書を閲覧したところ、県たばこ税の賦課徴収事務は正確に処理されていた。【結果】

たばこ税の手持ち品課税実態確認報告書を閲覧したところ、たばこ税の手持ち品課税事務は正確に処理されていた。【結果】

税務課に問い合わせたところ、全国的に県たばこ税の調査は行っていないとのことであるが、申告内容が正しいかどうかを確かめることにより、納税の適正化、公平化を図るために、調査を行うべきである。【意見】

卸売販売業者等の活動は、県内だけでなく県外にも及ぶことがあるので、他県と連携し、課税の適正化、公平化を図るべきである。【意見】

9 核燃料税

〔1〕概要

核燃料税は、島根県が独自に課税している法定外普通税で、発電用原子炉に挿入された核燃料に対して課税される。納税義務者は、発電用原子炉の設置者である。発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の12%が納税額である。

〔2〕島根県における状況

島根県における最近の核燃料税の収入額の状況は次のとおりである。

○核燃料税（平成17年度分）

【図表 5 - 54】 平成17年度実績

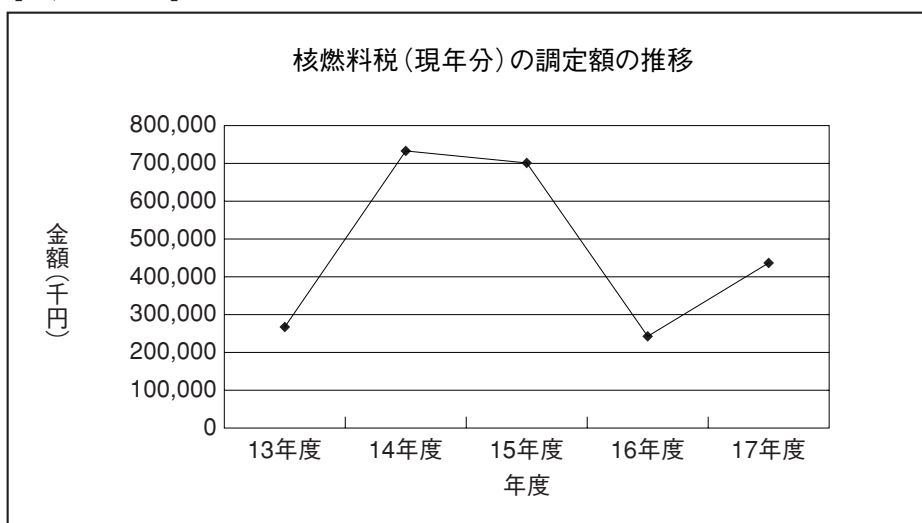
平成17年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴収率 (%)
17年度現年課税分	431,928	431,928	—	—	100.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—
計	431,928	431,928	—	—	100.0

【図表 5 - 55】 平成13年度以降分実績

現年分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	260,730	733,528	697,234	244,745	431,928
収入額(千円)	260,730	733,528	697,234	244,745	431,928
欠損処分額(千円)	—	—	—	—	—
翌年度繰越額(千円)	—	—	—	—	—
滞繰分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調定額(千円)	—	—	—	—	—
収入額(千円)	—	—	—	—	—
欠損処分額(千円)	—	—	—	—	—
翌年度繰越額(千円)	—	—	—	—	—

(県税統計書参照)

【図表 5 - 56】



〔3〕 監査の視点

核燃料税調定調書、核燃料税申告書及び領収済通知書控（納付書控）を閲覧した。

〔4〕 結果及び意見

核燃料税については収入未済額はなく、また賦課徴収事務の手続は明瞭かつ簡易であり、誤謬の余地は見受けられず、核燃料税の賦課事務及び徴収事務について適正に処理されているといえる。【結果】

10 産業廃棄物減量税

〔1〕概要

産業廃棄物減量税は、産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量により環境への負荷低減を目指した施策に要する費用に充てるための法定外目的税である。

法定外目的税制度は平成12年4月1日から施行された地方分権一括法による地方税法改正により、都道府県等の地方公共団体の課税自主権を尊重し、各地方公共団体が、自らの判断と責任において地方税の運用を行い得るための制度である。島根県においては平成17年4月1日に産業廃棄物減量税を導入した。平成17年4月1日現在、1府20県1市が、産業廃棄物に関する税を導入している。

産業廃棄物減量税は、県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者が産業廃棄物を最終処分場へ搬入したときに課税される。

税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物の搬入量1トンあたり1,000円である。ただし、平成17年度は1トンあたり333円、平成18年度は1トンあたり666円である。

〔2〕島根県における状況

○産業廃棄物減量税（平成17年度分）

【図表5-57】 産業廃棄物減量税（平成17年度分）

平成17年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	欠損処分額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	徴収率 (%)
17年度現年課税分	95,201	95,201	—	—	100.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—
計	95,201	95,201	—	—	100.0

(県税統計書参照)

ちなみに、平成18年度における産業廃棄物減量税は、154,103千円が見込まれている（平成18年12月現在）。

〔3〕監査の視点

産業廃棄物減量税納入（納付）申告書を閲覧した。

〔4〕結果及び意見

産業廃棄物減量税の賦課徴収事務は正確に処理されている。【結果】

産業廃棄物減量税は、平成17年4月1日から施行されており、本税が導入されてまもないため、制度の定着を図るための指導を兼ねた実地調査は行われているが、本格的な実地調査は、今後計画的に行われるということである。

産業廃棄物減量税は新税であるから、研修等により、本税を十分に理解したうえで、実地の税務調査の際、産業廃棄物の種類と容量を適切にチェックし、正しい申告が行われているかどうか、十分に確認することが必要である。

【意見】

11 水と緑の森づくり税

〔1〕概要

水と緑の森づくり税は、水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目的に平成17年4月1日に導入された。

水と緑の森づくり税は、個人の場合は、県民税の均等割を納税する人が納税義務者である。法人の場合は、県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人等である。

税額は、個人の場合は、年額500円である。法人の場合は、均等割額の5%相当額である。

〔2〕島根県における状況

平成18年度における水と緑の森づくり税は、個人県民税で、172,528千円、法人県民税で、41,002千円あわせて213,530千円が見込まれている（平成18年12月現在）。

〔3〕監査の視点

法人県民税の申告書を閲覧し、水と緑の森づくり税が正しく賦課されているかどうか確かめた。

また、水と緑の森づくり税は、平成17年度から導入された新税であり、また個人及び法人全般に賦課されるので、適切に広報されているかどうかについても確かめた。

〔4〕結果及び意見

法人県民税の申告書を閲覧したところ、水と緑の森づくり税は正しく賦課されている。【結果】

第6章 徴収事務関係

【1】徴収手続について

〔1〕全体の概要

地方公共団体が納税者に対して確定した納税義務の履行を求めることを税の徴収という。

税の徴収は、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう）または、申告納付（納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう）による。

普通徴収の場合は、納税通知書によって納税者に納付を請求し、それに対して任意の納付がないときは、督促がなされる。申告納付の場合は、申告・更正または決定によって確定した税額が、納期限までに納付されないときは、督促がなされる。

督促によっても、納税者が任意に納税をしない場合、地方公共団体は、滞納処分という強制力を行使することができる。

〔2〕督促について

（1）概要

納税者が、納期限までに税を完納しない場合に、その履行を催告する行為を、督促という。督促は、督促状と呼ばれる書面によって行うこととされている（法66条1項、72条の66第1項、73条の34第1項など）。

督促状は、納期限後20日以内に発するものとされている（同条など）。

督促は、納税義務の消滅時効中断の効力をもつ（法18条の2第1項2号）。また、督促は、滞納処分の前提要件である。

滞納処分としての差押は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税が完納されない場合に行うこととされている（法68条1項1号、72条の68第1項1号など）。

（2）自動車税の督促に関する島根県における状況

法は、督促状につき、納期限後20日以内に発するとしているが、自動車税については、実務上異なる取扱がされている。すなわち、自動車税の納期限は5月31日であるが（島根県県税条例48条）、島根県は、例年、督促状を7月20日ころ発送している。

（3）監査の視点

自動車税の督促状の発送は法が定める期間内に行われていないところ、

その是非について、自動車税の徴収率、手続の費用対効果などの点から、監査した。また、自動車税の納税に関して島根県が実施しているその他の事項についても、ここで触れる。

(4) 結果及び意見

【図表 6 - 1】は、平成17年度の自動車税（現年課税分）の収納状況を調べたものであるが、平成17年度は、法律上督促状の発送期限の翌日となる6月20日から7月20日までの1か月の間に、約2万2,000件納付がある。すなわち、法律に厳格に従って、6月20日に督促状を発するとすると、7月22日に発する場合よりも約2万2,000通分も多く督促状を発送しなければならないことになるから、その分督促状の発送費用がかさむことになる。

反面、5月31日の納期限後から7月22日に督促状が寄せられるまでの間に、約2万2,000件の納税者の自主的な納付があることになる。

【図表 6 - 1】 平成17年度自動車税収納状況

単位：日、件、円

期間	金融機関 営業日数	収納件数	収入額（第一領収日）		調定額(B)	徴収率 A/B	備 考
			期間累計	総計(A)			
5月 計	16	186,224	6,321,635,500	6,321,635,500	9,532,724,600	66.3%	5/10納通発送
～06/10	8	12,848	453,493,600				
～06/20	6	9,836	360,135,800				
～06/30	8	10,916	387,359,930				
6月 計	22	33,600	1,200,989,330	7,522,624,830	9,215,925,000	81.6%	
～07/10	6	6,495	236,161,800				
～07/20	7	5,217	192,543,332				
～07/31	7	7,950	290,004,098				7/22督促状発送
7月 計	20	19,662	718,709,230	8,241,334,060	9,154,745,000	90.0%	
～08/10	8	3,791	137,508,567				
～08/20	7	2,379	86,737,500				
～08/31	8	2,836	99,552,680				8/26催告書発送
8月 計	23	9,006	323,798,747	8,565,132,807	9,099,347,800	94.1%	
総 計	81	248,492	8,565,132,807	8,565,132,807	9,099,347,800	94.1%	

※調定額は、「県税徴収状況調」の各月の累計調定額を転記。

※表中の収入額は第一領収日。なお、「県税徴収状況調」中の収入額は、日報日付に基づく各月の指定金融機関収入取扱額。

確かに、督促は、消滅時効中断の効力をもつとともに、滞納処分の前提要件となるので、滞納者に対しては督促を行わなければならない。

しかしながら、一件ごとの税額は少額であるが、全体の件数が非常に多いという自動車税の場合は、督促にかかる費用対効果につき考える必要がある。また、自動車税の納期限後の納付状況を見る限り、督促状の発送につき法が定めている期間よりも遅れていることが、自動車税の徴収率に影響を及ぼしているとも思われぬ。さらには、督促状を7月20日ころに発送することが、滞納処分の妨げになっているような事情もない。

そうだとすれば、納期限後であっても納税者による相当数の自主的納付

が見込まれる自動車税については、実務上督促状の発送が遅くなったとしても、費用対効果の面からは、やむを得ないところがあると考えます。

したがって、自動車税の督促状の発送が法の定める期間内に行われていないことは、法には違反しているものの、許されざる重大な違法とまではいえないと考える。【結果】

ただし、自動車税といえども、納期限が定められているのであるから、できる限り納期限内に納付されることが望ましいのは、当然のことである。【意見】

この点、島根県は、平成16年度から、自動車税の納期内納付の促進のため、納付窓口の延長等を実施している。具体的には、納期限直前における平日の納付窓口の延長（19時まで）、土曜日、日曜日の納付窓口の開設、滞納分につき臨戸または電話による催告などを行っている。【結果】

【図表 6 - 2】の平成17年度自動車税納期内納付窓口延長等における実績報告書によると、納付件数・金額ともに、主に土曜日、日曜日及び最終日に納付実績を上げていることが分かる。平成18年度も同様に、土曜日、日曜日に納付実績を上げている【図表 6 - 3】。

【図表 6 - 2】 平成17年度自動車税納期内納付窓口延長等における実績報告書(県計)

日 付		5/27(金)	5/28(土)	5/29(日)	5/30(月)	5/31(火)	計
①来所者数(人)		13	74	65	22	42	216
	納付者数	11	63	57	20	37	188
	相談者数		2	5	2	3	12
	その他	2	9	3		2	16
②窓口収納実績	件数(件)	20	87	68	21	54	250
	18年度分	18	79	55	17	37	206
	17年度以前分	2	8	13	4	17	44
	金額(円)	672,000	3,425,900	2,320,838	826,400	1,871,945	9,117,083
	18年度分	649,800	2,971,500	1,958,000	609,500	1,400,645	7,589,445
17年度以前分	22,200	454,400	362,838	216,900	471,300	1,527,638	
③入電件数(件)		17	31	19	8	17	92
	相談	12	16	8	6	11	53
	苦情		6	5			11
	その他	5	9	6	2	6	28
④臨戸件数		24	32	33	32	15	136
	面接のみ	9	4	12	15	4	44
	納付者数	5		6	3	6	20
	不在	10	28	15	14	5	72
⑤電話催告件数(件)		16	102	74	39	32	263
	相談	8	27	25	16	13	89
	不在	8	75	49	23	19	174
⑥対応職員数(人)		30	29	28	32	31	150

【図表 6-3】 平成18年度自動車税納期内納付窓口延長等における実績報告書(県計)

日 付		5/27(土)	5/28(日)	5/29(月)	5/30(火)	5/31(水)	計
①来所者数(人)		86	48	17	28	52	231
	納付者数	60	37	15	24	35	171
	相談者数	13	8	2	3	10	36
②窓口収納実績	その他	13	3		1	7	24
	件数(件)	77	55	17	29	45	223
	18年度分	54	34	15	24	23	150
	17年度以前分	23	21	2	5	22	73
	金額(円)	2,427,800	2,090,300	586,900	1,034,300	1,775,100	7,914,400
	18年度分	1,911,600	1,291,100	566,900	955,500	909,300	5,634,400
17年度以前分	516,200	799,200	20,000	78,800	865,800	2,280,000	
③入電件数(件)		34	17	20	12	20	103
	相談	19	11	7	10	11	58
	苦情						0
	その他	15	6	13	2	9	45
④臨戸件数		25	43	27	28	20	143
	面接のみ	10	21	8	13	6	58
	納付者数	1	1	1	4	7	14
	不在	14	21	18	11	7	71
⑤電話催告件数(件)		86	80	84	63	37	350
	相談	26	35	33	24	21	139
	不在	60	45	51	39	16	211
⑥対応職員数(人)		29	27	33	31	33	153

また、平成15年度（まだ窓口延長等を行っていなかった）から、平成18年度までの自動車税の納期限における徴収率についてみると（【図表 6-4】参照。ただし、この数字は口座振替による納付や指定金融機関以外の金融機関における納付を反映していないので、完全な徴収率ではない。）、毎年、徴収率が上がっている。

【図表 6-4】

(円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
調定額(現年度)	9,651,141,400	9,449,868,600	9,678,858,100	9,482,232,600
収入累計額(5月31日時点)	3,666,085,725	3,986,906,550	4,248,162,400	4,233,643,750
徴収率(%)	38.0	42.2	43.9	44.6

※ただし、指定金融機関以外の金融機関や口座振替での納付については、反映されていない。

思うに、納付実績や徴収率を見る限り、平成16年度からの自動車税納期内納付促進活動は、自動車税の期限内納付を促進するものとして、好評価できる。【結果】

納税者にとっても、平日の窓口延長や土曜日、日曜日の窓口開設は、利便性が増しているといえる。【結果】

ただ、この自動車税の窓口延長については、納税者に十分に認識されているとは言い難い。【意見】

ところで、平成18年度の自動車税の納税通知書においては、広告を募集し、金10万5,000円で広告が掲載された。これは、島根県の自主財源の確保のために行われたとのことであるが、いかんせん広告料が過小すぎる。

思うに、窓口延長等により年々徴収率が上がっているのであれば、窓口延長等の周知を図るため、広告を掲載するスペースには、窓口延長等を広報すべきである。件数の多い自動車税については、納期限内の徴収率が上がれば、その後の督促状等の発送数も減少し、徴収経費の削減につながる。そうだとすれば、わずか10万円程度の広告料収入を目的とするよりも、納期内納付促進による徴収率の増加、徴収率の増加による徴収経費の削減を目指すべきである。来年度以降は、納税通知書の空きスペースの有効活用について、さらなる検討を期待する。【意見】

さらに、島根県は、平成20年度からは、ATMやコンビニエンスストアにおいて自動車税の納付ができるシステム（以下、「マルチペイメントシステム」という）を検討しているとのことである。

確かに、金融機関の窓口では営業時間が限られており、24時間営業のコンビニエンスストアにおいて自動車税が納付できるようになれば、納税者にとってより便利になるとも思われる。しかしながら、島根県内においては、地域によってはコンビニエンスストアへのアクセスが良くない地域もある。そうだとすれば、マルチペイメントシステムよりも、県民センター及び各事務所の窓口での窓口延長や、土曜日、日曜日の窓口開設をすることのほうが、便利に感じる納税者もいると思われる。

また、【図表6-2、図表6-3】の平成17、18年度の自動車税納期内納付窓口延長等における実績報告書によれば、現年度分の納付だけではなく、過年度分についても少なからず納付されている（平成17年度において過年度分は金1,527,638円、平成18年度において過年度分は金2,280,000円の納付がある）。これは、徴税吏員が、窓口に来た滞納者に対して、現年度分のみならず、過年度分の納付についても、催告している結果だと思われる。

ところが、通常、自動車税の納付書には現年度分の納税額しか記載されておらず、マルチペイメントシステムができた場合、コンビニエンスストアの店員は納税者が持ってきた納付書記載の金額を機械的に受領するだけであることが予想される。そうだとすれば、マルチペイメントシステムによっては、過年度分の納付がなされることは期待できない。むしろ、県民センターや事務所の窓口納付のほうが、徴税吏員が直接納税者に過年度分の納付につき催告をすることで、納付の促進につながると思われる。

思うに、マルチペイメントシステムにメリットがあることは否定しないが、マルチペイメントシステムを導入したからといって、従来の窓口延長

等の制度を完全に廃止してしまうのは、必ずしも望ましくない。これまでの窓口延長等の納付実績を考えると、少なくとも、土日の窓口開設や最終5月31日の窓口延長だけは、残しておくべきと考える。【意見】

島根県は、マルチペイメントシステムの導入にあたっては、単に費用対効果の問題にとらわれるのではなく、従来のシステムのメリットが失われないように、慎重に検討するべきである。【意見】

(5) 督促後の手続

自動車税においては、督促状を送付したにもかかわらず、なお納税がされない場合、8月終わりに催告書を発送する。また同時期に、滞納整理票を作成し、納税折衝（滞納者との交渉）を開始する。さらに、催告書の履行期限を過ぎてもなお納税されない場合は、差押予告通知書を発送する。そして差押予告通知書の履行期限を過ぎても納税がない場合は、納税者の財産を調査し、差押を行う。差押については、後で詳述する。

〔3〕滞納整理票の作成・納税折衝について

(1) 概要

自動車税に限らないが、督促状を発しても、任意の支払がない場合、滞納者ごとの滞納整理票を作成している。滞納整理票には、電話催告の状況、納税者の自宅への臨戸の状況などを記録する。また、実務上は、督促状を発しても任意の支払がない場合、直ちに滞納処分を行うのではなく、まず納税者と交渉すること（納税折衝）がほとんどである。

(2) 島根県における状況

徴税吏員が納税者と交渉することにより、納税者が分割納付（以下、「分納」という）を申し出ることがある。分納の条件が妥当なものであれば、納税者に分納の誓約をしてもらう。分納の誓約は、誓約書による場合もあれば、納税者と徴税吏員の間で口約束による場合もある。そして、分納金額ごとの納付書を納税者に送付して、納税者に分納を履行してもらう。

徴税吏員は、納税者からの分納の申出については、あまり長期間にわたる分納を認めておらず、遅くとも年内または年度内に完納できる程度の分納しか認めていないとのことである。

また、島根県は、例年12月に滞納整理強化月間として、集中して滞納者の自宅に臨戸したり、電話や文書による催告をしている。

(3) 監査の視点

滞納処分という強制処分を行えるにもかかわらず、滞納者の自宅を臨戸し、納税折衝を行うことは、非効率であり、徴収率の向上にも繋がらないようにも思える。そこで、滞納者の自宅の臨戸及び納税折衝の意義について

て、監査した。

また、滞納者の滞納原因について、対応策がないか検討した。

(4) 結果及び意見

ア 臨戸及び納税折衝の意義について

まず、滞納者の自宅に臨戸することの意義について検討する。預貯金、給与、電話加入権等の財産調査等は、金融機関等への文書による照会で足りるため、滞納者の自宅への臨戸は、滞納処分を実行するために必要不可欠なものとはいえないのではないかと考えられるからである。

また、これまでは、通常 2 名の徴税吏員が 1 組となって、滞納者の自宅に臨戸し納税折衝をしていた。平成17年度以前は各総務事務所においては、課税グループと納税グループが存在していたため、納税グループは、課税グループから人員を出してもらい、2 名 1 組で滞納者の自宅に臨戸することが比較的容易だったのである。ところが、平成18年度からの組織変更に伴い、各事務所は納税グループだけが配置され、小さなところでは 4 名以下の人員となった。そして、4 名以下の人員の事務所では、窓口対応と電話対応のために、少なくとも 2 名は事務所に常駐していなければならないため、滞納者の自宅へ臨戸をすることが比較的困難になってしまった。

そうだとすれば、滞納者の自宅を臨戸することは非効率な業務であり、業務の合理化の観点からは、行う必要がないようにも思える。

しかしながら、滞納者が換価価値のある動産を所有しているか否かについては、滞納者の自宅等を検索しなければ分からないことがほとんどである。仮に、滞納者が換価価値のある動産を所有しているにもかかわらず、それに対して差押をしないという結果になれば、滞納をせずに納税している通常の納税者と比べて、著しく不公平な結果となる。そして、そのような不公平な結果を回避するためには、動産に対する検索・差押を行う必要がある。

思うに、滞納者の自宅を臨戸して滞納者から現在の生活状況等を聞き、また滞納者の自宅の様子を見ることで、検索において換価価値のある動産の発見ができるか否かにつき、ある程度は推測することができると思われる。すなわち、徴税吏員が、滞納者の自宅を臨戸して滞納者と話をし、家の様子を見ることで、差し押さえて換価することができそうな動産がありそうか、それともなさそうかにつき、ある程度の判断をすることができると思われる。したがって、臨戸には、検索の準備的な意味があるといえる。

そうだとすれば、滞納者の自宅を臨戸することは、必ずしも無意味な

ことではない。

また、徴税吏員が、滞納者の自宅を臨戸し納税折衝を行うことは、滞納者、特にはじめて滞納をした滞納者の納税意識を喚起させるという意味もある。そこで、滞納者の自宅への臨戸及び納税折衝は、従来と同じ程度は行われるべきである。【意見】

人員が少ない事務所については、他の事務所や東西の各センターからの応援を受けられるようにしたり、1人で臨戸に行くようにするなど、臨戸の方法につき、工夫していく必要があると思われる。【意見】

イ 分納の場合の納付期限について

なお、納税折衝により、分納の誓約をする場合についてであるが、特に自動車税の滞納者は、自動車税の滞納を何年も繰り返していることが少なくないという実態がある。そうだとすれば、現年度分の滞納についてはその年度内で完納させることが、納税者の納税意識を喚起させ次年度以降の滞納を防ぐことにつながると考える。したがって、遅くとも年内または年度内に完納できる程度の分納しか認めず安易に長期間の分納を認めないという徴税吏員の対応は、徴収率の向上につながるものとして好評価できる。【意見】

ウ 滞納原因の解消について

ところで、滞納者が、租税を滞納する理由としては、低所得による生活困窮を訴える滞納者が多いとのことである。中には、消費者金融等に対する多額・多重の債務を抱えている者も見受けられるとのことである。【結果】

現在、いわゆる多重債務者は、全国で200～300万人存在しているとも言われている。

消費者金融の高金利が社会問題となっている一方、最近では、多重債務者が、消費者金融に対し、払い過ぎたお金につき過払金返還請求の訴訟を提起していることも、マスコミでたびたび報道されている。

租税を滞納している原因が多重債務にあるのであれば、納税者の多重債務状態を解消することが、租税滞納の解消すなわち徴収率の向上にもつながると考える。また、消費者金融から払い過ぎたお金が返ってくるようなケースであれば、その返ってきたお金を租税の支払い原資に充てることも十分に考えられる。

これまでも個別のケースにおいては、徴税吏員が納税者に法律相談を勧め、その結果消費者金融から返ってきたお金で納税がされたというケースがあるようである。しかし、そのようなケースは個別の徴税吏員の判断によるところが大きい。思うに、これまでは、徴税吏員において

は、納税者が多重債務を負っているから納税が困難だと判断することはあっても、多重債務状態が解消すれば納税の可能性がでてくるという発想はなかったと思われる。しかしながら、多重債務の解消のための法的な手続がある以上、多重債務の解消は必ずしも困難なことではない。そして、多重債務の解消によって、納税が促進されるのであれば、多重債務者だから納税は困難だと判断してしまうのは早計である。

そこで、徴税吏員は、滞納者が多重債務を抱えていることを知ったのであれば、多重債務の解消の方法について示唆するべきである。例えば、多重債務を抱えている滞納者に、弁護士等の法律相談を受けることを勧めることも有効である。【意見】

さらに一歩進んで、島根県が、島根県弁護士会や日本司法支援センター島根地方事務所（平成17年10月業務開始）等と連携して、滞納者が多重債務に関する法律相談を受けやすい体制をとっておくことができれば、理想的である。【意見】

〔4〕滞納処分について

（1）概要

ア 滞納および滞納処分について

納税者が納期限までに税を完納しないことを滞納といい、滞納した納税者を滞納者という。

税が滞納されたときは、履行の催告として督促を行い、それでもなお税が完納されないときは、納税者の財産を差押・換価するなどして租税債権の強制的満足を図ることができる。このように納税義務の任意の履行がない場合に、納税者の財産から租税債権の強制的実現を図る手続きを、滞納処分という。地方税における滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている（法68条6項、72条の68第6項など）。

滞納処分は、狭義の滞納処分と交付要求とに分かれる。狭義の滞納処分とは、地方団体が自ら納税者の財産を差し押さえて、そこから租税債権の満足を図る手続きであって、財産の差押、差押財産の換価、換価代金の充当という一連の行政処分からなる。交付要求とは、現に進行中の強制換価手続の執行機関に換価代金の交付を求め、それによって租税債権の満足を図る手続である。

私法上の債権については、原則として、その存否および金額について裁判所の判断を経たうえ、司法機関にその履行の強制を求めなければならない（自力救済の禁止）。これは、私人の実力行使を認めると法秩序の

混乱が生じるからである。

これに対して、租税については、その存否および金額を確定する権限（確定権）と任意の履行がない場合に自らの手で強制的実現を図る権限（強制徴収権・自力執行権）が租税債権者である地方公共団体に与えられている。これは、租税の确实かつ能率的な徴収を図るためである。

滞納処分としての財産の差押は、徴税吏員の権限とされている（国税徴収法47条1項参照）。

イ 財産調査

徴税吏員は、財産を差し押さえるにあたって、滞納者の財産を調査する必要がある。そこで、徴税吏員は、滞納処分のため、滞納者の財産を調査する必要があるときは、必要と認められる範囲内において、滞納者または滞納者と一定の関係を有する者に質問し、またはそれらの者の財産に関する帳簿・書類を検査することができる（国税徴収法141条、質問検査権）。この質問・検査は、任意調査である。

さらに徴税吏員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者または滞納者と一定の関係を有する者の物または住居その他の場所につき搜索をすることができる（国税徴収法142条）。この搜索は、強制調査である。ただし、犯罪捜査の場合とは異なり、裁判官の令状は必要とされていない。

徴税吏員は、質問・検査または搜索をするときには、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない（国税徴収法147条1項）。

ウ 差押の手續（総説）について

納税者が督促を受け、その督促にかかる租税につき督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないときは、その財産の差押えが行われる。ただし、10日を経過した後、いつ差押えをするかは、租税行政庁（島根県税においては、県民センター長）の判断によって決定される（島根県県税条例3条参照）。

滞納者の財産のうち、どの財産を差し押さえるかは、徴税吏員の裁量に属する。ただし、いくつかの制限がある。この点につき、租税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない（超過差押の禁止、国税徴収法48条1項）。また、差し押さえることのできる財産の価額が、その差押にかかる滞納処分費および徴収すべき租税に先立つ他の租税その他の債権の金額の合計額を超える見込みがないときは、その財産を差し押さえることはできない（無益な差押えの禁止、国税徴収法48条2項）。

また、差押えの対象となる財産は、次の要件をみたすものでなければならない。①滞納者の所有に属すること、②金銭的価値を有すること、③譲渡性を有すること、④法令によって差押が禁止されている財産ではないこと。

エ 差押の手続（個別の事務手続）について

(ア) 差押の一般的な手続として、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえた場合には、差押調書を作成し、その財産が動産その他一定種類の財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない（国税徴収法54条）。

(イ) 動産または有価証券の差押は、徴税吏員がその財産を占有して行う（国税徴収法56条 1 項）。差押の効力は、徴税吏員がその財産を占有したときに生ずる（国税徴収法56条 2 項）。

(ウ) 債権の差押は、第三債務者に債権差押通知書を送達して行う（国税徴収法62条 1 項）。差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときに生ずる（国税徴収法62条 3 項）。

(エ) 不動産の差押は、滞納者に差押書を送達して行う（国税徴収法68条 1 項）。差押の効力は、差押書が滞納者に送達されたときに生ずる（国税徴収法68条 2 項）。不動産を差し押さえたときは、差押の登記を法務局に囑託する（国税徴収法68条 3 項）。滞納者は、差し押さえられた不動産につき、原則として、通常の用法に従い、使用・収益することができる（国税徴収法69条 1 項）。

(オ) 登録を受けた自動車の差押は、不動産の差押に準じて行う（国税徴収法70条 1 項、71条 1 項）。自動車を差し押さえたときは、差押の登録を運輸支局に囑託する。徴税吏員は、滞納処分のために必要があるときは、自動車について監守および保存のために必要な処分をすることができる（国税徴収法70条 3 項、71条 2 項）。また、県民センター長は、自動車を差し押さえた場合は、滞納者に対しその引渡を命じ、徴税吏員にそれを占有させることができる。

オ 差押の効力について

差押は、滞納者の特定の財産について法律上または事実上の処分を禁止する効力を有する。それに反する譲渡、権利の設定等の処分は、当事者間では有効であるが、差押債権者たる地方団体に対抗することはできない。

カ 差押の解除について

納付等によって差押にかかる租税の全額が消滅した場合は、差押を解除しなければならない（国税徴収法79条 1 項 1 号）

キ 差押財産の換価について

差押財産を金銭に換えることを換価という。差押財産のうち、金銭はそのまま租税に充当し（国税徴収法129条2項）、債権は取り立てを行うので（国税徴収法67条1項）、原則として換価の問題を生じない。それ以外の財産については、換価をしなければならない（国税徴収法89条1項）。

差押財産の換価は、原則として公売によらなければならない（国税徴収法94条1項）、公売は、入札またはせり売りの方法で行わなければならない（国税徴収法94条2項）。

なお、公売制度の公正を維持するために、滞納者自身が、換価の目的となった自己の財産を直接であると間接であるとを問わず買い受けることはできない（国税徴収法92条）。また、税務職員も換価の目的となった財産を買い受けることはできない。

法令の規定により、公売財産を買い受けることのできる者が一人であるとき、公売に付することが公益上適当でないと認められるとき、取引所の相場のある財産をその日の相場で売却するとき、公売に付しても入札等がないときなど、一定の場合には、公売に代えて随意契約で公売財産を売却することができる（国税徴収法109条）。

ク 配当について

差押財産の売却代金等、滞納処分によって得られた金銭を租税その他の債権に配分することを配当という。

配当によって滞納処分は完了し、充当のあった範囲で納税義務は消滅する。

ケ 納税の猶予（徴収猶予）について

一定の理由によって、納税者が納税資金を欠き、納税が困難であると認められる場合などに、納期限後における徴収を猶予する場合がある（法15条以下）。

納税の猶予をしたときには、その猶予期間中は、猶予にかかる税について新たに督促および滞納処分をすることができない（法15条の2第1項）。また、猶予にかかる税について既に滞納処分により差し押さえた財産があるときは、猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる（法15条の2第2項）。

(2) 島根県における滞納処分（差押）の状況について

島根県における平成13年度から平成17年度までの差押対象財産ごとの差押件数は、【図表6-4】の「差押件数一覧表（県全体）」のとおりである。

【図表 6－4】 差押件数一覧表(県全体)

財産の種類	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
自動車	0	0	0	0	4
その他動産	0	0	0	0	3
有価証券	0	0	0	1	0
給与	2	15	31	15	54
売掛金	1	1	0	32	1
預貯金	124	201	355	228	472
その他債権	19	7	7	31	33
不動産	36	13	8	8	4
電話加入権	516	923	763	332	290
その他	1	75	82	21	25
合計	699	1,235	1,246	668	886

また、差押に先行する財産調査として、島根県は、平成17年度において、13年ぶりに捜索を行った。これは、自動車税の支払いを免れるために、納税証明が必要な車検前に自動車を買替える手法で、自動車延べ4台、7期分の自動車税を滞納しているというという悪質な事案であった。この事案では、捜索の結果、自動車1台とDVDプレイヤー、携帯用ゲーム機などの動産を差押え、公売を行った。

(3) 監査の視点

滞納処分による差押は、差押時期の決定や差押財産の選択について徴税吏員の裁量によるところが多いところ、差押及びそれに関連する手続が適切になされているかについて、監査した。

(4) 結果及び意見

ア 【図表 6－4】によると、年度ごとの件数に違いがあるものの、大きな傾向としては、預貯金の差押件数が増え、電話加入権の差押件数が減少する傾向にある。

まず、預貯金の差押件数が増加していることは、預貯金の有無、残高の調査及び差押、配当等の手続が容易だからである。すなわち、徴税吏員は、各金融機関に対し、多数の滞納者を対象として一括して預貯金の残高等を調査する。具体的には、徴税吏員は、金融機関に対し、書面により滞納者の預貯金残高等を照会する。そして、差し押さえることができる預貯金があれば、それを差押え、金融機関からの支払を受ける。この差押、配当についても、徴税吏員は、多数の滞納者につき一括して書面で行うことができる。

このように、調査、差押等の手続が簡便なため、預貯金の差押件数は増加傾向にある。

預貯金の差押は、多数の滞納者について一括して書面で差押手続を行うことができ、また、公売という換価手続も不要なため、仮に預貯金の

残高が比較的少額の場合であっても、徴税の費用対効果としては優れている。【結果】

したがって、今後も、滞納者の預貯金の差押は、積極的に行っていくべきである。【意見】

イ 他方、電話加入権の差押は、減少傾向にある。これは、電話加入権そのものの換価価値が減少しているためである。

しかしながら、【図表 6－5】「差押件数一覧表（雲南）」、【図表 6－6】「同（益田）」及び【図表 6－7】「同（県央）」に記載してある個別の事務所ごとの差押件数をみると、平成17年度の雲南事務所（旧木次総務事務所）のように、積極的に電話加入権の差押を行っているところもある。

【図表 6－5】 差押件数一覧表（雲南）

財産の種類	H16年度	H17年度
自動車	0	0
その他動産	0	0
有価証券	0	0
給与	0	2
売掛金	0	0
預貯金	2	136
その他債権	1	10
不動産	0	1
電話加入権	0	106
その他	0	0
合計	3	255

【図表 6－6】 差押件数一覧表（益田）

財産の種類	H15年度	H16年度	H17年度
自動車	0	0	0
その他動産	0	0	0
有価証券	0	0	0
給与	0	0	43
売掛金	0	0	1
預貯金	25	60	101
その他債権	1	1	0
不動産	0	0	3
電話加入権	19	4	0
その他	0	0	0
合計	45	65	148

【図表 6－7】 差押件数一覧表(県央)

財産の種類	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
自動車	0	0	0	0	0
その他動産	0	0	0	0	0
有価証券	0	0	0	0	0
給与	0	2	5	10	5
売掛金	0	0	0	0	0
預貯金	16	5	22	19	62
その他債権	0	0	7	0	2
不動産	0	0	2	0	0
電話加入権	39	74	65	1	0
その他	0	0	0	0	0
合計	55	81	101	30	69

そして、雲南事務所によると、電話加入権を差し押さえた場合、そのほとんどの場合で、滞納者から自主的な納付があったとのことである。おそらくは、電話加入権を差し押さえたことにより、滞納者には、税金を滞納していると財産を差し押さえられるので、差押を回避しようという心理が働いたのだと思われる。

ところで、本来、財産の差押は、財産を換価して租税に配当するための制度である。したがって、換価が困難な財産を無闇に差し押えることは好ましくない。

この点、電話加入権は、現在は市場価値が下がっていることもあり、換価が困難な財産であるといえる。

確かに、電話加入権を差し押えることにより、滞納者に納税をしようという心理を芽生えさせることは、租税の徴収率向上に結びついている。

しかしながら、電話加入権を差し押さえたとしても、公売手続で売却されない限りは、滞納者は電話の使用を継続することができるのであり、滞納者にとっては、電話加入権を差し押さえられただけでは不利益がない。また、同じ滞納者に対して電話加入権を何回も差し押さえるということになれば、滞納者への心理的効果も薄れると想像される。さらに、現在では、電話加入権の公売をしても売れないという状況である。

そこで、電話加入権の差押による納税者に対する心理的効果を期待するのであれば、電話番号が変更されるのを嫌がる事業者やこれまで滞納処分を受けたことがないような新規の滞納者等に限って、電話加入権の差押を行うべきである。【意見】

ウ また、対象財産ごとの差押件数に関連するが、個別の事務所における差押件数を見ると、同じ年度であっても事務所ごとにばらつきがある（【図表 6－5】、【図表 6－6】、【図表 6－7】参照）。

思うに、滞納処分が徴税吏員による強制力の行使であることを考えると、各地域による個別の事情があるとしても、できる限り島根県全体で統一的な方針をもって、差押を行うことが望ましいと考える。なぜなら、滞納状況と財産状況が同じような滞納者であっても、地域によって差押を受けたり受けなかったりという違いがでるのは、公平ではないからである。【意見】

エ さらに、【図表 6－4】をみると、意外にも自動車の差押件数が少ないという印象を受ける。

この点、自動車の差押件数が少ないのは、そもそも自動車ローンの支払中で、自動車の所有権が買主（滞納者）にないケースが多いということが挙げられる。【結果】

さらに、滞納者が使用している自動車で、自動車ローンを完済しているにもかかわらず、自動車登録上信販会社等の所有権留保がついたままの自動車は、滞納者の所有する自動車といえず、差し押さえることができないという問題がある。【結果】

そもそも、自動車を購入する際には、信販会社との間でローンを組んで自動車代金を支払うことが少なくない。そして、ローンを組んだ場合、そのローンを完済するまでは、一般的に当該自動車の所有権については信販会社に留保される。そしてローンを完済すれば、当該自動車の所有権が買主に移転するという法律構成がとられている。

しかしながら、実際は、ローンを完済してもなお、自動車登録上は信販会社に所有権が留保されているというケースが圧倒的に多い。そして、そのようなケースでは、登録上、所有者が買主（滞納者）ではないため、当該自動車は差押対象財産とはならないのである。

これに対しては、ローン完済後は、実体法上は買主が自動車の所有権を取得しているのだから、自動車登録上所有権留保のままになっているか否かで、当該自動車が差押対象財産であるか否かが異なるのは、公平ではない。しかしながら、現行の道路運送車両法の解釈では、ローン完済後も自動車登録上信販会社の所有権留保となっている自動車を、買主（滞納者）の所有であるとして差し押さえることはできないとされている。この点については、今後、立法によって問題が解消されることを期待したい。【意見】

オ 財産調査（搜索について）

島根県は、平成17年度において、13年ぶりに搜索を行った。

思うに、任意の財産調査を行っても差し押さえるべき給与や預貯金等が発見されない場合、滞納者の生活状況等を見たうえで財産を所持して

いると思われる場合は、積極的に財産の捜索を行うべきである【意見】。

平成17年度の捜索を行った事案は、自動車税の滞納を繰り返しては車検前に自動車を買替えるというような事案であったが、このような事案の場合、滞納者は、ガソリン代等の維持費や買替え費用を支出することができるのであるから、無資力であるとはいえない。そして、そのような滞納者に対して捜索も行わずに見逃してしまうことは、他の納税者との関係で不公平である。したがって、悪質な滞納者に対しては、積極的に捜索を行い、財産の発見につとめるべきである。【意見】

ところで、差押後の公売について、上記の事案では、入札方式により行われた。法律上は、公売は、入札またはせり売りの方法で行わなければならないと定められているが（国税徴収法94条2項）、これに関連して、近時注目すべきは、インターネットオークションによる公売（以下、「インターネット公売」という）である。

日本におけるインターネットの利用者数は、財団法人インターネット協会の調べによれば、2006年2月の時点で、約7,362万人であり、2006年12月末には、約7,661万人にもなると言われている。そして、従来行っている各事務所における入札による公売よりも、多くの人々が参加する可能性があるインターネットを利用したせり売りによるほうが、売却代金が高額になる可能性があるといえる。例えば、インターネット大手プロバイダーのヤフージャパンでは、各地の自治体が差押物件を出品し、インターネット公売を行っているところ、福島県の喜多方市が出品した象牙角（アフリカ象）が、開始価格25万円でスタートし、最終的には60万1,000円（入札件数94件）で落札されたというケースもある。思うに、象牙角などといった特殊な美術品は、一地方都市が行う通常の公売では、高額な売却は困難だったと思われる。もしかしたら、1回目の公売では売却することすらできなかったかもしれない品物である。しかしながら、全国（あるいは全世界）の人々が参加するインターネット公売をしたからこそ、開始価格の2倍以上もの値段で売却することができたと思われる。

その他、ヤフージャパンのインターネット公売のサイトを見ると、通常の公売では一見して売れそうもないと思われるものが、開始価格の何倍もの価格で落札されていることが分かる。

このように、従来の公売では売却困難と思われる動産についても、インターネット公売であれば、より高額で売却できる可能性がある。また、従来の捜索差押では公売できないと考えて差押をしなかった物件であっても、インターネット公売であれば売却できる可能性が出てきたといえる。

したがって、今後は、島根県においても、インターネット公売を積極的に利用すべきである。【意見】

この点、平成19年1月17日に、島根県で初めてのインターネット公売を行うことが予定されているが、その結果に注目したい。

【2】欠損処分について

(1) 概要

ア 欠損処分の内容

滞納処分などを行っても最終的に徴収できなかった租税は、欠損として処理することになる

具体的には、①滞納処分の執行停止の3年継続による納付義務が消滅した場合、②滞納処分の執行停止をしたが徴収することができないことが明らかなる場合による職権による納付義務の消滅の場合（執行停止に伴う即時消滅）、及び③時効消滅の場合、納付義務の消滅した租税は、欠損処分をする。

イ 滞納処分の執行停止

滞納者について、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、または、③その所在および滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるときは、滞納処分の執行を停止することができる（法15条の7）。

滞納処分の執行が停止された租税の納付義務は、その停止が3年間継続したときは消滅する（法15条の7第4項）。

また、滞納処分の執行を停止した場合において、その租税が限定承認に係るものであるときその他それを徴収することができないことが明らかであるときは、その租税の納付義務を直ちに消滅させることができる（執行停止に伴う即時消滅、法15条の7第5項）。

なお、滞納処分の執行を停止した後3年以内に停止の要件が消滅した場合は、その停止を取り消し、これを滞納者に通知しなければならない（国税徴収法154条1項）。

ウ 時効

地方税の徴収権は、原則として法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅する（法18条1項）。

租税債権の消滅時効は、その絶対的消滅原因であって、民法の場合と異なり、納税義務者の援用を必要とせず、また、時効の利益を放棄することもできない。これは、時効の完成した納税義務を公平に扱う必要と、事務

処理の画一性の要請に基づくものである。

(2) 島根県における状況

欠損処分の原因別の金額及び件数は、【図表6-8】のとおりである。

【図表6-8】 年度別欠損処分一覧表

金額について

(単位：円)

		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
滞納処 分の停 止分	地方税法15条の7第4項該当 (停止後3年経過による消滅)	2,773,846	401,400	658,958	407,300
	地方税法15条の7第5項該当 (停止後即時消滅)	17,153,108	672,467	1,929,726	2,149,660
	地方税法第18条該当 (停止中に時効消滅)	387,125	1,154,950	192,803	94,660
	地方税法18条該当 (5年の時効消滅)	16,765,461	22,739,293	18,643,816	16,775,444
	合 計	37,079,540	24,968,110	21,425,303	19,427,064

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
停止後 3年経過	148,495	181,000	614,668	1,248,378	1,940,120	12,838,128
停止後 即 時	648,303	6,980,911	20,901,687	154,621,243	47,725,496	63,985,347
停止中 に時効	1,012,900	758,400	2,102,526	9,600,138	9,692,777	9,622,102
時 効	16,656,243	17,302,738	19,668,103	15,068,639	18,725,461	18,392,412
合 計	18,465,941	25,223,049	43,286,984	180,538,398	78,083,854	104,837,989

件数について

		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
滞納処 分の停 止分	地方税法15条 の7第4項該当	14	4	10	9	2	5	11	9	17	105
	地方税法15条 の7第5項該当	41	11	30	12	10	25	89	59	184	110
	地方税法第18 条該当	5	10	4	3	7	7	20	102	173	205
	地方税法18条該当 (5年の時効消滅)	387	386	458	393	386	402	460	389	388	398
	合 計	447	411	502	417	405	439	580	559	762	818

これによると、欠損処分の原因としては、平成13年度以前は、5年の時効消滅による場合が比較的高い割合を占めていたが、平成14年度以後は、滞納処分の執行停止の場合で徴収することができないことが明らかな場合であるとして、職権で欠損処分されている事例（滞納処分に伴う即時消滅）が増加していることが分かる。

(3) 監査の視点

欠損処分が適切になされているかどうかについて、監査した。

(4) 結果及び意見

ア 滞納処分の執行停止に伴う即時消滅について

欠損処分のうち、最近になって滞納処分の執行停止の場合で、徴収することができないことが明らかな場合であるとして、職権で欠損処分されている場合（執行停止に伴う即時消滅）が増えてきている。【結果】

思うに、単純な5年経過による時効消滅の件数が減少し、滞納処分の執行停止に伴う納付義務の即時消滅の件数が増加していることは、積極的に滞納者の財産調査をしていることも原因の一つだと思われる。【結果】

しかしながら、執行停止に伴う即時消滅は、その言葉のとおり、直ちに納付義務を消滅させるものであるから、財産調査の結果、徴収することができるかどうかについては、慎重に検討されたい。【意見】

イ 執行停止の取消の有無について

滞納処分の執行を停止した後3年以内に停止の要件が消滅した場合は、その停止を取り消し、これを滞納者に通知しなければならない（国税徴収法154条1項）と定められている。

この点、島根県においては、過去の滞納処分の執行停止の取消の件数について把握していない。【結果】

しかし、執行停止の要件が消滅した以上、他の納税者との間の税の公平な負担という観点からは、停止を取り消すべきである。【意見】そして、停止の取り消しを行うためにも、滞納処分の執行停止をした滞納者については、定期的に財産調査を行うべきである。【意見】

ウ 時効完成後の徴収の有無について

租税徴収権は、時効が完成すれば、納税者の時効援用がなくても消滅する。

したがって、時効完成後に徴収を行うことは明らかな違法である。

この点、滞納整理票を監査した限りでは、時効消滅した税につき徴収している事案は見つからなかった。【結果】

時効消滅した租税については、適切に欠損処分されていると思われる。

【3】特別滞納整理スタッフについて

(1) 概要

ア 組織

平成17年度、松江総務事務所に、滞納額が高額で滞納処分が困難な事案等について、滞納の解消に向けて集中的に取り組む特別滞納整理スタッフ3名が配置された。

平成18年度の税務組織の再編により、特別滞納整理の強化が図られ、特別滞納整理スタッフが、東部県民センターに5名、西部県民センターに3名配置された。

イ 業務

特別滞納整理スタッフは、管内における納税グループにおいて滞納処分が困難な事案を引き継いで処理するとともに、個人住民税の滞納事案についても、市町村から引き継いで滞納処分等を行う（特例滞納整理、法48条）。

(2) 島根県における状況について

①賦課年度内において発生した滞納事案で、概ね100万円以上で納税グループにおいて滞納処分が困難と思われるもの、②滞納繰り越しとなった事案で、滞納額が概ね30万円以上（累計を含む）で納税グループにおいて滞納処分が困難と思われるものが、特別滞納整理スタッフに引き継がれる。

(3) 監査の視点

特例滞納整理スタッフの意義について監査した。

(4) 結果及び意見

この点、例えば、検索をするにあたっては、検索の手順等を確認したり、立会人の確保、解鍵専門業者の確保をしたり、検索の結果差し押さえた物の搬出の事前準備等をしたりしなければならないなど、預貯金の調査、差押などと比べると、事務が多量かつ複雑である。そして、検索については、平成17年度に13年ぶりに行なわれたことから明らかなように、納税グループが日常的に行っているものではない。

そうだとすれば、預貯金の調査、差押など大量の定型的な業務を納税グループが行い、検索など非定型的な業務を行う専門スタッフとして特別滞納整理スタッフを設置することは、業務の効率化に資すると思われる。【意見】また、当然のことながら、特別滞納整理スタッフによって、困難な滞納事案が解決すれば、徴収率の向上にもつながる。【意見】

さらには、特別滞納整理スタッフが事案を引き継ぐ際には、当該滞納者に対し、特別滞納整理スタッフが事案を引き継いだという通知文書を送っている。その通知文書を送ることで、滞納者に心理的なプレッシャーを与えて自主的な納付を促すという付随的な効果もあると思われる。【意見】

このように、特別滞納整理スタッフは、単に事務を効率化するだけではなく、困難事案を解決し徴収率向上に貢献するものと考えられるので、平成18年度以降も、特別滞納整理スタッフの積極的な活動を期待したい。【意見】

【4】特例滞納整理について

(1) 概要

特別滞納整理スタッフは、県民センター所長と市町村長との事前の協議のうえ、概ね100万円の高額の滞納金額の事案（個人の県民税と個人の市町村民税の滞納事案）を引き継いで、徴収にあたっている。

これは、法48条の規定に基づく特例滞納整理である。

(2) 島根県における状況

島根県では、特例滞納整理を実施するにあたり、「個人住民税特例滞納整理実施要領」を制定し、平成17年7月1日から施行している。

(3) 監査の視点

特例滞納整理の意義について監査した。

(4) 結果及び意見

従来、市町村によっては、必ずしも滞納処分に積極的ではなく、個人住民税の高額な滞納が解消できていない事案があった。

しかしながら、平成19年度には、国の所得税から地方の住民税への大幅な税源移譲が行われることもあり、住民税の滞納を解消することは、市町村のみならず、県にとっても重要な課題である。

そこで、個人の県民税及び個人の市町村民税の高額滞納案件につき、特別滞納整理スタッフが引き継いで、直接徴収手続を行うこととしたのである。

平成17年度は、この特例滞納整理により、13件、総額10,658,000円の徴収を行なうなど実績を挙げた。【結果】

平成18年度以降も、特例滞納整理の有効な活用を期待したい。【意見】

また、平成13年度から、県民センター（旧各総務事務所）は、市町村と連携して、個人住民税徴収対策会議を開催して徴収計画の策定をしたり、各県

民センター所長と市町村長が連名で行う共同催告書を発送したり、県及び市町村の徴税吏員による共同臨戸を行ったりするなど、個人住民税の滞納解消に力を入れている。【結果】

さらに、平成18年度からは、県の徴税吏員が市町村に出向いて市町村の徴税吏員に対して徴収の指導を行うとともに、市町村の徴税吏員が県に出向いて徴収の実地研修を行うという、相互併任制度を実施している。【結果】

従前は、市町村によっては、滞納処分の実施に消極的な市町村もあったようであるが、平成19年度の所得税から住民税への税源移譲により、地方の財源としての住民税の重要性が増すことは明らかである。そこで、特例滞納整理、共同催告や共同徴収及び相互併任制度などにより、県と市町村との連携を深めるとともに、市町村の徴税吏員の徴収のスキルアップを図ることには、大きな意義がある。【意見】

今後も、特例滞納整理等が有効に活用されることにより、徴収率の向上を期待したい。【意見】

第7章 税務総合オンライン(税務電算)システム等について

【1】税務電算システムについて

〔1〕概要

島根県は、コンピューターにより全税目の課税・収納・決算に関する業務を一括管理する税務総合オンラインシステム（以下、「税務電算システム」という）を開発し、運用している。システムの概要は、納税者ごとに納税者番号を付けることにより、納税者を一元的に管理するというものである。

〔2〕島根県における状況について

税務電算システムのホストコンピューターは、島根県の情報政策課に設置されており、ホストコンピューターと東部・西部の各県民センター及び各事務所とが、オンラインによって繋がっている。そのため、全税目の納税証明を、東部・西部の各県民センター及び各事務所の納税窓口で交付することができる。

〔3〕監査の視点

税務電算システムのセキュリティが確保されているか、税務電算システムの今後の課題等について、監査を行った。

〔4〕結果及び意見

（1）セキュリティについて

税務電算システムへのアクセスは、端末にログインするためのIDとパスワード及びシステム自体にアクセスするためのIDとパスワードにより制限されている。また、端末にログインするためのパスワードは、6か月で1回変更されるなど、セキュリティに配慮してある。【結果】

また、税務電算システムは、業務用のLANによって接続されているため、外部とは繋がっていない。したがって、外部の者が、税務電算システムへのアクセスすることはできないようになっている。【結果】

ところで、島根県の情報政策課においては、情報通信システム最適化事業の一環として、平成20年秋を目処に、外部ネットワークとのデータ連携を行うための基盤整備が行われている。当然のことながら、外部からの不正なアクセス等を防ぐシステムが導入されるであろうが、職員の操作ミスなどの過失により情報が流出することがないように、現在よりも慎重な操作

がなされることを期待したい。【意見】

なお、税務電算システムのデータは、島根県のホストコンピューターにより毎日バックアップされている。ホストコンピューターが置かれている部屋は、指紋認証がされないと入室できない仕組みになっており、専門のSEがホストコンピューターを管理している。【結果】

(2) 今後の課題について

現在、島根県は、インターネットバンキングやコンビニエンスストア等による県税の収納システム（以下、「マルチペイメントシステム」という）を開発している。また、国を中心に関係機関が協力して、自動車の登録や保管場所証明、納税手続等、自動車を保有するために必要な手続と税・手数料の納付をインターネットによる申請で、一括して行うことができる自動車保有関連手続のワンストップサービス（以下、「OSS」という）の開発・整備を進めている。さらに、地方税の一部の税目については、インターネットを利用した電子申告が、既に受け付けられている。【結果】

島根県は、税務電算システムを、マルチペイメントシステム、OSS及び電子申告システムなどと連携できるようなシステムに改良する作業を行っているところであり、こうしたシステムとの連携を押し進めることで、賦課徴収事務のさらなる効率化及び徴収率の向上を期待したい。【意見】

もっとも、将来総合的なシステムが完成し、本格的な運用が始まった後には、システムの運用状況、費用対効果などについて、あらためて検証する必要がある。【意見】

【2】地方税電子申告システムについて

〔1〕概要

現在、地方税の一部の税目については、インターネットを利用した電子申告の受付が既に行われている。現在は、県税のうち、法人県民税と法人事業税が、電子申告の対象となっている。

具体的には、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（以下、「eLTAX」という）によって、自宅または職場などのパソコンからインターネットを通じて申告をすることができるようになっている。

申告をすることができる者は、電子申告の対象税目となっている税目の納税者で、かつ、電子証明書を保有している者、または税理士及び税理士法人等税理士業務を行う者である。

〔2〕島根県における状況について

島根県は、平成17年8月から、eLTAXを運用している。

なお、島根県では、平成18年11月30日現在で、194名の税理士（税理士法人を除く）が存在するが、そのうち、eLTAXの利用代理人届けをしている税理士は、22名である。

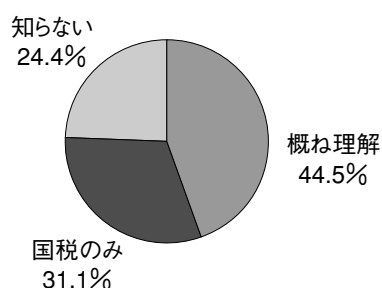
島根県が、平成18年 8 月22日から 9 月30日にかけて、納税者及び税理士に対して、eLTAXに関するアンケートを行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

調査対象

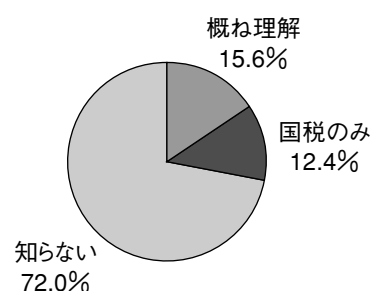
	県内税理士	法人	計
【調査対象】	186	500	686
【回答数】	120	216	336
【回収率】	64.5%	43.2%	49.0%

認知度について

◆税理士

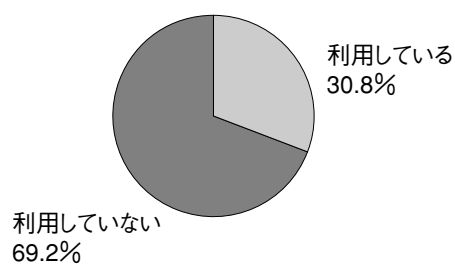


◆法人

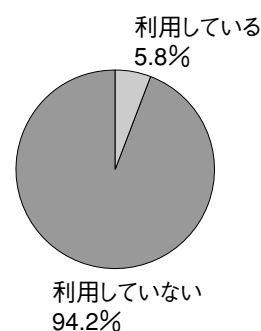


取り組み状況について【電子申告の利用】

◆税理士



◆法人



〔3〕 監査の視点

eLTAXを運用し、または利用する際の問題点等につき監査を行った。

〔4〕結果及び意見

eLTAXは、窓口によらずとも申告をすることができるということで、納税者にとっては窓口まで出向かなくてもよいというメリットがある。一方、県にとっては窓口での事務の負担（コスト）が減るというメリットがある。

ところが、eLTAXの現在における最大の問題点としては、利用者が少ないということが挙げられる。利用者が少ないことを最大の問題点として挙げるのは、eLTAXのメリットの一つに窓口事務の負担軽減がある以上、システムの開発・運営費をいくらかけても、その費用に見合った効果がなければ（つまりは、利用者が少なければ）、システムを開発した意味がないからである。

そして、利用者が少ないことの原因としては、そもそもeLTAXのことを知らない又は理解していない法人が少なくないということが挙げられる。【結果】

また、島根県では、平成18年11月30日現在で、eLTAXの利用代理人届けをしている税理士は、わずか22名しかいない。税理士が、eLTAXを利用しない理由としては、税理士のほうにも諸々の事情があるかと思われる。しかしながら、県内法人の納税申告の大半が、税理士に依頼をして行われていることが現状であるところ、税理士が、積極的にeLTAXによる申告を行うことが、eLTAXの利用促進になると思われる。そこで、島根県においては、税理士に対し、eLTAXの積極的な利用を呼びかけるなど、税理士会員の理解を得られるような活動を行うべきである。【意見】

さらに、将来eLTAXの対象税目が広がり、個人の県税についてもeLTAXにより申告ができるようになった場合には、個人納税者に対してもeLTAXの積極的な利用を促すように、eLTAXについてPRしていかなければならないと思われる。【意見】

なお、eLTAXは、今後、申告のみならず、各種申請・届出や納税についてインターネット上で行うことができるように検討が進められている。【結果】

平成18年度包括外部監査の日程等について

日	時	内 容
6月19日	午 後	テーマ選定についての協議
7月12日	午 前	税務課からのヒアリング
7月12日	午 後	内部協議
7月14日	全 日	内部協議
7月20日	午 前	税務課からのヒアリング
7月20日	午 後	内部協議
7月28日	全 日	内部協議
8月2日	全 日	東部県民センターからのヒアリング
8月3日	全 日	東部県民センターからのヒアリング
8月4日	全 日	出雲事務所からのヒアリング
8月7日	全 日	雲南事務所からのヒアリング
8月8日	全 日	東部県民センターからのヒアリング
8月9日	午 前	税務課からのヒアリング
8月9日	午 後	内部協議
8月18日	全 日	内部協議
8月21日	全 日	内部協議
8月22日	全 日	内部協議
9月1日	全 日	東部県民センターからのヒアリング
9月5日	午 前	税務課からのヒアリング
9月5日	午 後	内部協議
9月6日	全 日	隠岐事務所からのヒアリング
9月12日	全 日	西部県民センターからのヒアリング
9月13日	全 日	西部県民センターからのヒアリング
9月19日	全 日	大田事務所からのヒアリング
9月20日	全 日	益田事務所からのヒアリング
10月3日	午 前	税務課からのヒアリング
10月3日	午 後	内部協議
10月4日	全 日	内部協議
10月10日	全 日	内部協議
10月11日	全 日	東部県民センターからのヒアリング
10月18日	全 日	東部県民センターからのヒアリング

10月24日	全 日	内部協議
10月25日	全 日	内部協議
11月7日	全 日	自動車税管理グループからのヒアリング
11月8日	午 前	税務課からのヒアリング
11月8日	午 後	税務電算グループからのヒアリング
11月14日	全 日	内部協議
11月15日	全 日	東部県民センターからのヒアリング
11月22日	全 日	内部協議
11月24日	全 日	内部協議
11月27日	全 日	内部協議
11月29日	全 日	内部協議
12月5日	全 日	報告書の内容検討等
12月6日	全 日	報告書の内容検討等
12月8日	全 日	報告書の内容検討等
12月12日	全 日	東部県民センターからのヒアリング
12月13日	午 前	報告書の内容検討等
12月13日	午 後	税務課からのヒアリング
12月14日	全 日	報告書の内容検討等
12月18日	全 日	東部県民センターからのヒアリング
12月20日	全 日	報告書の内容検討等
12月21日	全 日	報告書の内容検討等
12月22日	全 日	報告書の内容検討等
12月27日	全 日	報告書の内容検討等
12月28日	全 日	報告書の内容検討等
1月5日	全 日	報告書の内容検討等
1月16日	全 日	報告書の内容検討等
1月18日	全 日	報告書の内容検討等
1月23日	全 日	報告書案の作成
2月1日	全 日	報告書案の作成
2月7日	全 日	報告書案の作成
2月15日	半 日	監査委員への説明
3月13日	半 日	知事等報告